

ヤングケアラーの実態に関する調査報告書

第2編 支援者

ヤングケアラーの実態に関する調査報告書

1-1 山梨県小学校・中学校・高等学校 編

令和3年9月

山梨県教育委員会

山梨県県民生活部

1-1 目次

1. 小学校・中学校・高等学校アンケート調査の実施概要

(1) 調査目的	1
(2) 調査対象	1
(3) 調査方法	1
(4) 実施時期	1
(5) 回答状況	1

2. 小学校・中学校・高等学校アンケート調査結果

(1) 学校の概要	2
(2) 支援が必要だと思われる生徒への対応	2
(3) ヤングケアラーについて	8

1. 小学校・中学校・高等学校アンケート調査の実施概要

(1) 調査目的

支援が必要だと思われる児童生徒(ヤングケアラー)の状況を調査するとともに、今後それらを解決するために必要な支援策を検討するための基礎資料とする。併せて、児童生徒に対する「ヤングケアラー」周知の一環とする。

(2) 調査対象

- 県内国・公・私立小中学校 259 校
 - ・国公立小・中学校 248 校(小学校 167 校、中学校 81 校)
 - ・私立小・中学校 11 校(小学校 4 校、中学校 7 校)
- 県内公・私立高等学校 43 校 53 課程
 - ・公立高校[全日制 30 校、定時制 7 校、通信制 1 校]
 - ・私立高校[全日制 11 校、通信制 4 校]

(3) 調査方法

県内の小・中・高等学校に、調査フォームの QR コード、URL を記載した調査概要を配布。Web 上で回答、回収を実施。

(4) 実施時期

- 小・中学校
 - 令和 3 年 7 月 8 日(木)～令和 3 年 7 月 30 日(金)
- 高等学校
 - ・公立高等学校
 - 令和 3 年 7 月 9 日(金)～令和 3 年 7 月 22 日(木)
 - ・私立高等学校
 - 令和 3 年 7 月 12 日(月)～令和 3 年 7 月 30 日(金)

(5) 回答状況

- 県内国・公・私立小中学校 250 校(96.5%)
 - ・国公立小・中学校 241 校(小学校 163 校、中学校 78 校)
 - ・私立小・中学校 9 校(小学校 3 校、中学校 6 校)
- 県内公・私立高等学校 42 校 48 課程(90.6%)
 - ・公立高校[全日制 30 校(100%)、定時制 7 校(100%)、通信制 1 校(100%)]
 - ・私立高校[全日制 10 校(90.9%)、通信制 0 校(0%)]

2. 小学校・中学校・高等学校アンケート調査結果

(1) 学校の概要

① 回答者の役職(%) 調査数＝小 166 中 84 高校 48

回答者は「副校長・教頭」が最も高い。

	校長	副校長・ 教頭	主幹教諭	養護教諭	スクールソ ーシャルワ ーカー (SSW)	スクール カウンセ ラー (SC)	その他
小学校	31.3	68.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
中学校	31.0	69.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
高校	12.5	47.9	0.0	25.0	0.0	0.0	14.6

② 学校規模(児童生徒数)(%) 調査数＝小 166 中 84 高校 48

小学校では「41～160人」、中学校では「41～160人」「161～280人」規模の学校が最も多い。全日制高校では「641人以上」規模の学校が最も多い。定時制・通信制高校では「40人以下」および「41～160人」規模の学校が多い。

		40人以下	41～160人	161～280人	281～400人	401～520人	521～640人	641人以上
小学校		12.7	33.1	19.9	22.3	8.4	3.0	2.4
中学校		10.7	28.6	28.6	20.2	11.9	6.0	1.2
高 校	全日制	2.5	7.5	2.5	15.0	15.0	17.5	40.0
	定時制・通信制	37.5	37.5	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0

(2) 支援が必要だと思われる児童生徒への対応

① SSWの派遣・配置状況(%) 調査数＝小 166 中 84 高校 48

全ての校種で「要請に応じて派遣される」学校が最も多くなっている。

		週に2～3 回以上派 遣・配置さ れている	週に1回程 度派遣・配 置されてい る	月に数回以 下で派遣・ 配置されて いる	要請に応じ て派遣され る	派遣・配置 されていない	その他
小学校		0.0	0.6	4.2	86.1	8.4	0.6
中学校		0.0	1.2	2.4	76.2	20.2	0.0
高 校	全日制	0.0	0.0	2.5	67.5	30.0	0.0
	定時制・通信制	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0

② SCの派遣・配置状況(%) 調査数＝小 166 中 84 高校 48

小中学校では、「月に数回以下で派遣・配置されている」が最も高く、高校では、全ての課程で「要請に応じて派遣されている」学校が最も多くなっている。

		週に2～3回以上派遣・配置されている	週に1回程度派遣・配置されている	月に数回以下で派遣・配置されている	要請に応じて派遣される	派遣・配置されていない	その他
小学校		0.0	6.6	85.5	0.6	1.2	6.0
中学校		10.7	50.0	34.5	0.0	4.8	0.0
高校	全日制	7.5	22.5	25.0	32.5	10.0	2.5
	定時制・通信制	0.0	12.5	25.0	62.5	0.0	0.0

③ 校内で共有している児童生徒のケース(%) (複数回答) 調査数＝小 166 中 84 高校 48

校内で共有している児童生徒のケースについて聞いたところ、小中学校、全日制高校ともに「学校を休みがちである」児童生徒のケースが最も高く、次いで、「精神的不安定さがある」や「遅刻や早退が多い」が高くなっている。定時制・通信制では、「学校を休みがちである」、「精神的な不安定さがある」が最も高くなっている。

		学校を休みがちである	遅刻や早退が多い	保健室で過ごしていることが多い	精神的な不安定さがある	身だしなみが整っていない	学力が低下している	宿題や持ち物の忘れ物が多い	保護者の承諾が必要な書類等の提出遅れや提出忘れが多い	学校に必要なものを用意してもらえない
小学校		84.3	70.5	51.8	81.3	41.0	41.0	36.7	36.7	24.1
中学校		92.9	88.1	81.0	91.7	50.0	56.0	50.0	44.0	39.3
高校	全日制	95.0	72.5	72.5	85.0	27.5	60.0	27.5	12.5	15.0
	定時制・通信制	87.5	75.0	12.5	87.5	37.5	50.0	50.0	50.0	37.5

		部活動を途中でやめてしまった	修学旅行や宿泊行事等を欠席する	校納金が遅れる、未払い	その他
小学校		0.0	9.6	33.7	4.2
中学校		52.4	54.8	40.5	3.6
高校	全日制	30.0	17.5	27.5	2.5
	定時制・通信制	12.5	12.5	50.0	12.5

④ 情報共有・対応の検討体制(%) 調査数＝小 166 中 84 高校 48

校内で共有している児童生徒のケースについての情報共有・対応の検討体制について聞いたところ、小学校と全日制高校では「不登校以外の生徒のケースに関する校内の検討体制で検討している」が最も高く、中学校では「不登校の生徒のケースに関する校内の検討体制で検討している」、定時制・通信制高校では「個別に対応している(決まった検討体制はない)」が最も高くなっている。

		不登校の生徒のケースに関する校内の検討体制で検討している	不登校以外の生徒のケースに関する校内の検討体制で検討している	個別に対応している(決まった検討体制はない)
小学校		22.3	59.0	18.1
中学校		46.4	39.3	13.1
高校	全日制	20.0	45.0	32.5
	定時制・通信制	0.0	25.0	75.0

⑤ 情報共有・対応の検討方法(%) (複数回答) 調査数＝小 166 中 84 高校 48

校内の情報共有・対応の検討方法について聞いたところ、小学校では「ケース会議」が、中学校では「生徒指導部・委員会など」が最も高く、全日制高校では「生徒の抱える課題の解決に向けて調整役として活動する教職員の配置・指名」が最も高くなっている。「調整役として活動する教職員」は、各学校の教育相談担当や特別支援教育コーディネーター等の教員と思われる。

		スクリーニング会議	ケース会議	生徒指導部・委員会など	生徒理解・支援シートなど共通様式による情報共有	生徒の抱える課題の解決に向けて調整役として活動する教職員の配置・指名	その他
小学校		15.1	71.1	38.6	37.3	30.7	11.4
中学校		19.0	66.7	69.0	38.1	39.3	7.1
高校	全日制	15.0	32.5	30.0	27.5	50.0	17.5
	定時制・通信制	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0

⑥ 会議に参加する教職員(%) (複数回答)

⑤の会議を「行っている」学校に、会議の参加者を聞いた結果は以下のとおりである。

		校長	副校長・ 教頭	学年主任	担任教諭	生徒指導 教諭	養護教諭	SSW	SC	
スクリー ニング会 議	小学校(25)	96.0	96.0	88.0	92.0	80.0	92.0	0.0	4.0	
	中学校(16)	100.0	100.0	93.8	31.3	75.0	81.3	0.0	25.0	
	高 校	全日制(6)	83.3	83.3	66.7	33.3	66.7	100.0	16.7	33.3
		定時制・通信 制(2)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	50.0	0.0	0.0
ケース会 議	小学校(118)	91.5	92.4	50.0	90.7	50.0	73.7	7.6	13.6	
	中学校(56)	75.0	73.2	67.9	80.4	51.8	57.1	16.1	32.1	
	高 校	全日制(13)	7.7	7.7	92.3	84.6	7.7	92.3	7.7	30.8
		定時制・通信 制(2)	100.0	100.0	50.0	100.0	0.0	50.0	50.0	50.0
生徒指導 部・委員 会など	小学校(64)	89.1	90.6	70.3	75.0	85.9	75.0	0.0	6.3	
	中学校(58)	82.8	94.8	44.8	17.2	94.8	91.4	1.7	19.0	
	高 校	全日制(12)	100.0	91.7	91.7	58.3	83.3	91.7	0.0	25.0
		定時制・通信 制(2)	100.0	100.0	100.0	100.0	50.0	50.0	0.0	0.0
その他	小学校(19)	78.9	78.9	63.2	73.7	73.7	63.2	5.3	0.0	
	中学校(6)	83.3	83.3	83.3	50.0	33.3	83.3	0.0	16.7	
	高 校	全日制(7)	85.7	85.7	100.0	57.1	71.4	57.1	0.0	14.3
		定時制・通信 制(2)	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0

		外部の 関係機 関	その他	
スクリー ニング会 議	小学校(25)	4.0	8.0	
	中学(16)	0.0	31.3	
	高 校	全日制(6)	0.0	33.3
		定時制・通信 制(2)	0.0	100.0
ケース会 議	小学校(118)	15.3	22.0	
	中学校(56)	35.7	23.2	
	高 校	全日制(13)	15.4	46.2
		定時制・通信 制(2)	0.0	50.0
生徒指導 部・委員 会など	小学校(64)	0.0	18.8	
	中学校(58)	5.2	31.0	
	高 校	全日制(12)	0.0	66.7
		定時制・通信 制(2)	0.0	50.0
その他	小学校(19)	5.3	36.8	
	中学校(6)	0.0	50.0	
	高 校	全日制(7)	0.0	71.4
		定時制・通信 制(2)	0.0	50.0

⑦ 会議の頻度(%) (複数回答)

⑤の会議を「行っている」学校に、会議の頻度を聞いた結果は以下のとおりである。

		2週間に 1回以上	月に1回 程度	半年に1 回程度	年に1回 程度	
スクリー ニング会 議	小学校(25)	16.0	40.0	44.0	0.0	
	中学(16)	62.5	18.8	18.8	0.0	
	高 校	全日制(6)	16.7	33.3	16.7	0.0
		定時制・通信制 (2)	0.0	50.0	0.0	0.0
ケース会 議	小学校(118)	10.2	60.2	28.0	1.7	
	中学校(56)	10.7	37.5	44.6	1.8	
	高 校	全日制(13)	7.7	38.5	23.1	15.4
		定時制・通信制 (2)	0.0	100.0	0.0	0.0
生徒指導 部・委員会 など	小学校(64)	15.6	64.1	20.3	0.0	
	中学校(58)	91.4	5.2	1.7	0.0	
	高 校	全日制(12)	8.3	41.7	50.0	0.0
		定時制・通信制 (2)	0.0	100.0	0.0	0.0
その他	小学校(19)	36.8	47.4	5.3	0.0	
	中学校(6)	50.0	16.7	0.0	0.0	
	高 校	全日制(7)	57.1	57.1	0.0	0.0
		定時制・通信制 (2)	0.0	50.0	0.0	0.0

⑧ 個別対応の場合の情報共有・対応の検討方法など

④で「個別に対応している(決まった検討体制はない)」と回答した学校の情報共有・対応の検討方法について聞いたところ、以下のような回答があった。

【小中学校】

- ・月1回 全職員による生徒指導・特別支援校内委員会を開き、情報共有をしている。そこにあがった児童に対して、生徒指導主任や特別支援コーディネーターが中心となり対応を検討して、対象児童ごとにケース会議を不定期に行っている。参加者は、校長・教頭・生徒指導主任・特別支援コーディネーター・担任・SSWなどケースによって変化する。
- ・不登校である無いかかわらず、特別な支援が必要な生徒について検討を行っている。(月1回) 必要に応じて外部機関と連携し、要保護児童対策地域協議会を実施している。
- ・校長、教頭、コーディネーター、担任、養護教諭による連絡、情報確認 ・状況に応じ適宜
- ・SC、SSW、外部機関との情報共有・・・学期に1回または年2回程度

【高校】

- ・学年会議、運営委員会、職員会議、通常の打ち合わせ時、特別支援委員会等で情報共有・検討
- ・必要に応じて、学年主任、担任教諭、養護教諭、SC間等で情報共有・対応の検討を随時実施
- ・必要に応じて、関係する教職員を招集しケース会議を実施
- ・外部機関とのケース会議(その都度、管理職が該当生徒に関係する教職員を招集)を実施

⑨ 外部との情報共有・対応の検討体制(%) (複数回答)

調査数＝小 166 中 84 高校 48

校内で共有している児童生徒のケースについて学校以外の関係機関と連携する体制があるかどうか、また体制がある場合、連携する関係機関について聞いたところ、結果は以下のとおりである。

		ある	ない	市町村教育委員会	市町村の福祉部門(要協を除く)	市町村の保健部門	市町村の要保護児童地域	教育支援センター(適応指導教室)	フリースクール・子ども食堂などの	
要保護児童対策地域協議会の登録ケース	小学校	68.1	27.1	52.4	45.2	25.9	33.7	11.4	4.8	
	中学校	60.7	29.8	48.8	42.9	20.2	33.3	19.0	3.6	
	高校	全日制	27.5	72.5	36.4	36.4	45.5	36.4	27.3	0.0
		定時制・通信制	75.0	25.0	16.7	16.7	16.7	33.3	16.7	0.0
不登校のケース	小学校	78.3	18.1	65.7	34.3	17.5	10.8	30.1	6.0	
	中学校	84.5	6.0	71.4	41.7	14.3	13.1	51.2	8.3	
	高校	全日制	27.5	72.5	9.1	18.2	18.2	0.0	27.3	0.0
		定時制・通信制	37.5	62.5	66.7	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0
それ以外	小学校	43.4	42.8	34.3	28.9	12.0	5.4	10.2	3.0	
	中学校	31.0	46.4	23.8	13.1	6.0	2.4	6.0	1.2	
	高校	全日制	47.5	52.5	10.5	31.6	26.3	10.5	21.1	0.0
		定時制・通信制	50.0	50.0	25.0	25.0	25.0	0.0	25.0	0.0

		児童相談所	民生委員	病院	警察や 刑事司法 関係機関	その他	
要保護児童 対策地域協 議会の登録 ケース	小学校	36.7	9.0	6.6	9.0	2.4	
	中学校	38.1	10.7	16.7	10.7	4.8	
	高 校	全日制	72.7	0.0	27.3	27.3	0.0
		定時制・通信制	83.3	0.0	16.7	16.7	33.3
不登校の ケース	小学校	12.0	7.2	7.2	1.8	6.0	
	中学校	22.6	11.9	13.1	1.2	8.3	
	高 校	全日制	36.4	0.0	45.5	9.1	36.4
		定時制・通信制	33.3	0.0	0.0	0.0	33.3
それ以外	小学校	15.1	6.6	7.2	3.0	3.6	
	中学校	17.9	3.6	3.6	10.7	2.4	
	高 校	全日制	63.2	0.0	52.6	31.6	10.5
		定時制・通信制	75.0	0.0	25.0	0.0	25.0

(3) ヤングケアラーについて

① 「ヤングケアラー」の概念の認識(%) 調査数＝小 166 中 84 高校 48

「ヤングケアラー」の概念の認識について聞いたところ、小中学校、高校ともに「言葉は知っているが、学校としては特別な対応をしていない」が最も高くなっている。また、「言葉を知っており、学校として意識して対応している」学校も、中学校では全体の 47.6%、高校では全体の 31.3%であり、国の調査より高くなっている。「言葉を知らない」と回答した学校はなかった。「ヤングケアラー」がすべての学校において周知されている。

		言葉を知らない	言葉は聞いたことはあるが、具体的には知らない	言葉は知っているが、学校としては特別な対応をしていない	言葉を知っており、学校として意識して対応している
小学校		0.0	0.6	61.4	38.0
中学校		0.0	1.2	51.2	47.6
高校	全体	0.0	4.2	64.6	31.3
	全日制	0.0	0.0	70.0	30.0
	定時制・通信制	0.0	25.0	37.5	37.5

② 「ヤングケアラー」の実態把握の状況(%)

「ヤングケアラー」の概念について「言葉を知っており、学校として意識して対応している」と回答した学校に、児童生徒の実態把握の状況について聞いたところ、小学校では 23.8%、中学校では 47.5%、高校では 46.7%の学校が把握していると回答した。

		調査数 (①で 「対応し ている」)	把握して いる	「ヤング ケアラ ー」と思 われる子 どもは いるが、 その実 態は 把握し て いない	該当す る子 ども は ない (これ ま で も い な か っ た)
小学校		63	23.8	11.1	63.5
中学校		40	47.5	25.0	27.5
高校	全体	15	46.7	26.7	26.7
	全日制	12	41.7	25.0	33.3
	定時制・通信制	3	66.7	33.3	0.0

③ 「ヤングケアラー」の把握方法(%)

「ヤングケアラー」を「把握している」と回答した学校に、把握方法について聞いたところ、小学校では 100%、中学校では 89.5%の学校が、高校では全ての学校が「特定のツールはないが、できるだけ「ヤングケアラー」の視点を持って検討・対応している」と回答した。

		調査数	アセス メント シート やチェ ックリ ストな どのツ ールを 用いて いる	特定の ツール はない ができ るだけ 「ヤ ングケ アラ ー」の 視点 を持 って 検 討・ 対 応 し て い る	その他
小学校		15	0.0	100.0	0.0
中学校		19	5.3	89.5	5.3
高校	全体	7	0.0	100.0	0.0
	全日制	5	0.0	100.0	0.0
	定時制・通信制	2	0.0	100.0	0.0

④ ヤングケアラーの定義に該当すると思われる児童生徒の有無(%)

調査数＝小 166 中 84 高校 48

「ヤングケアラー」の定義を示したうえで、該当すると思われる児童生徒の有無について聞いたところ、「いる」が小学校では全体で15.1%、中学校では40.5%、高校では全体で41.7%となっている。

		いる	いない	分からない
小学校		15.1	69.3	15.7
中学校		40.5	32.1	27.4
高校	全体	41.7	20.8	37.5
	全日制	32.5	22.5	45.0
	定時制・通信制	87.5	12.5	0.0

⑤ 「ヤングケアラー」の概念の認識×ヤングケアラーの有無(%) 調査数＝小中 250 高校 48

「ヤングケアラー」という「言葉は知っており、学校として特別な対応をしていない」学校に比べて、「言葉を知っており、学校として意識して対応している」学校の方が、ヤングケアラーが「いる」と回答している割合が高い。

		調査数	いる	いない	分からない
言葉を知らない	小学校	0	0	0	0
	中学校	0	0	0	0
	高校	0	0.0	0.0	0.0
言葉は聞いたことはあるが、具体的には知らない	小学校	1	0.0	100.0	0.0
	中学校	1	0.0	100.0	0.0
	高校	2	100.0	0.0	0.0
言葉は知っているが、学校としては特別な対応をしていない	小学校	102	10.8	69.6	19.6
	中学校	43	30.2	34.9	34.9
	高校	31	32.3	19.4	48.4
言葉を知っており、学校として意識して対応している	小学校	68	20.6	69.1	10.3
	中学校	40	52.5	27.5	20.0
	高校	15	53.3	26.7	20.0

⑥ ヤングケアラーと思われる児童生徒の状況(%) (複数回答)

(④でヤングケアラーの定義に該当すると思われる児童生徒が「いる」と答えた学校のみ回答)

ヤングケアラーと思われる児童生徒の状況について聞いたところ、小中学校では、「家族の代わりに、幼いきょうだいの世話をしている」が最も多く、全日制高校では、「障がいや病気のある家族に代わり、家事(買い物、料理、洗濯、掃除など)をしている」、「家族の代わりに、幼いきょうだいの世話をしている」が、定時制・通信制高校では「家族の代わりに、幼いきょうだいの世話をしている」、「家計を支えるために、アルバイト等をしている」が最も多くなっている。

	小学校 (25)	中学校 (34)	高校	
			全日制 (13)	定時制・ 通信制(7)
障がいや病気のある家族に代わり家事をしている	20.0	29.4	46.2	42.9
家族の代わりに、幼いきょうだいの世話をしている	84.0	76.5	46.2	71.4
家族の代わりに、障がいや病気のあるきょうだいの世話をしている	0.0	2.9	15.4	0.0
目を離せない家族の見守りや声かけをしている	8.0	20.6	23.1	0.0
家族の通訳をしている	12.0	20.6	15.4	42.9
家計を支えるために、アルバイト等をしている	0.0	0.0	30.8	85.7
アルコール・薬物・ギャンブルなどの問題のある家族に対応している	0.0	0.0	7.7	14.3
病気の家族の看病をしている	4.0	11.8	23.1	14.3
障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている	16.0	20.6	15.4	14.3
障がいや病気のある家族の入浴やトイレの世話をしている	0.0	2.9	7.7	0.0
その他	8.0	8.8	0.0	0.0

⑦ 外部の支援につないだケースの有無(%) (複数回答)

(④でヤングケアラーの定義に該当すると思われる児童生徒が「いる」と答えた学校のみ回答)

ヤングケアラーの定義に該当すると思われる児童生徒について、学校以外の外部の支援につないだケースがあるか聞いたところ、外部の支援にはつないでいない(学校内で対応している)学校が最も多かった。「要保護児童対策地域協議会に通告したケースがある」学校は、小学校で 20.0%、中学校で 24.0%、高校全体で 10.0%である。

	小学校 (25)	中学校 (34)	高校		
			全体 (20)	全日制 (13)	定時制・ 通信制(7)
要保護児童対策地域協議会に通告したケースがある	20.0	24.0	10.0	7.7	14.3
要保護児童対策地域協議会に通告するほどではないが、学校以外の外部の支援につないだケースがある	16.0	52.0	15.0	7.7	28.6
外部の支援にはつないでいない(学校内で対応している)	68.0	72.0	85.0	92.3	71.4

⑧ 外部の支援につながらなかった理由

⑦で「外部の支援にはつないでいない(学校内で対応している)」と回答した学校において、つながらなかった理由と対処方法を聞いたところ、以下のような回答があった。

【小中学校】

外部の支援につながらなかった理由とその対処

- ・どこにつなぐかわからない。
- ・子ども自身の権利が守られていないとは判断されないため。
- ・学校内で対応できるため。
- ・本人から話を聞いており、明るく充実した学校生活を送れているため。
- ・それほど深刻ではないと考えているため。
- ・生徒・家庭の情報収集が充分ではなく、不確かな要素を含んでいるから。
- ・今年度入学生のため、実態把握に努めている。
- ・今回のアンケートで把握したが、外部からの支援を求めている。
- ・学校が勝手に通告してよいのか判断できない。今後の状況によっては、要保護児童対策地域協議会等に相談する予定。
- ・可能性・疑いはあるが、100%の確証が得られていない。
- ・幼いきょうだいの世話を該当児童だけでなく祖母も行っているなど、外部の支援を必要としないと判断したため。
- ・どこまでが手伝いなのか、どこからがヤングケアラーと断定するのか不明確なので。
- ・両親共働きの外国籍児童であり、幼い妹の面倒を見ているようである。学校を休むようなことはない。また、一度不満から家に帰るのが遅くなる事件があったからは、母親も仕事の調節をして家にいる時間を増やしてくれた。その後、学校での様子も明るくなり、現在も元気に過ごしているため。

<対処として>

- ・学年職員で声掛けをしたり、様子をみたりしながら、状況を観察している。
- ・学級担任が様子の聞き取りをしている
- ・電話での連絡。お便りなど文書は、できるだけ平仮名で記載する。
- ・生徒個々の学校での生活の様子を丁寧に見取り、声掛けをしながら積極的に寄り添っている。複数の教職員が、情報を共有し、多面的に関わるようにしている。
- ・生徒からそれとなく話を聞いたり、家庭訪問などで家庭の様子を確認したりしている。
- ・本人が困り感を感じていることについて学校として可能な範囲での支援。
- ・外部相談機関等の情報提供。
- ・学級担任が頻繁に、家庭訪問を行い、状況把握に努めている。保護者との連絡も密に行っており、良好な関係を築いている。また、ヤングケアラーに該当した場合の対処方法について(外部の繋げる機関の選定など)準備を行っている。
- ・担任、部活動顧問、学年主任等で声掛けとともに様子を知る。三者懇談で状況確認。
- ・外国籍の保護者の通訳の手配等について、県への依頼を行う等。
- ・各家庭とも要対協やSSWとの繋がりを持たせて、情報を得ている。また、日々の児童の変化を見て家庭の様子に敏感になり迅速に対応できるようにしている。

【高校】

外部の支援につながらなかった理由とその対処

- ・対応するほどの状況になっていない。
- ・児童相談所に相談したが、手伝いとみるのか、ヤングケアラーと判断するのが難しく、本人からの訴えも少なかったので経過観察中である。
- ・現在の状況になってから間もないため、対応について検討を始めたところである。収入面で不安があるため、複数の奨学金の申請を奨めている。
- ・要対協と連携が取れた状況で入学してきているため。また、中学校からの申し送りでヤングケアラーに該当すると思われる生徒がいても、実際には直接本人に聞くことができなかったり、現状、問題なく生活している場合は介入が難しいため。校内では、気になる様子が見られず、学校生活に適応している場合は静観している。
- ・ヤングケアラーだと確実に判断できる事例ではなかった。本人の話をよく聞き、状況や気持ちを定期的に聞くことができるようにしている。
- ・昨年度のことであり、ヤングケアラーとして支援を考えるという体制がなかったため。
- ・生徒が学校に家庭の内情を知られたくない気持ちが強いため。市役所子育て支援課と情報を共有している。
- ・詳細な状況を把握できているわけではなく、あまり立ち入ったことも聞けないため、具体的な対応はしていない。
- ・登校できない等の深刻なケースではないため。校内では、二者懇談・三者懇談などで情報を得るようにしている。
- ・正確な情報が収集できていないため。現在、情報を収集中。また、支援先や方法を検討中。

⑨ ヤングケアラーの把握や支援に当たって工夫していること

ヤングケアラーの把握や支援に当たって工夫していることを聞いたところ、以下のような回答があった。

【小中学校】

- ・定期的に行っている「いじめ調査」と併せ、質問項目にヤングケアラーの把握に関する項目を入れるなど、実態把握に努めている。
- ・児童の生活の様子をよく見る。些細な事象についても保護者と連絡を取る。
- ・本人の気持ちを確認する ・組織で対応する ・情報共有を行い支援目標の設定、支援のアセスメントを行う・守秘義務を徹底する
- ・個人情報に気を付ける。担任、顧問が学年主任や管理職と必ず相談を行う。
- ・様々な機会を通して情報を共有していくこと。
- ・教職員が揃って校内の全児童の様子を見守り、子供の変化に敏感であるようにする。朝、校門や玄関での職員のお迎え など
- ・児童とのコミュニケーションの時間を多くとり情報収集を多く行う。
- ・学校職員全体で児童観察、相談しやすい環境づくり
- ・学校職員による児童の状況把握と、保護者との連絡・相談体制の充実。
- ・村福祉担当との連携を頻繁に行う。
- ・家族の障がい程度について詳しく聞かないよう配慮している
- ・各家庭の実情を理解した上で、プライバシーに配慮すること
- ・生活ノート等の生徒の記述や生活時間の記入から、過度のお手伝いの時間や労働の時間が記入されていないか等について注意深く見守る。精神的に不安定にならないよう、生徒の変化を見逃さず、担任や学年職員、養護教諭等が支援する。

【高校】

- ・面談やアンケート、保健室での会話、声掛けなどから生徒の発するサインを見落とさないようにしている。
- ・每学期 1 回、全校生徒を対象に教育支援アンケートを実施している。保健室での相談しやすい環境に配慮している。
- ・情報の管理や情報収集、情報の共有について工夫している。中学校からの申し送りや本人の生活状況、学校生活を把握しながら、気になる生徒の情報は共有できるようにしている。
- ・保健室の立場から、体調不良や精神的不調の背景に家庭的事情がないか注意深く聞くようにしている。
- ・生徒の行動や様子を観察し、その背後にある理由の把握に努めている。
- ・欠席連絡は、本人以外にしてもらうなど、状況をなるべく正確に得られる方法を考えている。
- ・出席状況や二者面談・三者懇談等の様子を担任・学年主任と管理職が共有している。
- ・家庭状況や本人の問題など気になる生徒を把握し、SSW や SC につなげたり、ケース会議で対応を考えたりしている。ヤングケアラーを把握した場合は、SSW に相談し、ケース会議で対応を検討する体制をとっている。

⑩ ヤングケアラーの把握や支援に当たって難しいと感じること

ヤングケアラーの把握や支援に当たって難しいと感じることについて聞いたところ、以下のような回答があった。

【小中学校】

- ・家庭の問題にどこまで入り込んでいけるのか。
- ・教員が対応してよいのか。
- ・どこまでが「家族としての役割」なのか、線引きが難しい。
- ・家庭内のことで、学校に見えない部分が多いこと。
- ・学校では見えない部分があるかもしれない
- ・家庭のプライバシー面についての配慮。
- ・保護者への理解及び協力(改善)要請
- ・家族のケア
- ・家庭内での問題なので、学校がどこまで介入していいのかその線引きが難しい。
- ・外部機関も多忙であり、思ったように早急な連携がとりにくい。
- ・本人の訴えが客観的に見て、ヤングケアラーに当てはまるのかを確認することが難しいと感じる。親に確認することが躊躇されることもあると思うので、正確な状況把握に難しさを感じる。
- ・実際の家庭内における生活の状況の把握。
- ・家庭内のプライバシーに大きくかかわることなので対象家庭とどのように話を進めていけば良いのかが難しい。また、関係機関と学校とは情報提供などで連携が取れるが、その後、連携機関にどのように対象家庭と関わってもらえるのかがわからない。

【高校】

- ・プライバシーにかかわることなので限界がある。
- ・生徒本人がヤングケアラーであると意識していない。
- ・保護者は手伝いのつもりで子どもに家事をやらせていることを、子どもに負担ならばヤングケアラーと判断するのか？
- ・家庭の問題なので介入しづらい。
- ・本人が、家庭の状況を話したがる。家庭での出来事を秘密にしたがる生徒もいる。
- ・ヤングケアラーの定義に当てはまる環境にいても、高校生になるとそれなりに生活をしている生徒もいるため支援の方法がわからない。
- ・家庭的なことは、必ずしも把握できるわけではない。生徒のサインを見逃さないことや、話してもらうためにも普段から信頼関係を築くことも必要。
- ・家庭によっては、ヤングケアラーとみなされることに抵抗感を示す場合もあると思うので、安易に聞けない。
- ・定時制高校では、家族を支えながら学校に通っている生徒が多い。特に、アルバイトをして経済的サポートをしている生徒が多い。そういうケースの場合、学校生活とアルバイトに追われ、自分の時間がない。進路についても、経済的な部分で初めから、進学をあきら

め就職を考えているケースも多い。どこまでをヤングケアラーとみるのか判断に迷う。

- ・通信制課程は、毎日登校する学校ではないので、生徒の状況を掌握しにくい。また、ヤングケアラーのような状況にある生徒ほど、レポート提出やスクーリングへの出席ができなため、学校との関わりがなくなり、ますます該当生徒の状況を把握しにくくなるという悪循環に陥る。

⑪ ヤングケアラーと思われる児童生徒を把握するためのチェック項目

ヤングケアラーと思われる児童生徒を把握するためのチェック項目について聞いたところ、小中学校からは以下のような回答があった。通信制高校からは、「現状のチェック項目が通信制高校には合っていない。」といった意見が寄せられた。

- ・授業中眠そうにしている。
- ・外国籍(外国に関係する)生徒及び保護者。
- ・特性を持つ児童もいるので、一概にこの項目のみでははかれない
- ・外部機関による生活状況の把握。
- ・疲れや寝不足などの体調不良を訴えることが多い。
- ・朝食など、家庭での食事が十分にとれていない
- ・保護者と連絡がなかなかつかない。
- ・他の要因も考えられる質問が多く、問いを補わないとたどり着かないことが予想される。
- ・家庭からの欠席連絡(欠席理由)に不明瞭な内容がある。
- ・給食の摂取量。
- ・目安になる数値などがあれば、より分かりやすくなる。

⑫ ヤングケアラーがいるか分からない理由(%)

(④でヤングケアラーの定義に該当する生徒がいるか「分からない」と答えた学校のみ回答)
 ヤングケアラーの定義に該当すると思われる児童生徒がいるか「分からない」と回答した学校に、その理由を聞いたところ、「家族内のことで問題が表に出にくく、実態の把握が難しい」と考える学校が小中学校では8割近くあり、高校では9割を超えた。

	小学校 (26)	中学校 (23)	高校	
			全日制 (18)	定時制・通信制 (0)
学校において、「ヤングケアラー」の概念や支援対象としての認識が不足している	0.0	4.3	33.3	0
不登校やいじめなどに比べ緊急度が低いいため、「ヤングケアラー」に関する実態の把握が後回しになる	11.5	0.0	5.6	0
家族内のことで問題が表に出にくく、実態の把握が難しい	80.8	78.3	94.4	0
ヤングケアラーである子ども自身やその家族が「ヤングケアラー」という問題を認識していない	15.4	8.7	38.9	0
その他	0.0	8.7	0.0	0

⑬ ヤングケアラーを支援するために必要だと思うこと(%) (複数回答)

調査数＝小 166 中 84 高校 48

ヤングケアラーを支援するために必要だと思うことを聞いたところ、小中学校、高校ともに「教職員がヤングケアラーについて知ること」「子ども自身がヤングケアラーについて知ること」が高くなっている。

	小学校	中学校	高校		
			全体	全日制	定時制・通信制
子ども自身がヤングケアラーについて知ること	80.1	81.0	83.3	85.0	75.0
教職員がヤングケアラーについて知ること	83.7	79.8	87.5	87.5	87.5
学校にヤングケアラーが何人いるか把握すること	65.1	64.3	47.9	50.0	37.5
SSW や SC などの専門職の配置が充実すること	76.5	67.9	60.4	57.5	75.0
子どもが教員に相談しやすい関係をつくること	78.9	82.1	75.0	82.5	37.5
ヤングケアラーについて検討する組織を校内につくること	19.3	22.6	8.3	7.5	12.5
学校にヤングケアラー本人や保護者が相談できる窓口があること	38.0	42.9	37.5	37.5	37.5
学校がヤングケアラーの支援について相談できる機関があること	65.1	57.1	52.1	55.0	37.5
ヤングケアラーを支援する NPO などの団体が増えること	21.1	32.1	29.2	32.5	12.5
福祉と教育の連携を進めること	36.1	44.0	35.4	30.0	62.5
その他	3.6	7.1	35.4	30.0	62.5

- ⑭ ヤングケアラーに起因して、進学をあきらめたり、進路変更(転学、退学等)をしたりした生徒の状況(H30年度～R2年度)(%) (複数回答) 調査数=中 84 高校 48
- ヤングケアラーに起因して、進学をあきらめたり、進路変更(転学、退学等)をしたりした生徒が「いる」学校は、中学校で1校、高校で4校(全日制2校、定時制・通信制2校)あった。

		該当生徒ありの学校 (%)	該当生徒数 (人)
中学校		1.2	1
高校	全体	8.3	14
	全日制	5.0	3
	定時制・通信制	25.0	11

⑮ ヤングケアラーに関する意見

【小中学校】

- ・ヤングケアラーへの支援は、学校だけでなく、常に市教委や県教委、関係機関との連携が重要である。
- ・不況などでヤングケアラーが増えつつある。
- ・学校だけで抱えられる問題ではないので、連携できるようにしたい。
- ・子ども自身の権利としてどこまで認めていくのかを含め、ヤングケアラーの判断は難しい。限度を超えて家族の犠牲となることについて対応できるシステムを早急に構築したい。
- ・児童生徒が家庭環境等に左右されず、教育を受ける権利を何事からも阻害されずに行使できるよう、学校や各種機関が連携・協力していくことが必要であると感じる。
- ・子どもの権利が奪われる大きな問題なので、公共団体や大人が対応していきたい。
- ・とてもデリケートな問題であり、家庭内での役割分担などとの線引きが難しいように感じる。こうしたことに学校がどこまで関わる必要があるのか迷う部分がある。
- ・それぞれの状況を(学校及びそれ以外の機関がそれぞれの立場で)適切に把握し、継続的に支援できるように取り組んでいける体制を考えていくことが必要である。
- ・社会全体で実態を把握し、支援をしていく必要がある。
- ・本県のように行政が率先して調査・活動していただけると、ありがたい。
- ・ヤングケアラーを生み出してしまった背景には、今日の社会において雇用状況が改善されないことや非正規雇用を政策として進めてきたことが影響していると考えられる。そのケアと対応は学校が中心ではなく、行政として専門機関が担うべきと強く願う。
- ・今までの認識をあらため、現在の学校体制の中から、ヤングケアラーについて察知する必要性を強く感じる機会となった。
- ・「ヤングケアラー」という意識が、本人にも家庭にもない場合がある。周囲が気づき、支援につないでいくことが、学校の役割と考える。
- ・子ども自身がヤングケアラーとはどんなことなのか知らない現状である。同時に保護者にもどういうことがヤングケアラーにあたるのか具体的に周知されていない。保護者に育てられている児童・生徒にとっては、自らがヤングケアラーだと声をあげるとは非常に難しいことだと考える。したがって、大人への周知は重要で、意識して子どもの監察・保護をしていかなければならないと社会で呼びかけ、通告できる機関や行政機関を増やす必要がある。
- ・教育関係機関だけではなく、社会全体でもヤングケアラーの実態をしっかりと把握、浸透する必要性を感じる。子どもだけではなく、保護者に対しての教育的な指導も必要になっていると感じる。
- ・教職員及び児童がヤングケアラーに関する認識を深めるとともに、存在が明らかになった場合には迅速適切に対応することが学校を含めた関係機関に求められていると考えている。
- ・まず実態を知ることが大切であると考え。また、学校だけでは解決できないことなので、実態把握も含めて、地域や福祉機関との連携が不可欠である。

- ・広く情報収集し、現状把握に努めるとともに、不登校、いじめ対策会議と合わせ生活支援体制づくりを推進していきたい。
- ・今後はヤングケアラーについて意識して児童対応に当たってきたい。
- ・ヤングケアラー等の把握を含めて、生徒が教員に相談しやすい関係づくりを日頃から教員が創っていくことが大切であると感じている。
- ・小中接続・小中連携の中で、小学校・中高学年段階より把握につとめ、関係諸機関とも連携すべき事案と認識すべきだと感じる。
- ・学校側が家庭の事情等を正確にとらえて判断することが、とても難しいと思われる。
- ・学校以外にヤングケアラーへの支援をしていただける機関や窓口があるとよい。
- ・学校が実態を把握した際に連携しやすい体制の構築が必要である。
- ・どの程度からが問題となるのかスクリーニングが難しい。
- ・虐待等と同様に、基本的には福祉の仕事と考える。学校が自然に気付いたり、相談されたりした場合に、守秘義務のある公的機関に情報提供することは厭わないが、それ以上のことを担わせようとするのは無理がある。
- ・「ヤングケアラー」という言葉が確立していることを今年度になって報道で知った教職員や保護者・生徒がほとんどである。家庭の状況で「しょうがない」でなく、手を差し伸べてあげることができることがもっと広く認知されることが大切だと感じている。
- ・社会的な問題であるので、市町村の福祉課等が主になり、学校は情報提供など福祉課等を補助する役割になるべきだと考える。
- ・子どもたちの生活全般に渡って心配な様子が見られないか全教職員で注意深く見守り、心配な様子が見られれば、その都度対応しているが、今後はヤングケアラーという視点も加えて子どもたちの様子に注意を払っていきたい。
- ・ヤングケアラーについての世間への周知と、その児童・生徒の本来守られる権利や将来への道筋を守るための機関等が必要であり、早期の解決が望まれると思う。
- ・教員としても、家庭内の個人情報なので、仕方がないことなのかと思いがちである。しっかり向き合うような体制を作るとはとても大切である。
- ・最低限の支援はできるが、これ以上の負担は不可能であり、学校職員が疲弊してしまう。

【高校】

- (全日制)
- ・ここ数年で耳にする言葉で、認知度は低いように感じる。正しい認識で、多くの人々に広まっていき、一人でも多くのヤングケアラーが自分の未来を犠牲にすることなく好きなことをできるようになってほしいと思う。
 - ・各家庭でのしつけの一環として、家事の手伝いをしていることと同等に考えがちで、これまでは家のことをよく手伝っている程度の認識だったが、学校においても生徒の家庭環境の状況把握に努め、支援が必要な状況であると考えられる場合、速やかに関係機関と相談し、公的支援が受けられるように心がけたい。
 - ・これまでヤングケアラーの実態がよくわからず、十分な支援を受けてこなかったと考えられる。その理由として、家庭内のことで見えにくく、幼い頃から家族の介護やケアをしているので、当たり前だと受け止めてしまったり、SOSを出せない状況であることも考えられる。

また、SOSを出したいと思っても、相談先がないこと、わからないことが考えられる。学校関係者や支援者だけでなく、ヤングケアラーの子どもたちがいるという視点を、多くの人々が持つべきである。

- ・支援をされることを「恥」だと思ふ保護者や、家族の世話や介護は当たり前であり、家庭内の問題を学校に話したがる子どもたちがおり、なかなか表面化しづらいことが課題。また、これまでは、表面化したとしても、経済的支援や利用できるサービスがなく支援を受けられなかった。学校で把握できてもその先の繋がりがなければ、解決困難な問題であると思う。
 - ・現在の状況でヤングケアラーについては、学校が調査しても実態を確実に把握することは困難である。これまでの段階的な生育の過程で子供がどのような家庭環境で生活してきたのかについて行政と学校がしっかり情報を共有し支援策を講じていく必要がある。
 - ・ヤングケアラーに相当するかしないかの線引きが非常に難しい。
 - ・学校での生徒の訴えを公的機関に相談しても、保護者自身が困って公的機関に相談に行かないと介入しづらいと言われてしまい、なかなか解決にはいたらない。
 - ・学校でできることは、生徒の実態を把握することである。その後は、何より学校が外部専門機関とさまざまな形で連携しやすい体制があり、外部専門家の指導を速やかに、またタイミング良く入れられることが最も重要だと考える。
 - ・学校としてヤングケアラーの早期発見に努めることは重要であるが、必要な支援が学校だけにとどまらないようにする必要がある。
 - ・早期発見や対象生徒へのある程度の対応は可能であるが、学校が主になって対応するのは、かなり困難である。
 - ・学校が家庭内に立ち入る指導は非常に難しい。行政と連携する中で、学校は情報提供、支援等の対応は直接行政がしていただくほうがありがたい。
 - ・子どもたちを支援することはとても大切なことであるが、学校が支援の主体となると、教職員の負担が増し家庭との関係も難しくなってしまうことを危惧する。
 - ・生徒自らが「教育を受ける権利」を強く意識できるように教育啓発していくことが必要。
 - ・いつでも子供自身が公的機関に相談できるような体制を作りあげることが必要。(SNSを使用した相談窓口の開設)
 - ・社会福祉を充実させ、経済的格差が教育に影響しないようにする必要がある。
 - ・家庭環境や生活の実態を把握することがまずは大切である。
 - ・ヤングケアラーになった経緯についても深く考えていく必要があるのではないかと思う。
- (定時制)
- ・学校が家庭の問題に介入できる(すべき)か否か自体に難しさを感じる。学校と外部機関の連携だけでなく、役割分担等の明確化も必要ではないか。
 - ・生徒自身が「本来守られるべき子ども自身の権利が守られていないかもしれない」と聞いても、「子ども自身の権利」について生徒が認識していないため、さほど問題として受け止めていないように感じる。

・定時制や通信制には、日常的に家事や家族の世話などを行わなければならない、それを理由に、進学してくる生徒も一定数いる。実際、多くの生徒は、アルバイトをして家の生活費や自身の学費に充てている。本校では、ヤングケアラー予備軍と思われる生徒に対しては、気になる生徒として職員間で情報を共有しており、さらには、SSW にも相談しながら、生徒の変化を見逃さないよう注意している。

(通信制)

・通信制にはヤングケアラーに該当する生徒が多く在籍していると思われる。ヤングケアラーの問題以外にも在籍する生徒のほとんどが複雑な家庭環境を抱えている。一方で毎日登校する学校ではないため、生徒や家庭の状況を把握しにくく、相談や支援にも限界がある。そのような中どのように対処していくかが課題である。

【問い合わせ】

山梨県教育庁義務教育課(教育指導担当) 055-223-1764

(しなやかな心の育成担当) 055-223-1789

山梨県教育庁高校教育課(指導担当) 055-223-1769

山梨県県民生活部私学・科学振興課 055-223-1312

ヤングケアラーの実態に関する調査報告書

1-2 要保護児童対策地域協議会 編

令和3年9月

山梨県子育て支援局

1-2 目次

1. 要保護児童対策地域協議会におけるヤングケアラーへの対応に関するアンケート調査の実施概要

- (1) 調査目的 1
- (2) 調査方法 1

2. 要保護児童対策地域協議会におけるヤングケアラーへの対応に関するアンケート調査結果

- (1) 要保護児童対策地域協議会におけるケース登録人数について 1
- (2) ヤングケアラーの認識について
 - ① ヤングケアラーという概念の認識の有無 2
 - ② ヤングケアラーと思われる子どもの実態の把握 2
 - ③ ヤングケアラーと思われる子どもの実態把握の方法 3
 - ④ ヤングケアラーと思われる子どもの実態を把握していない理由 3
- (3) 要保護児童対策地域協議会における登録児童について
 - ① 要保護（要支援）児童への具体的な対応方針の検討の場 4
 - ② 要保護（要支援）児童への対応に関する進捗管理の場 5
- (4) 要保護（要支援）児童の中に「ヤングケアラー」と思われる子どもがいた場合の対応
 - ① ヤングケアラーと思われる子どもへの対応方針を決定する部署（機関）… 5
 - ② ヤングケアラーと思われる子どもに対して、今後の対応等に関して意向把握をする人（部署・機関） 5
 - ③ ヤングケアラーと思われる子どもへの対応のため、学校との連携で工夫していることの有無 5
 - ④ 「ヤングケアラー」と思われる子どもへの対応のため、医療機関との連携で工夫していることの有無 7
 - ⑤ ヤングケアラーと思われる子どもへの対応のため、通訳など日本語ができない保護者等への支援を行う関係機関との連携で工夫していることの有無 7
- (5) ヤングケアラーに対する取組みについて 8
- (6) ヤングケアラーの早期発見や支援についての課題
 - ① ヤングケアラーである可能性を早期に確認する上での課題 9
 - ② ヤングケアラーと思われる子どもを支援する際の課題 10
- (7) ヤングケアラーと思われる子どもへの対応として、関係機関に期待すること 11
- (8) ヤングケアラーの早期発見のための「アセスメントシート」の使用の有無 … 12

【問い合わせ】

山梨県子育て支援局子ども福祉課（児童養護・発達障害担当） 055-223-1457

1. 要保護児童対策地域協議会におけるヤングケアラーへの対応に関するアンケート調査の実施概要

(1) 調査目的

県内のすべての市町村要保護児童対策地域協議会を対象に、「ヤングケアラー」と思われる子どもの実態を把握するため、別途、実施している、各関係者・機関へのアンケート調査の結果を基に、「ヤングケアラー」と思われる子どもを早期発見し、対応できる仕組みづくりの検討を行うため、アンケート調査を行う。

(2) 調査方法

県内すべての市町村に対し電子メールでアンケート調査票を配付、メールにて調査票を回収する。

◇期 間：令和3年7月9日～令和3年7月26日

◇回収状況：

対象市町村数	有効回答数	回収率
27	27	100%

2. 要保護児童対策地域協議会におけるヤングケアラーへの対応に関するアンケート調査結果

(1) 要保護児童対策地域協議会におけるケース登録人数について

令和2年度の要保護児童対策地域協議会における要保護児童・要支援児童・特定妊婦登録人数の合計は、3,110人であった。最も多い市町村では579人、最も少ない市町村では0人、平均で115人となっている。

また、令和2年度の要保護児童・要支援児童・特定妊婦登録人数のうち、ヤングケアラーと思われる子どもが1人以上いると回答した市町村は11、その合計は128人となっている。ヤングケアラーと思われる子どもが0人と回答した市町村は16となっている。

図表1 ヤングケアラーと思われる子どもの数

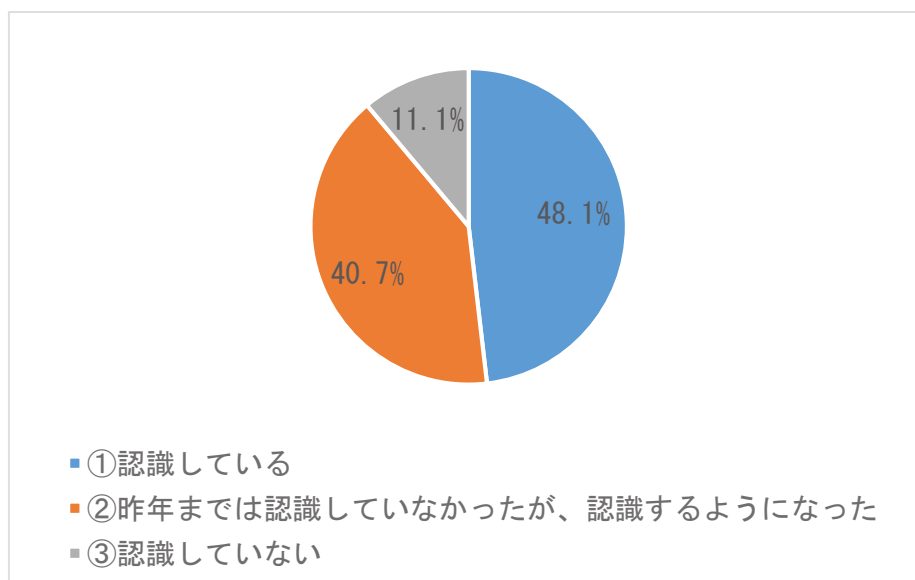
	ヤングケアラーと思われる子どもの数				
	0人	1～5人	6～10人	11人以上	合計
回答市町村数	16	6	1	4	27
ヤングケアラーと思われる子どもの数	0	14	6	108	128人
(参考) 要保護児童・要支援児・ 特定妊婦登録人数	1,256	611	25	1,218	3,110人

(2) ヤングケアラーの認識について

① ヤングケアラーという概念の認識の有無

ヤングケアラーという概念の認識をしているかきいたところ、「認識している」が48.1%、「昨年度までは認識していなかったが、認識するようになった」が40.7%、「認識していない」が11.1%となっている。

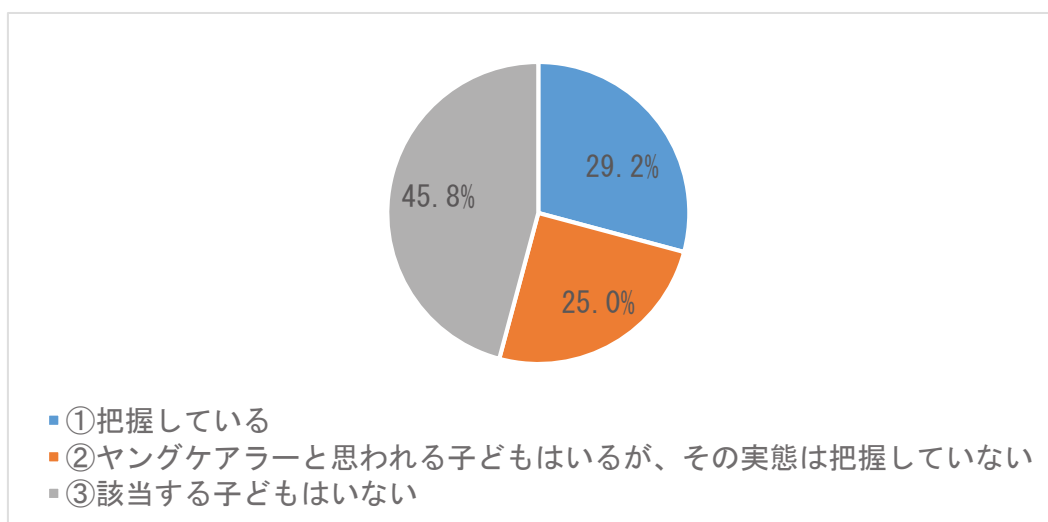
図表2 ヤングケアラーという概念の認識の有無



② ヤングケアラーと思われる子どもの実態の把握

ヤングケアラーという概念を認識している要対協に、ヤングケアラーと思われる子どもの実態把握をしているかきいたところ、「把握している」が29.2%、「「ヤングケアラー」と思われる子どもはいるが、その実態は把握していない」が25.0%、「該当する子どもはいない」が45.8%となっている。

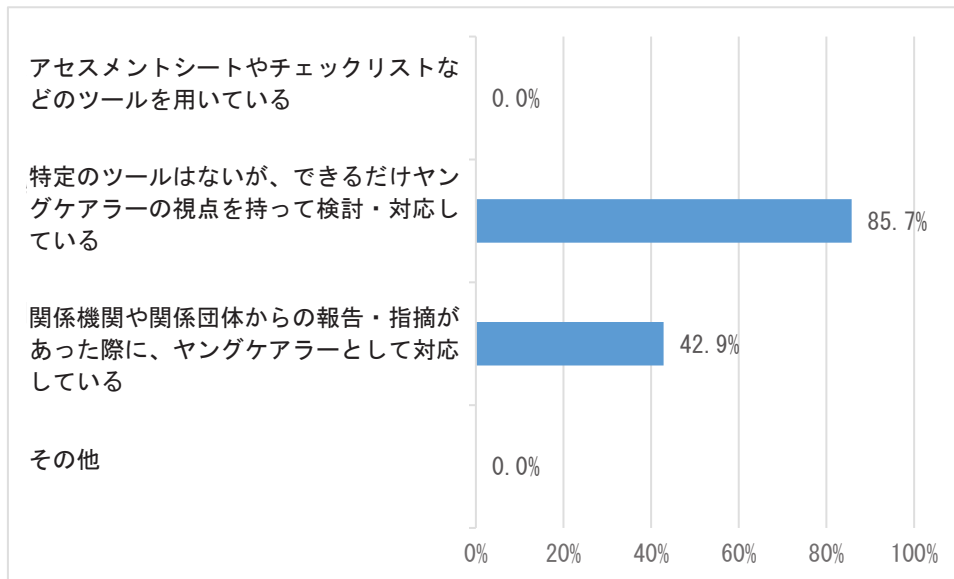
図表3 ヤングケアラーと思われる子どもの実態の把握



③ ヤングケアラーと思われる子どもの実態把握の方法

ヤングケアラーと思われる子どもの実態把握の方法については、「アセスメントシートやチェックリストなどのツールを用いている」が0%、「特定のツールはないが、できるだけ「ヤングケアラー」の視点を持って検討・対応している」が85.7%、「関係機関や関係団体からの報告・指摘があった際に、「ヤングケアラー」として対応している」が42.9%となっている。

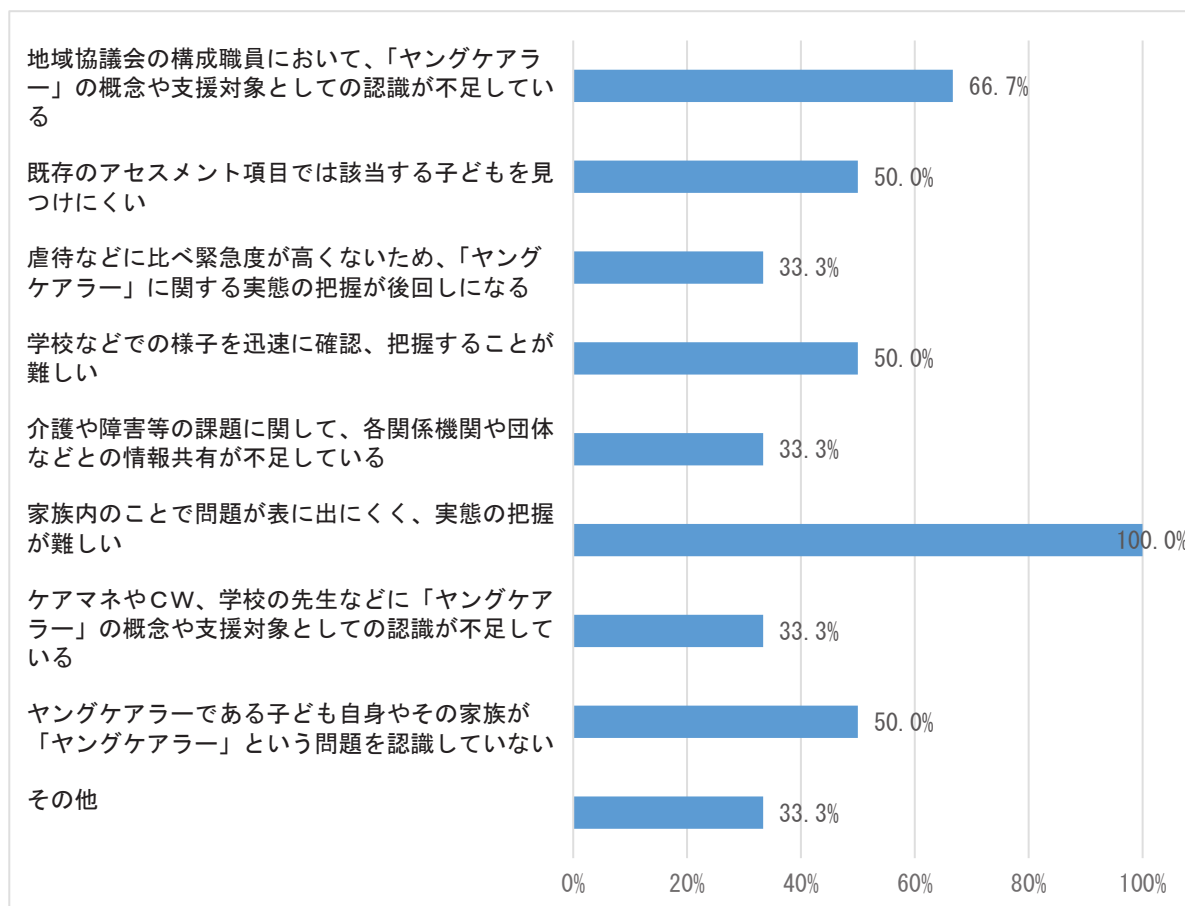
図表4 ヤングケアラーと思われる子どもの実態把握の方法（複数回答）



④ ヤングケアラーと思われる子どもの実態を把握していない理由

ヤングケアラーと思われる子どもはいるが、その実態は把握していないと回答した6市町村に理由についてきいたところ、「家族内のことで問題が表に出にくく、実態の把握が難しい」が100.0%と最も高く、次いで「地域協議会の構成職員において、「ヤングケアラー」の概念や支援対象としての認識が不足している」（66.7%）、「既存のアセスメント項目では該当する子どもを見つけにくい」（50.0%）「学校などでの様子を迅速に確認、把握することが難しい」（50.0%）、「ヤングケアラーである子ども自身やその家族が「ヤングケアラー」という問題を認識していない」（50.0%）となっている。

図表5 ヤングケアラーと思われる子どもの実態を把握していない理由（複数回答）

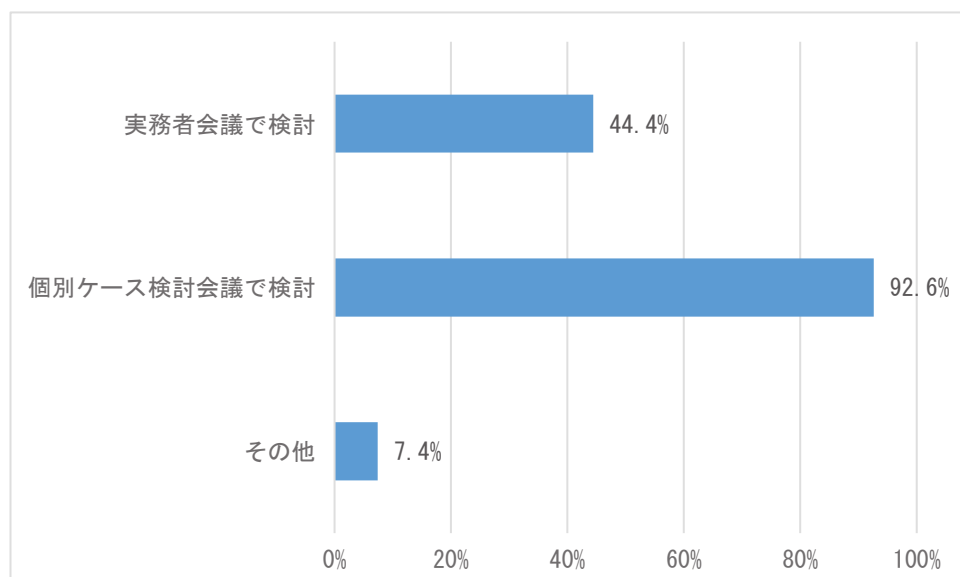


(3) 要保護児童対策地域協議会における登録児童について

① 要保護（要支援）児童への具体的な対応方針の検討の場

要保護（要支援）児童への具体的な対応方針の検討の場についてきいたところ、「実務者会議で検討」が44.4%、「個別ケース検討会議で検討」が92.6%、「その他」が33.3%となっている。

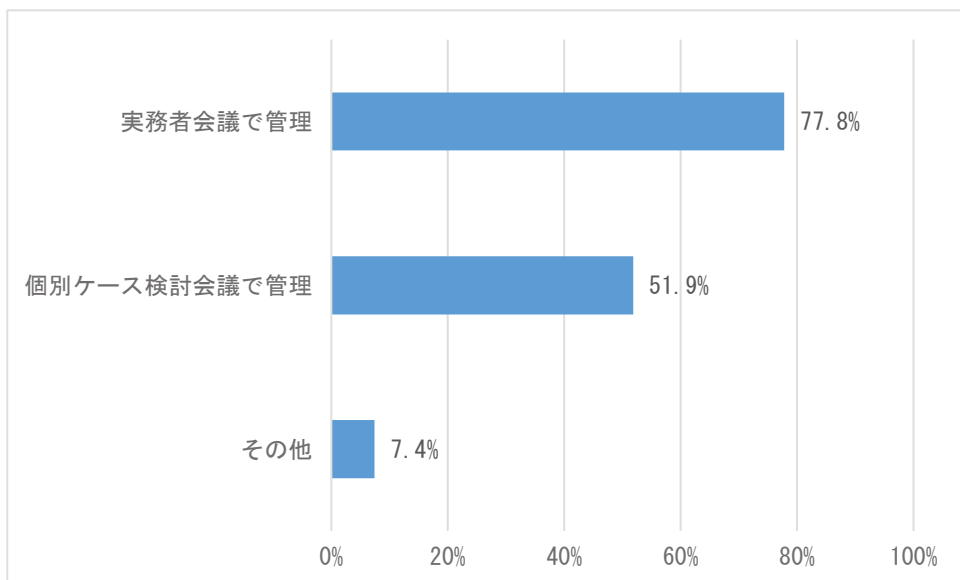
図表6 要保護（要支援）児童への具体的な対応方針の検討の場（複数回答）



② 要保護（要支援）児童への対応に関する進捗管理の場

要保護（要支援）児童への対応に関する進捗管理の場についてきいたところ、「実務者会議で検討」が77.8%、「個別ケース検討会議で検討」が51.9%、「その他」が7.4%となっている。

図表7 要保護（要支援）児童への対応に関する進捗管理の場（複数回答）

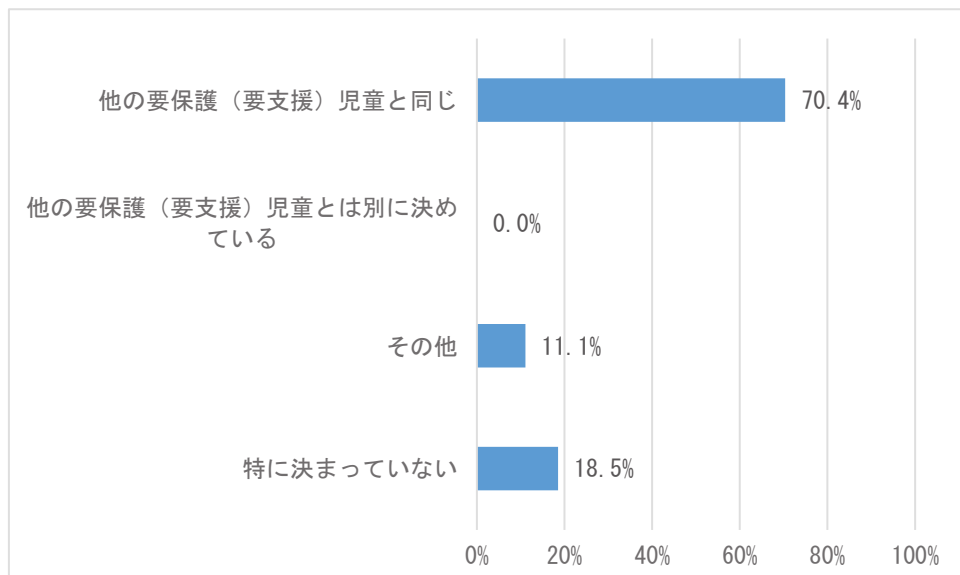


(4) 要保護（要支援）児童の中に「ヤングケアラー」と思われる子どもがいた場合の対応

① ヤングケアラーと思われる子どもへの対応方針を決定する部署（機関）

要保護（要支援）児童の中に「ヤングケアラー」と思われる子どもがいた場合、その子どもへの対応方針を決定する部署（機関）についてきいたところ、「他の要保護（要支援）児童と同じ対応」が70.4%と最も高く、次いで「特に決まっていない」（18.5%）などとなっている。

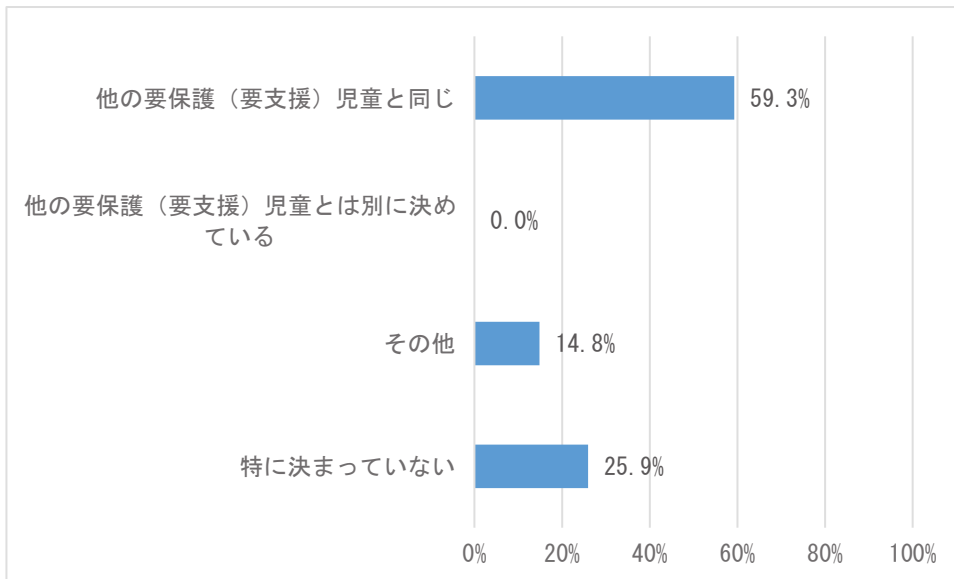
図表8 ヤングケアラーと思われる子どもへの対応方針を決定する部署（機関）



② ヤングケアラーと思われる子どもに対して、今後の対応等に関して意向把握をする人（部署・機関）

要保護（要支援）児童の中に「ヤングケアラー」と思われる子どもがいた場合、その子どもに対して、今後の対応等に関して意向把握をする人（部署・機関）についてきいたところ、「他の要保護（要支援）児童と同じ対応」が59.3%と最も高く、次いで「特に決まっていない」（25.9%）などとなっている。

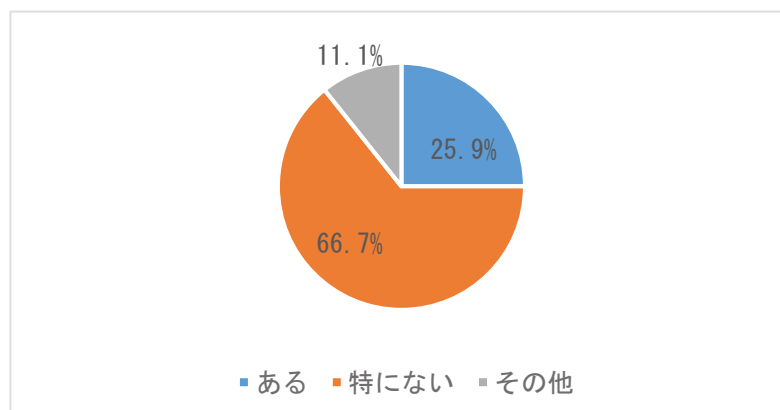
図表9 ヤングケアラーと思われる子どもに対して、今後の対応等に関して意向把握をする人（部署・機関）



③ ヤングケアラーと思われる子どもへの対応のため、学校との連携で工夫していることの有無

要保護（要支援）児童の中に「ヤングケアラー」と思われる子どもがいた場合、その子どもへの対応のため、学校との連携で工夫していることの有無についてきいたところ、「ある」が25.9%、「特にない」が66.7%となっている。

図表10 ヤングケアラーと思われる子どもへの対応のため、学校との連携で工夫していることの有無



学校との連携で工夫していることで主にあげられたこと

○情報共有

- ・ 要保護児童に関して訪問、電話、書面による学校（校長等）からの定期的な報告
- ・ 家庭相談員等の学校訪問、情報交換会での共有（各学校の校長、生徒指導主事等と面談、電話）
- ・ 校長会でヤングケアラーについて周知を図り、年に1回学校訪問の際に、気になる子どもを含めた協議実施（要対協における名簿の確認）
- ・ 小中学校巡回相談を年2回開催し情報共有（学校関係者、保健師、教育委員会）

○連携

- ・ 現状把握と早期の各所属機関への情報共有による支援策の検討

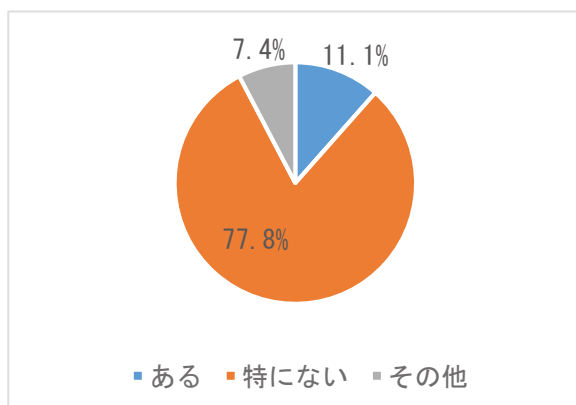
○子どもへの支援

- ・ 対象の児童がいる場合は、先生には子どもにヒアリングをしてもらうとともに、心のケア（負担感など）を中心に支援してもらっている

④ 「ヤングケアラー」と思われる子どもへの対応のため、医療機関との連携で工夫していることの有無

要保護（要支援）児童の中に「ヤングケアラー」と思われる子どもがいた場合、その子どもへの対応のため、医療機関との連携で工夫していることの有無についてきいたところ、「ある」が11.1%、「特にない」が77.8%となっている。

図表 1 1 ヤングケアラーと思われる子どもへの対応のため、医療機関との連携で工夫していることの有無



医療機関との連携で工夫していることで主にあげられたこと

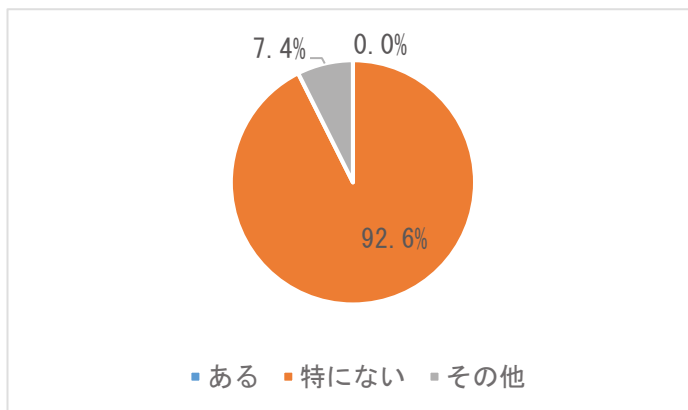
○情報共有・連携

- ・ ケース会議の参加やケースワーカーとの家庭の状況や養育能力の情報共有
- ・ 受診時に病院側で気になる点を情報共有し、必要に応じて保健師と連携して対応

⑤ ヤングケアラーと思われる子どもへの対応のため、通訳など日本語ができない保護者等への支援を行う関係機関との連携で工夫していることの有無

要保護（要支援）児童の中に「ヤングケアラー」と思われる子どもがいた場合、その子どもへの対応のため、通訳など日本語ができない保護者等への支援を行う関係機関との連携で工夫していることの有無についてきいたところ、「ある」が0.0%、「特にない」が92.6%となっている。

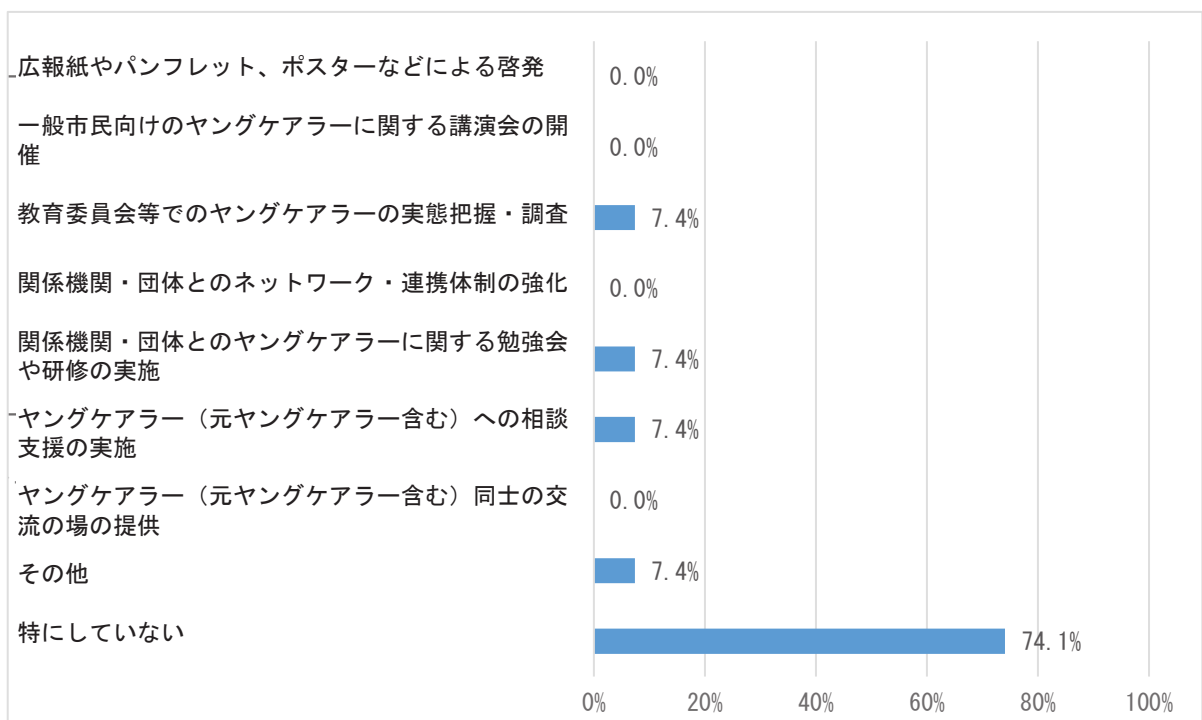
図表12 ヤングケアラーと思われる子どもへの対応のため、通訳など日本語ができない保護者等への支援を行う関係機関との連携で工夫していることの有無



(5) ヤングケアラーに対する取組みについて

ヤングケアラーと思われる子どもの有無にかかわらず、要対協を設置している市区町村で、ヤングケアラーに関する取組みを行っているかきいたところ、「何らかの取組みをしている」が22.2%、「特にしていない」が77.8%となっている。

図表13 ヤングケアラーに対する取組みの実施状況（複数回答）



具体的な取組みの例

○認知

- ・ 民生委員による実態調査
- ・ 要対協の実務担当者会議や介護保険事業所、民生児童委員等が参加する研修会でのヤングケアラーの定義の共有

○子どもへの支援

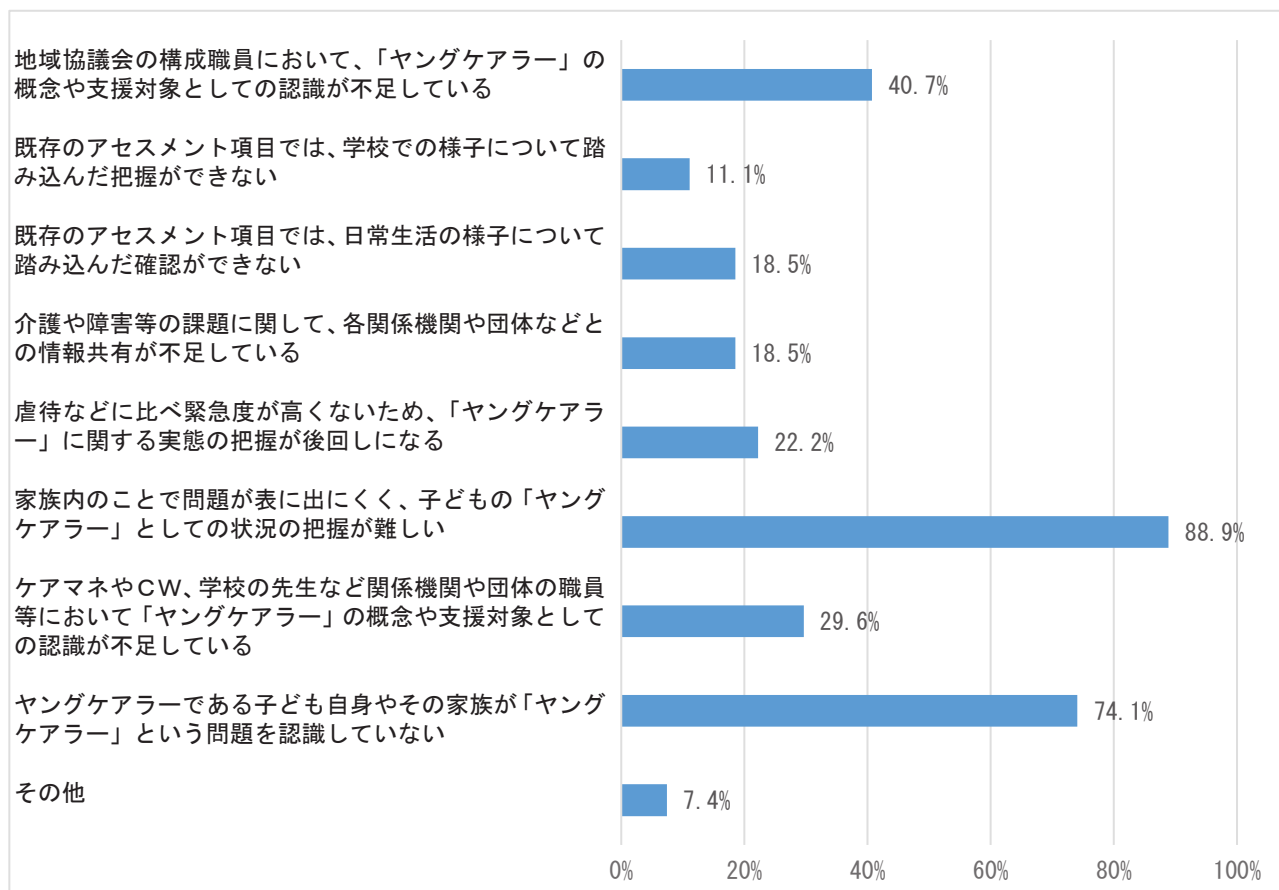
- ・ 家庭訪問や電話などにより、家庭の状態に応じた相談支援を継続的に行う
- ・ 保健師、相談員の家庭訪問等

(6) ヤングケアラーの早期発見や支援についての課題

① ヤングケアラーである可能性を早期に確認する上での課題

要対協において相談、通告のあった子どもや登録されている子どもがヤングケアラーである可能性を早期に確認する上で、課題に感じることにきてきたところ、「家族内のことで問題が表に出にくく、子どものヤングケアラーとしての状況の把握が難しい」が88.9%と最も高く、次いで「ヤングケアラーである子ども自身やその家族がヤングケアラーという問題を認識していない」(74.1%)、「地域協議会の構成職員において、ヤングケアラーの概念や支援対象としての認識が不足している」(40.7%)、「ケアマネやケースワーカー、学校の先生など関係機関や団体の職員等においてヤングケアラーの概念や支援対象としての認識が不足している」(29.6%)となっている。

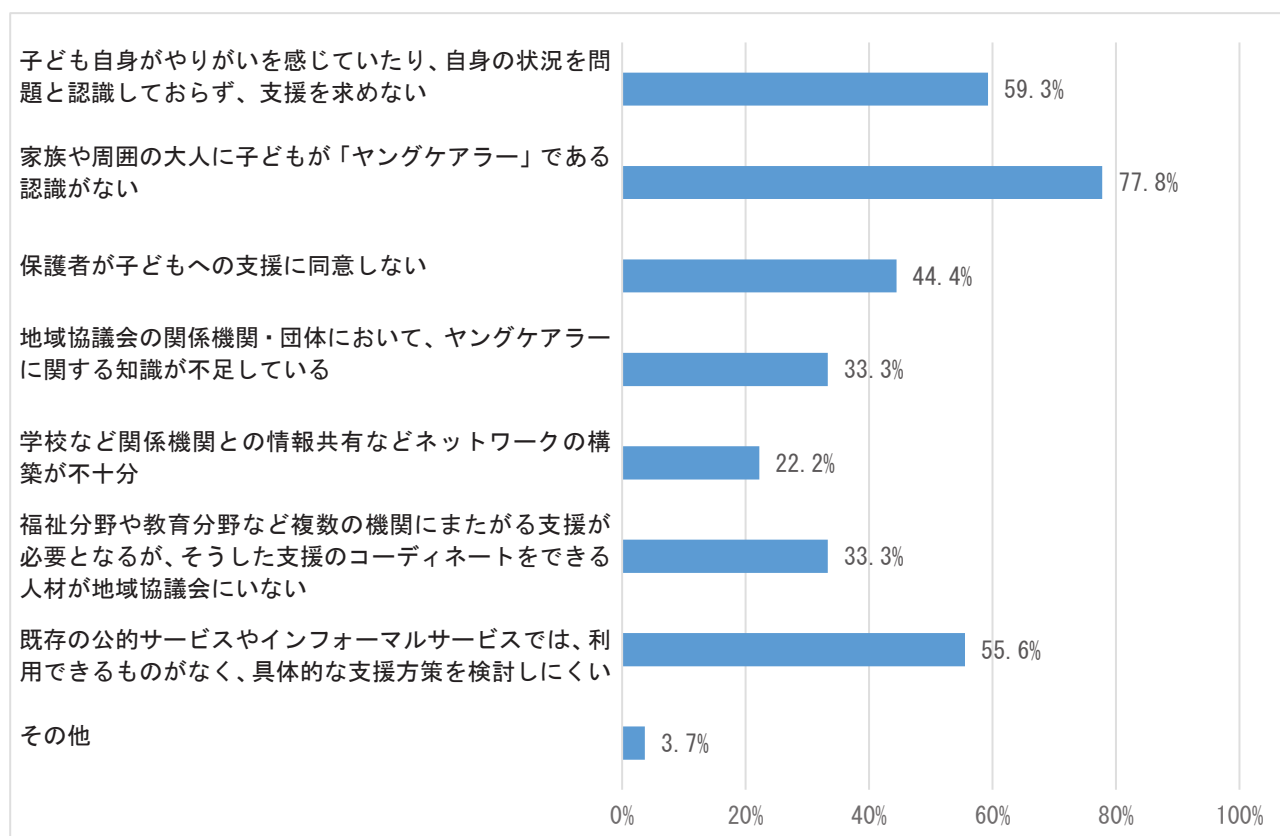
図表14 ヤングケアラーである可能性を早期に確認する上での課題（複数回答）



② ヤングケアラーと思われる子どもを支援する際の課題

要対協において、ヤングケアラーと思われる子どもに対して支援する際に課題として考えられることについてきいたところ、「家族や周囲の大人に子どもがヤングケアラーである認識がない」が77.8%と最も高く、次いで「子ども自身がやりがいを感じていたり、自身の状況を問題と認識しておらず、支援を求めない」(59.2%)、「既存の公的サービスやインフォーマルサービスでは、利用できるものがなく、具体的な支援方策を検討しにくい」(55.6%)、「保護者が子どもへの支援に同意しない」(44.4%)、「地域協議会の関係機関・団体において、ヤングケアラーに関する知識が不足している」(33.3%)「福祉分野や教育分野など複数の機関にまたがる支援が必要となるが、そうした支援のコーディネートができる人材が地域協議会にいない」(33.3%)となっている。

図表15 ヤングケアラーと思われる子どもを支援する際の課題（複数回答）



(7) ヤングケアラーと思われる子どもへの対応として、関係機関に期待すること

認知

○啓発・スキルアップ

- ・ヤングケアラーという概念の認識
- ・ヤングケアラーへの関心を高める取組実施
- ・住民や学校でのメンタルヘルス教育等さまざまな機会を通じた精神疾患の正しい知識・情報の啓発
- ・重層的な課題を抱える世帯への支援について学ぶための研修実施
- ・ヤングケアラーに関する勉強会や研修による職員のスキルアップ

○発見・観察

- ・ヤングケアラーの視点を持った関わり
- ・普段から家族の関係性の観察
- ・ヤングケアラーと思われる子どもの発見・情報提供や連携の構築（登校状況や授業態度など学校生活での様子、家庭状況、家庭環境の変化等で気になること）
- ・実態把握と情報共有
- ・介護等月1回の訪問時に家族の様子を確認
- ・健診や診察（問診）時等で日常生活を聞き取れるような機会の設定

○その他

- ・診察時において精神疾患等の家族に対して治療には直接つながらないヤングケアラーのことを話すのは難しいため、何らかの仕組みをつくること
- ・子どもがヤングケアラーであることに対する親等への注意喚起

連携

○情報共有

- ・お互いに気になったことを連絡しあえる環境づくり
- ・福祉サービス利用家庭や精神疾患等の対象家庭に子どもがいる場合は、地域包括支援センター、障害者相談支援専門員等と子どもの養育状況や気になることを情報共有（経済面や人間関係等、精神疾患の家族のことを考慮した治療）
- ・世話が必要となる期間の見通しや主治医の見解

○調整・つなぎ

- ・ケアされる人に関わる各機関の調整（保健センター）
- ・介護や医療機関等での家族との橋渡し
- ・学校において子どもから家庭状況（家庭での子どもの役割、子どもの気持ち等）の把握、保護者との連絡、関係機関につなぐ役割
- ・保健師等の訪問や面接による実態把握と病院等へのつなぎ

○その他

- ・医療機関等から関係機関へ治療内容の共有と関わり方の助言
- ・認知症や介護に関わる手間の評価
- ・必要な介護量と現在利用しているサービス量のアセスメント結果の共有（子どもをキーパーソンにしている場合もある）

- ・患者や高齢者等の利用者のみでなく、家族全体のシステムを包括的にアセスメント

子ども・家庭への支援

○家庭

- ・親の意向・考えの把握と、親の相談先としての機能
- ・親等に対する適切な医療機関の受診（受診継続含む）支援（特に精神疾患）

○子ども

- ・子どもがSOSを出せる環境づくり
- ・子どもの話を大人が聴く姿勢
- ・本人、家族に一番身近な学校で、情報や子どもの気持ちを的確に把握し、子どもに合った柔軟な対応や寄り添った支援ができるような関わり
- ・学校生活での様子を見守り、子どもの学習フォローや話の聞き役
- ・医療機関でのヤングケアラーに対する心理療法的な関わり
- ・学校や福祉サービス提供事業者等での保護者、子どもへの登校その他必要な働きかけ

○支援サービスの紹介

- ・できるだけ子どもに負担のかからないような最大限のサービス調整と適切なサービス導入への支援
- ・子どもに負担がかからなくなる支援や制度利用の提案・提供

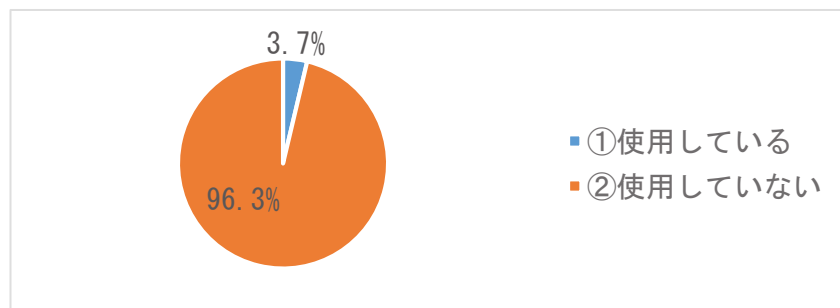
○その他

- ・学校から家庭への介入の強化
- ・事例検討やケース会議などを通じて福祉的な視点と教育的な視点との協働を進めるため、スクールソーシャルワーカーの増員

（8）ヤングケアラーの早期発見のためのアセスメントシート」の使用の有無

要対協において、「ヤングケアラーの早期発見のためのアセスメントシート」の使用の有無についてきいたところ、「使用している」が 3.7%、「使用していない」が 96.3%となっている。使用している「アセスメントシート」についてきいたところ、「そのまま使用している」が 100.0%となっている。

図表 1 6 ヤングケアラーの早期発見のためのアセスメントシート」の使用の有無



ヤングケアラーの実態に関する調査報告書

1-3 子どもの居場所運営者 編

令和3年9月

山梨県子育て支援局

1-3 目次

1. 子どもの居場所運営者におけるヤングケアラーへの対応に関するアンケート調査の実施概要

- (1) 調査目的 1
- (2) 調査方法 1

2. 子どもの居場所運営者におけるヤングケアラーへの対応に関するアンケート調査結果

- (1) ヤングケアラーの認識について
 - ①「ヤングケアラー」の概念の認識 1
 - ②「ヤングケアラー」の実態把握の状況 2
 - ③「ヤングケアラー」に関する情報提供等の状況 2
 - ④「ヤングケアラー」の把握方法 3
- (2)「ヤングケアラー」の定義に該当すると思われる子どもの有無
 - ①ヤングケアラーと思われる子どもの有無 4
 - ②ヤングケアラーの定義に該当すると思われる子どもの具体的な状況 5
- (3) 外部の支援につないだケース
 - ①外部の支援につないだケースの有無 5
 - ②実際に外部の支援につながったケースについて 6
 - ③外部の支援につながなかったケースについて 7
 - ④外部の支援（者）に期待することについて 8
- (4) ヤングケアラーの把握と支援にあたって
 - ①ヤングケアラーの把握や支援にあたっての工夫等 8
 - ②ヤングケアラーの把握や支援にあたっての難しさについて 9
- (5) ヤングケアラーを支援するために必要だと思うことについて 11
- (6) ヤングケアラーに関しての自由意見 12

【問い合わせ】

山梨県 子育て支援局 子ども福祉課（家庭福祉担当） 055-223-1459

1. 子どもの居場所運営者におけるヤングケアラーへの対応に関するアンケート調査の実施概要

(1) 調査目的

県が把握しているすべての子どもの居場所運営者を対象に、「ヤングケアラー」と思われる子どもの実態を把握するため、「ヤングケアラー」と思われる子どもの早期発見と子どもの居場所運営者と共に対応できる仕組みづくりの検討を行うため、アンケート調査を行う。

(2) 調査方法

県内の子どもの居場所運営者（子ども食堂、地域食堂、民間学習支援事業等運営者）に対し、電子メール及び郵送にて調査票を配付。電子メール、FAX、職員の訪問による回収を行った。

◇調査期間：令和3年7月9日～令和3年7月26日

◇回収状況：

対象運営者数	有効回答数	回収率
37	27	72.97%

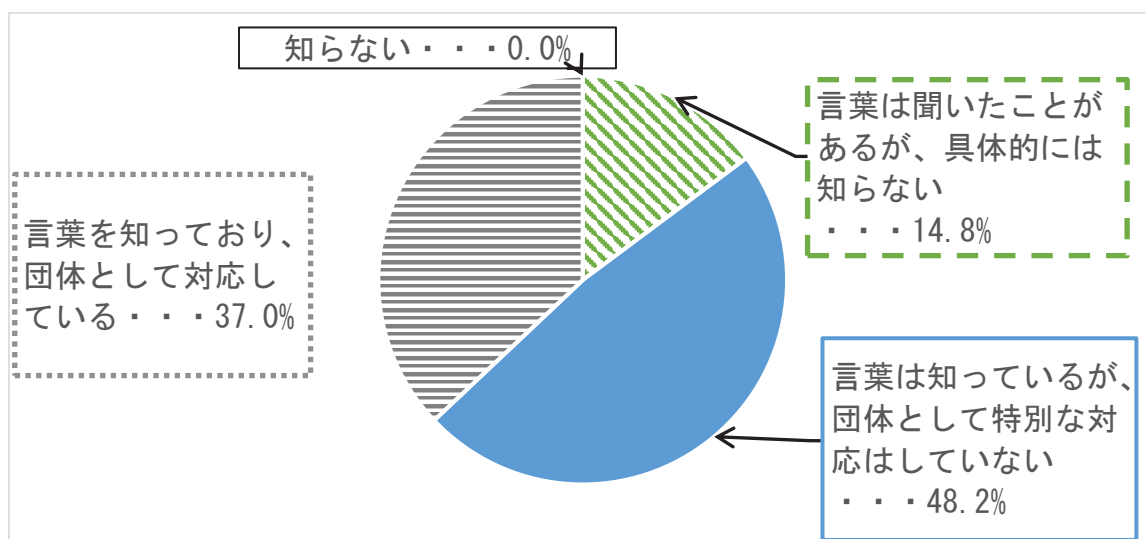
2. 子どもの居場所運営者におけるヤングケアラーへの対応に関するアンケート調査結果

(1) ヤングケアラーについて

① 「ヤングケアラー」の概念の認識

「ヤングケアラー」の概念に認識について聞いたところ、「言葉は知っているが、団体としては特別な対応をしていない」が48.2%と最も高く、次いで、「言葉を知っており、団体として意識して対応している」が37.0%、「言葉を聞いたことがあるが、具体的には知らない」が14.8%となっている。

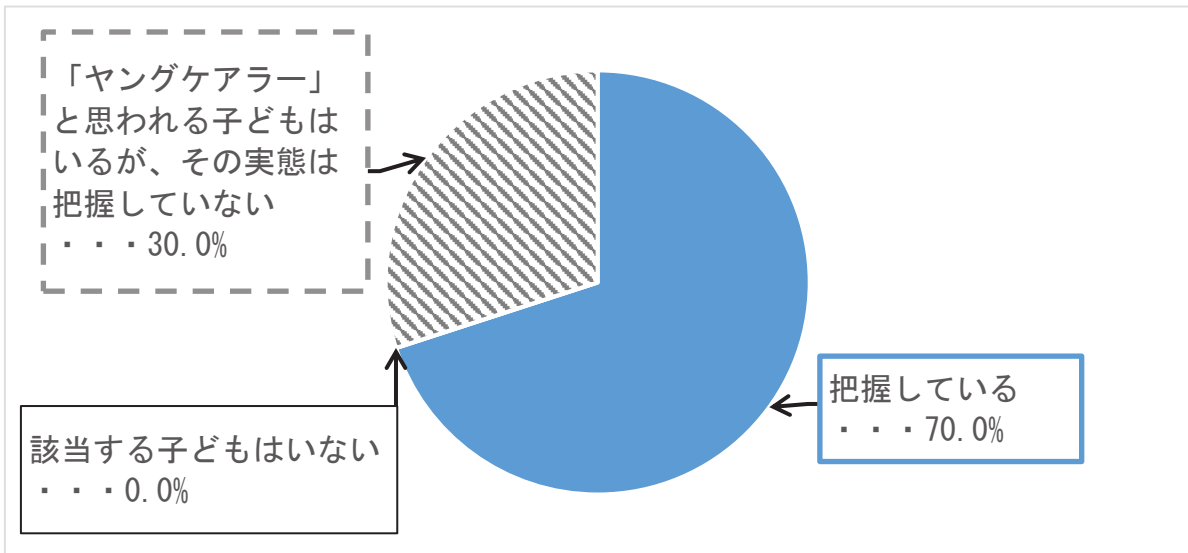
図表1 「ヤングケアラー」の概念の認識



② 「ヤングケアラー」の実態把握の状況

「ヤングケアラー」の概念について「言葉を知っており、団体として意識して対応している」と回答した団体に、子どもの実態把握の状況について聞いたところ、「把握している」は70.0%、「『ヤングケアラー』と思われる子どもはいるが、その実態は把握していない」が、30.0%となっている。

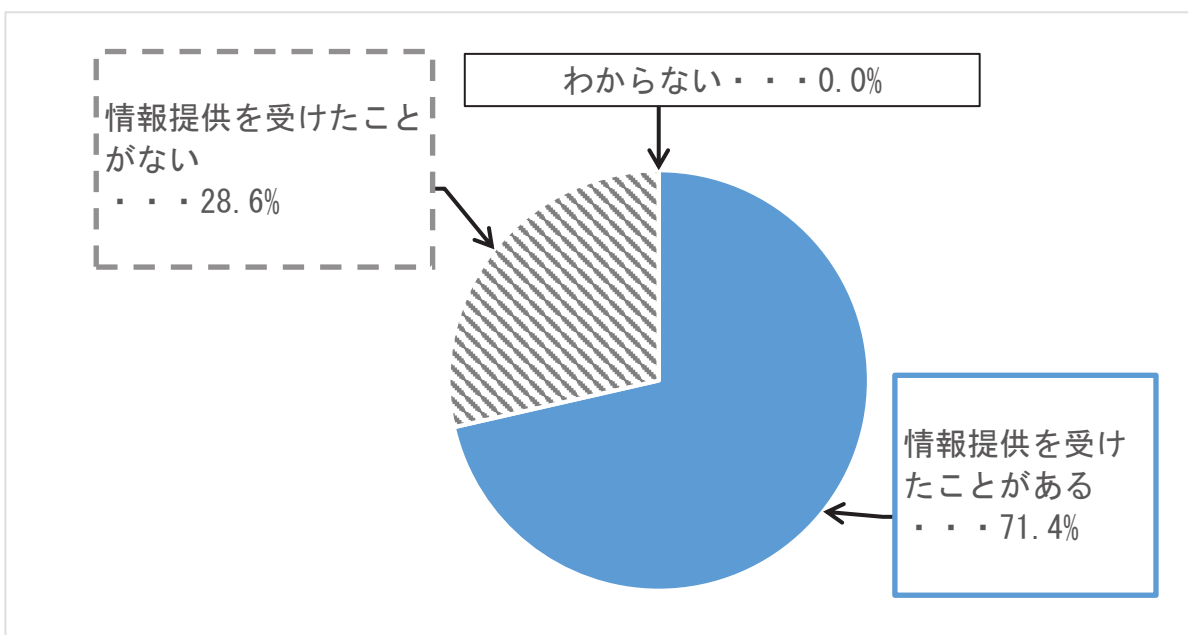
図表2 「ヤングケアラー」の実態把握の状況



③ 「ヤングケアラー」に関する情報提供等の状況

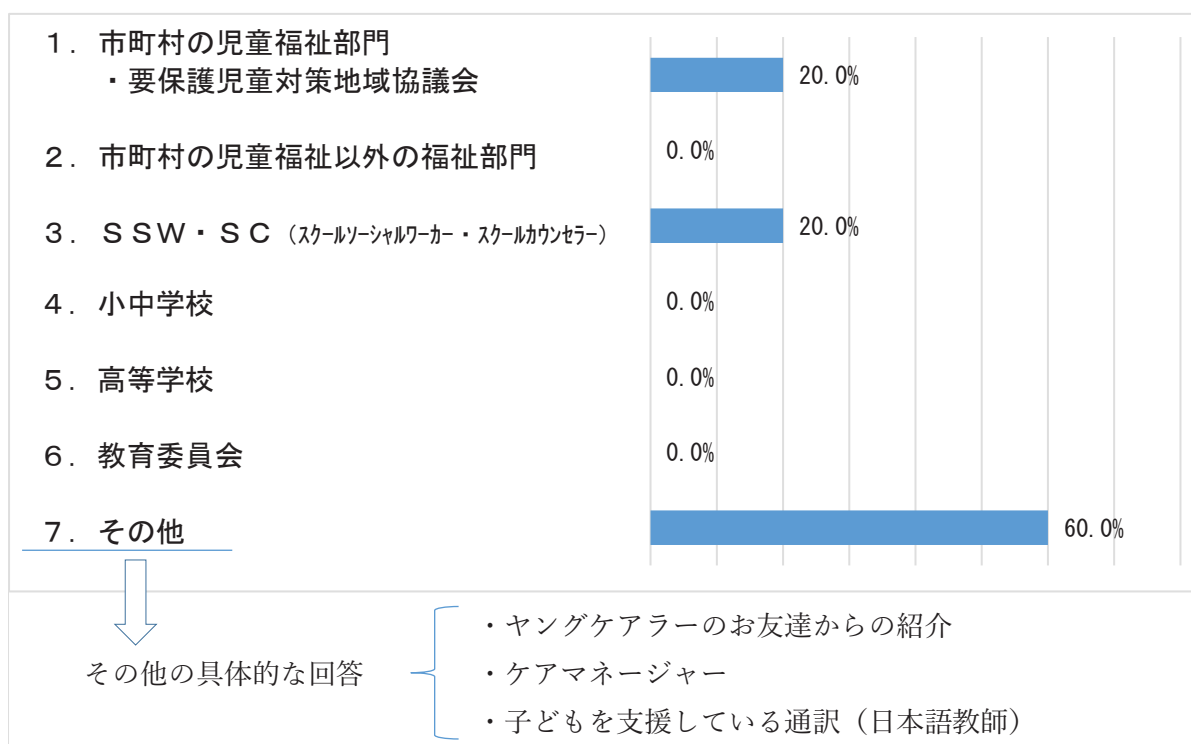
a) 「ヤングケアラー」ではないかと思われる子どもや若者について、関係機関・者から情報提供等を受けたことがあるかについて聞いたところ、「情報を受けたことがある」が71.4%、「情報を受けたことがない」が28.6%となっている。

図表3 「ヤングケアラー」に関する関係機関・者からの情報提供等の状況



b) a) において「情報提供等を受けたことがある」と回答した団体に、提供を受けた具体的な関係機関・者を聞いたところ、「その他」が60.0%と最も多く、次いで、「市町村の児童福祉部門・要保護児童対策地域協議会」、「SSW・SC（スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラー）」がともに20.0%となっている。

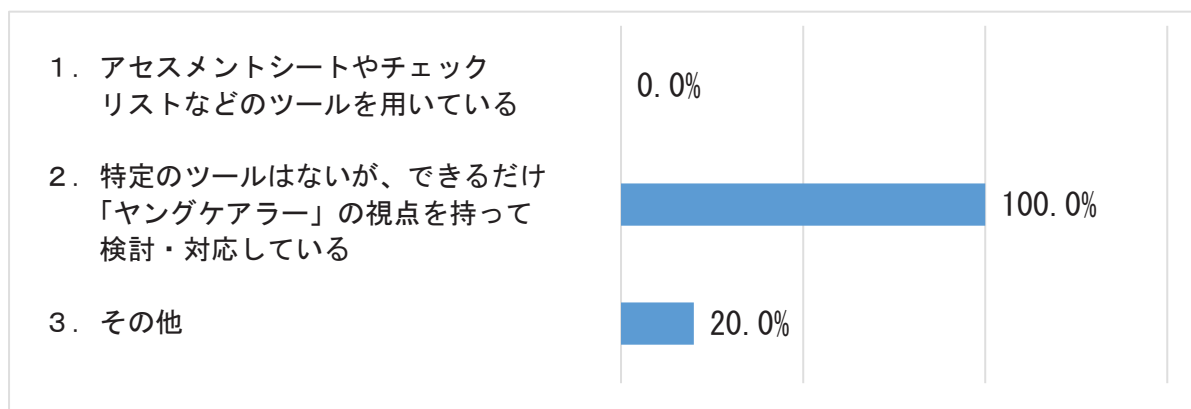
図表4 情報提供等あった具体的な関係機関・者（複数回答）



④ 「ヤングケアラー」の把握方法

「ヤングケアラー」を「把握している」と回答した団体に、把握方法について聞いたところ、把握している全ての団体が「特定のツールはないが、できるだけ『ヤングケアラー』の視点を持って検討・対応している」とし、「その他」は、「食料支援、学習支援を通じて相談支援のアウトリーチ等で把握している」となっている。

図表5 「ヤングケアラー」の実態把握の方法（複数回答）

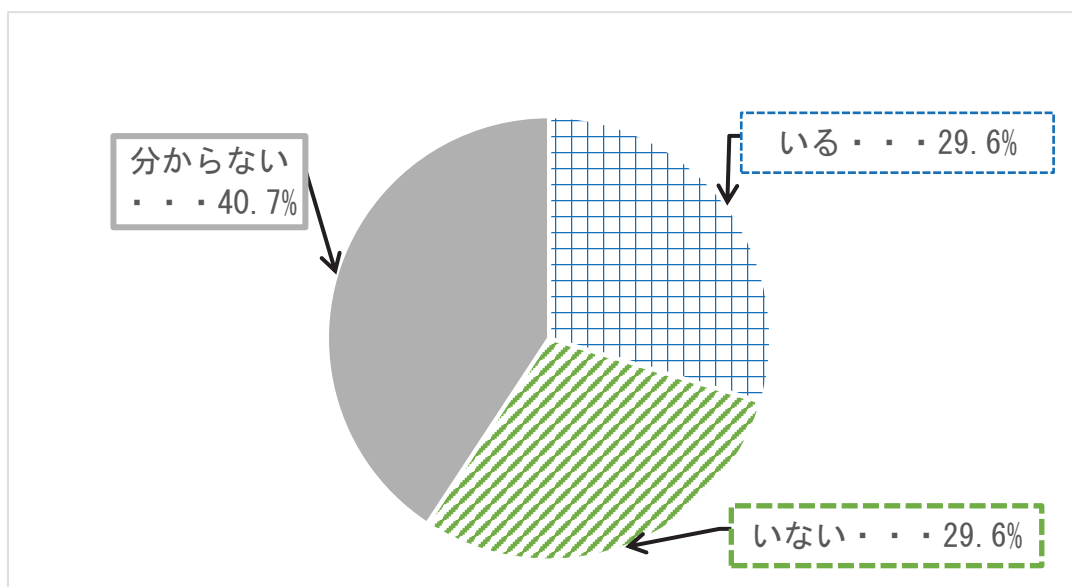


(2) 「ヤングケアラー」の定義に該当すると思われる子どもの有無

①ヤングケアラーと思われる子どもの有無

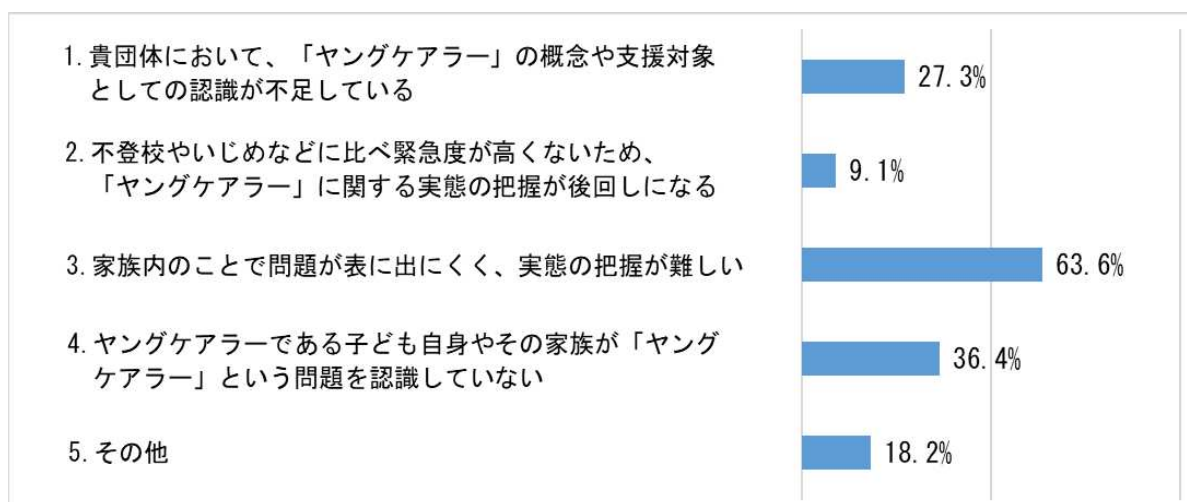
「ヤングケアラー」の定義を示したうえで、該当すると思われる子どもの有無について聞いたところ、「わからない」が40.7%で最も多く、「いる」、「いない」がそれぞれ29.6%となっている。

図表6 「ヤングケアラー」の定義に該当すると思われる子どもの有無



「わからない」と回答した団体にその理由を聞いたところ、「家庭内のことで問題が表に出にくく、実態の把握が難しい」が63.6%と最も多く、次いで、「ヤングケアラーである子ども自身やその家族が「ヤングケアラー」という問題を認識していない」が36.4%、「団体において、「ヤングケアラー」の概念や支援対象としての認識が不足している」の順となっている。

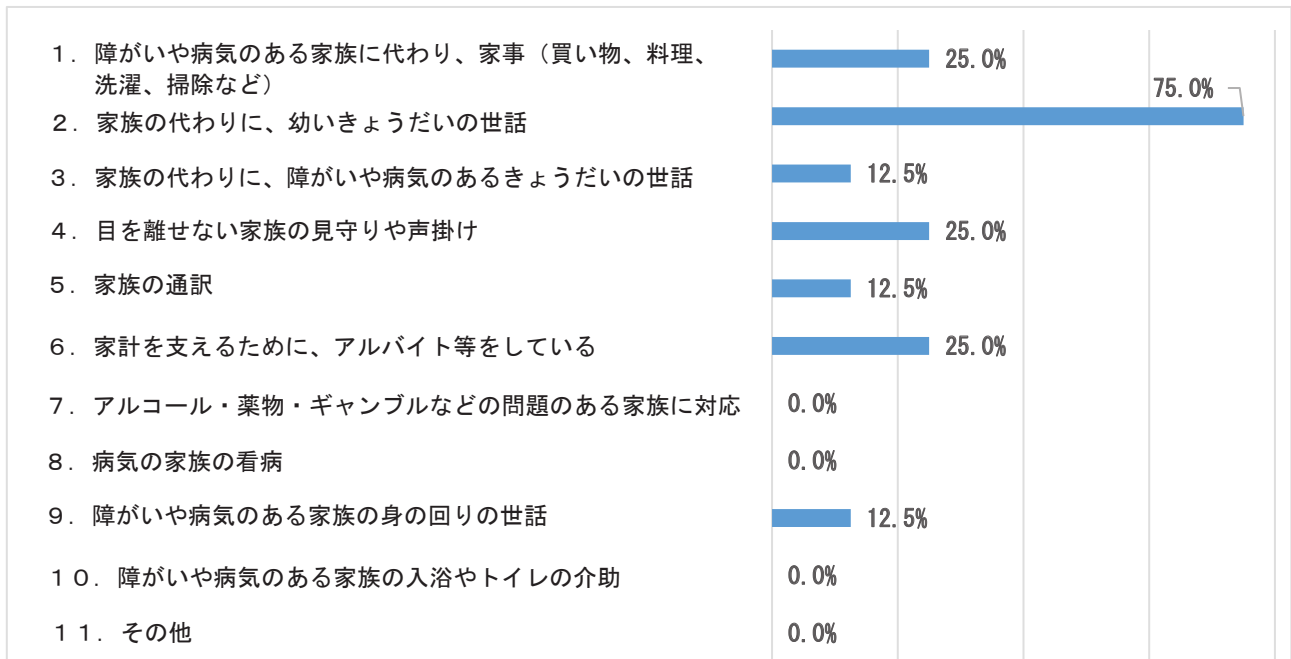
図表7 「ヤングケアラー」の定義に該当するかどうか分からない理由



②ヤングケアラーの定義に該当すると思われる子どもの具体的な状況

ヤングケアラーの定義に該当すると思われる子どもが「いる」と回答した団体に、ヤングケアラーと思われる子どもの状況について聞いたところ、「家族の代わりに、幼いきょうだいの世話をしている」が75.0%で最も多く、次いで、「障がいや病気のある家族に代わり、家事（買い物、料理、洗濯、掃除など）をしている」、「目を離せない家族の見守りや声掛けをしている」、「家計を支えるために、アルバイト等をしている」がそれぞれ25.0%となっている。

図表6 「ヤングケアラー」の定義に該当すると思われる子どもの状況（複数回答）

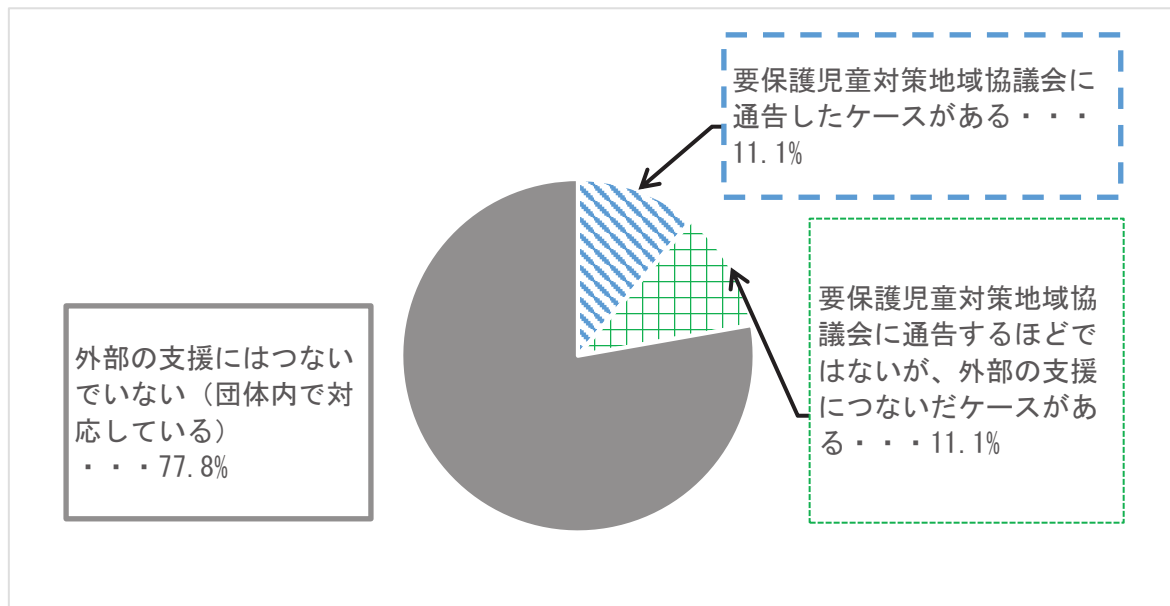


(3) 外部の支援につないだケース

①外部の支援につないだケースの有無

ヤングケアラーと思われる子どもについて、外部の支援につないだケースの有無について聞いたところ、「外部の支援につないでいない（団体内で対応している）」が、77.8%となり、要保護児童対策地域協議会やその他の外部支援につないだケースは、それぞれ11.1%となっている。

図表7 ヤングケアラーと思われる子どもについて、具体的に外部の支援につないだかどうか（複数回答）



②実際に外部の支援につながったケースについて

外部の支援につながったケースについて、直近のケースを聞いたところ、以下のとおり回答があった。

<要保護児童対策地域協議会に通告したケース>

学年・性別	中学2年生 女性
子どもの状況として把握したこと	学校を休みがちである 精神的な不安定さがある 学力が低下している 親に必要なものを用意してもらえない
子どもの家族構成	父親 母親 きょうだい
家庭でのケアの状況	ケアを必要としている人はいない ケアの内容：家事（食事の準備や掃除、洗濯）
ヤングケアラーと気づいた理由・きっかけ	フードパントリーの際見かける光景で、幼い弟の面倒を始終していたり、大人との会話を嫌がったりする
要保護児童対策地域協議会への通告ルート	市役所の福祉課から
団体で行った支援	学習支援、制服の提供
支援した結果、子どもへの変化	フードパントリーの際、1人で遊ぶようになった

<要保護児童対策地域協議会に通告するほどではないが、外部の支援につないだケース>

学年・性別	中学 2 年生 女性
子どもの状況として把握したこと	学校を休みがちである 学力が低下している
子どもの家族構成	母親 きょうだい
家庭でのケアの状況	ケアを必要としている人：母親
	ケアの内容：不明
ヤングケアラーと気づいた理由・きっかけ	母親が発達障害
つないだ機関	大学生による学習支援
外部機関へのつながり方	学生ボランティアに直接相談
団体が行った支援等	学習支援
支援した結果、子どもへの変化	学校の授業に少しずつついていけるようになりつつある

③外部の支援につながらなかったケースについて

ヤングケアラーと思われる子どもについて、外部の支援につながらなかったケースについて、つながらなかった理由と対応方法聞いたところ、以下のような回答があった。

つながらなかった理由
<p><本人の都合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本人が希望していないため ・ 個人のプライバシー保護のため ・ 子どもが関わりを持たなくなってしまったため ・ 外部の支援につなぐことについての保護者の了解（理解）が得られないため <p><支援者側の都合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援が必要か判断できないため ・ つなぐための方法、つなぎ先が分からない ・ 特につなごうとは考えていないため（団体で対応する） <p style="text-align: right;">など</p>
対処方法
<p><具体的支援></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当団体で見守りと、食事や食料等の支援を行っている ・ 保護者に対して外部の支援を受けるよう提案している →提案を受け入れてもらえない状況なので（市町村の）福祉課につないだ <p><見守り></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 声かけをしている ・ 子どもとの信頼関係づくりをしている ・ 家族の様子を聞いている

対処方法（続き）

- ・ヤングケアラー本人の同級生を通じて学校に通っている様子を確認している
- ・ヤングケアラー本人に連絡がとれないため、身体障害のあるきょうだいの面倒をみている支援者を通じて家族の様子のみ確認をしている など

④外部の支援（者）に期待することについて

ヤングケアラーと思われる子どもを外部の支援者につないでいない団体に、外部の支援（者）に期待することを聞いたところ、以下のような回答があった。

<行政サービス>

- ・外部の支援があることを（社会全体に）示す
- ・専門の窓口と職員の配置
- ・行政サービスの提供や補助、助成制度に繋げるための専門的な支援
- ・親の病気に関する専門相談 など

<具体的な支援方法>

- ・我々が関わることのできない見守りと支援
- ・家族全体を支援する仕組みの構築
- ・共感のできる人を育てる（ヤングケアラーを逆に傷つけないようにするため）

<学校>

- ・個人情報保護の観点で学校の先生と情報交換（協力体制の構築）
- ・SSWの増員とその活動の自由を保障することによる現状の改善
- ・学校で子どもの生活実態を把握するためのケースワーカーの配置 など

（４）ヤングケアラーの把握と支援にあたって

①ヤングケアラーの把握や支援にあたっての工夫等

ヤングケアラーの把握や支援にあたって、工夫していることや気を付けていることを聞いたところ、以下のような回答があった。

<本人、親の状況を把握>

- ・子どもたちの様子、言動、仕草を観察している
- ・子どもと親たちの様子を両方よく見るようにし、困っているような感じであれば積極的に声掛けや相談に応じている
- ・「学校には楽しく通えているか」「悩みや嫌なことはないか」等を尋ねる
- ・親と子のそれぞれに、雑談のように気軽に話をするようにしている
- ・保護者とのやりとりを通じ、家庭環境を把握するようにしている
- ・毎年子どもへのアンケート調査を行い、個別の子どもの生活実態や意識を把握するようにしている

<本人、親の状況を把握（続き）>

- ・親の話を聞く。無理に聞き出さず、信頼関係を築きSOSを待つ
- ・本人が何を望んでいるかを考える

<団体内の連携>

- ・一緒に遊びながら、お家での様子をそれとなく聞く。心を開いてくれるまで、立ち入っていかない
- ・本人が嫌がることもあるのであまり深入りしない
- ・スタッフとボランティアで子どもの観察を丁寧に行い、情報共有をしながら子どもの状況を把握するようにしている

<支援の工夫>

- ・学習や遊びを通じ、子どもの行動や会話から気になる点を抽出し、関係者で支援の可否を検討している
- ・保護者との信頼関係をつくるため、直接またはメールで交流している（気になるケースでは、子どもまたは保護者と面談を行う）
- ・公的支援機関や他団体の情報を集め、必要な時には支援方法を提案できるように準備している
- ・アンケート等を通して家族構成や職業などを見て生活状況を把握している

<その他>

- ・ヤングケアラーという言葉の広め方を誤ることによって、本来大変尊いことであることが不幸なことという悪い印象が定着してしまうことがないように、慎重な伝え方を心がけている。
- ・特に意識したり、工夫等はしていない（5件）

など

②ヤングケアラーの把握や支援にあたっての難しさについて

ヤングケアラーの把握や支援にあたって難しいと感じることはどのようなことか聞いたところ、以下のような回答があった。

<子ども本人の自覚>

- ・本人が話をしてくれない限り対応がとれないこと
- ・子どもたちの悩み相談は受けるが、ヤングケアラーで困っているとは聞いたことがない。つまり、子どもたちがヤングケアラーで大変と感じていないこと自体が問題である
- ・ヤングケアラーかどうか実際に尋ねたとしても、本人にその自覚があるかどうか分からないこと
- ・本人が気付いていないし、助けを求めることのできる能力がない
- ・本人も親も自覚がないため悩みや困りごとを具体的に聞き出すことが難しい
- ・家族にその認識がなく、子がお手伝いするのが当たり前と考えている

<把握の難しさ>

- ・ 普段の様子、外見から一概にヤングケアラーだと分からない
- ・ 問題の表出が難しく、対象者及び実態の把握が困難
状況や把握ができない
- ・ 子どもに直接聞き辛いことを聞かなければならないこと
- ・ 子どもが支援を必要としているのかわからないこと
- ・ ヤングケアラーが問題としてマスコミ等に取り上げられることで、悪いイメージばかりが広まってしまい、余計に家庭内で隠してしまうのではないか
- ・ 保護者が介入を拒否し、家庭に入り込むことが難しい
- ・ 家族構成や家でのことをいきなり尋ねることは警戒されそう。何度か顔を合わせていて、日常会話ができる関係をつくらないと把握は難しい
- ・ 子ども自身が家庭の問題を隠そうとする
- ・ 家庭との距離感も難しいと感じている
- ・ ケアをしている家族が精神疾患の場合、隠さなければならぬことと捉えているため、無理に聞き出すことは避けている
- ・ 外国籍の家庭は家族観が異なるため、判断が難しい

<支援の難しさ>

- ・ 幼いうちからケアラーとしての役割を負わされているため、子どもが自覚をしていない
- ・ 本人が支援を希望していない
- ・ これまで把握をしたり、支援をしたことがないので、どう支援したらよいか
- ・ 継続的に行える支援としてどのようなものがあるか分からない
- ・ ケアラーを把握しても、相談または繋ぐ外部団体が分からない
- ・ 家庭内の問題でもあるため、むやみに立ち入ることができない
- ・ 当事者（保護者）の了解を得ずに相談をしていいのか
- ・ 保護者が問題の解決を望んでいない
- ・ 個人情報の関係で、情報提供があってもどこまでふみ込んで良いものなのか
- ・ 団体のスタッフがヤングケアラーについて知識が不足しているため、具体的にどのようにして発見から関わりまでを行っていくかについては正直対応できない

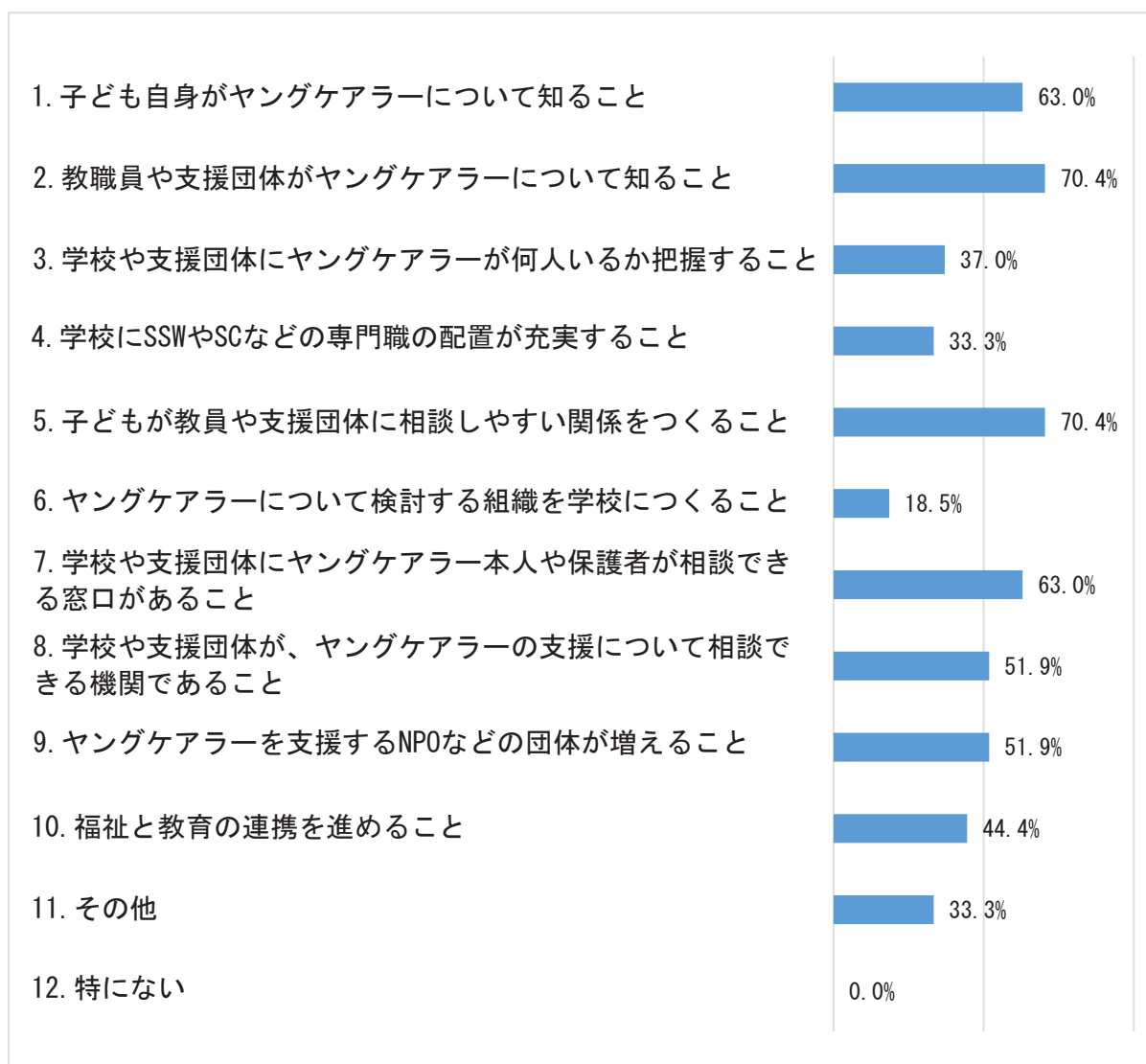
<その他>

- ・ 家庭、行政（福祉）、教育委員会、学校の対応と協力が不可欠だがほとんど皆無に近い
- ・ 特に意識して対応しているわけではないので、難しいと感じることはない
- ・ 「ヤングケアラー」という言葉の認知を広める段階から十分な配慮と丁寧な対応をする必要があるという点が難しい

(5) ヤングケアラーを支援するために必要だと思うことについて

ヤングケアラーを支援するために必要だと思うことを聞いたところ、「学校や支援団体がヤングケアラーの支援について相談できる機関であること」が70.4%と最も多く、次いで、「ヤングケアラーについて検討する組織を学校につくること」、「特にない」が60.3%となっている。

図表8 ヤングケアラーを支援するために必要だと思うこと（複数回答）



<10. の「福祉と教育の連携を進めること」の具体的回答>

- ・お互いに顔のみえる関係を作って相談しやすい環境を進める
- ・支援情報を共有できる体制作り。役割・支援内容の明確化
- ・行政の担当課（教育課、福祉課等）の情報共有
- ・行政内で福祉課と教育委員会、学校との連携が必須
- ・家庭の事情の情報共有、事例検討会、カンファレンス
- ・お互いに情報を出しあう場が必要。学校と地域の民生委員との情報交換 など

<11. の「その他」の具体的回答>

- ・ 支援する側となる大人が、必要な知識や技術を身につけること
- ・ 「子どもが家事や家族のお世話をすることと区別した「ヤングケアラー」という言葉の再定義
- ・ 市町村が積極的な支援に乗り出す体制づくりが必要
- ・ 学校、行政、支援団体が情報を出し合い協力して子どもの支援に取り組めるシステム
- ・ 学校・支援団体等、各機関間で情報共有し、それぞれの支援方法を持ち合う場が必要
- ・ 学校の担当が子どもの家庭の様子を把握することが第一義的に大事。そこから支援機関につなげること
- ・ 医療関係にも関わってもらいたい

(6) ヤングケアラーに関しての自由意見

今回、調査に回答をいただいた団体から、(5)までに寄せられた回答にはなかった視点の意見を参考に掲載します。

<団体A>

フードパントリー活動を通じて、身近に「ヤングケアラー」や「ヤングケアラーと思われる」子どもがいることを知り、改めて「手から手へ」「face to face」の大切さを感じた。また、子どもたちにとって、親でもない先生でもない第3の大人、そしてその大人というのは少し斜め上の大学生（20歳代）等であれば、子ども達が心を開くことができていると感じました。支援をする場所や機会を私達世代が整え、支援は大学生や若者と共に行うことが良いのではないかと感じております。

<団体B>

ヤングケアラー本人や親など、当事者が傷付くことがないよう配慮願いたいです。具体的にどのように周知したら良いかというところまでは分からないのですが、守ろうとした動きが、取締りのように勘違いされ当事者が隠れてしまったり、周りから非難の目で見られることが無いようにして頂きたいです。どのようなことがヤングケアラーかと表示する際に、ヤングケアラーの定義にあるものは、その家族にとってみれば普通の日常であったりするので、この定義が表立ってしまうとその家族は萎縮してしまう可能性も考えられるため、周知する方法も慎重にしてほしいと思います。守られるべき子どもが、自分は犠牲者なんだと思ってしまうことがないようにも配慮し、応援されているんだと思えるようであっていただきたいと思います。

<団体C>

ケアをしていた人が亡くなってしまった場合の、ヤングケアラーの精神的支援は長期になると思います。

<団体D>

もっと声を出しやすい世の中にしなくてはいけないと思います。助けを求めやすいようにマスコミやスマホを利用して子どもたちに働きかけてください。(声を)受け取った方はやさしく手を差しのべ、必要に応じて手を貸すようにしましょう。まずは、恥ずかしがらずに声が出せる社会を作らなくてはなりません。

<団体E>

子どもが自分から助けを求めることはしない。助けを求めるすべを知らないし、自分が置かれている現状が「親による人格支配」だったり「人権侵害」だったりすることを自覚できないでいると思う。ヤングケアラーは学校を欠席がちになったり、遅刻を繰り返したりすることが多いと思う。それを、学校の担任や学年主任、養護教諭などが、シグナルととらえて対応できるかが、教師の力量であるという考え方を管理職は持つべきである。表面的に「遅刻ばかりしているダメな奴だ」「勉強もせずに夜更かししているから朝起きられないのだ」といった、管理的な発想ではヤングケアラーの発見はできない。「この子はなぜ欠席が多いのか」「なぜ遅刻が多いのか」「なぜ宿題をやってこないのか」などの発想で子どもに対すると、見えてくるはずである。何より必要なのは「家庭訪問」である。年に1度の家庭訪問だけでなく気になった時に家庭を訪れると、家庭の様子が見える。子どもが家族のケアを負っていることも発見でき、専門機関に繋げることができる。しかし現在のように、教員のやるが多すぎると、子どもの日常に目を配る余裕がないのも当たり前である。よって、①教員の数を増やす②SSWをすべての学校に常駐する③SSWがいなくても、学校と地域の民生委員や社会福祉協議会などとの連携(情報交換や子どもの支援法)が必要④社会はすべてを学校に求めすぎる。地域全体で子どもを支えるネットワークを作る必要がある。学校ももっと地域に学校を開くことが大事。

ヤングケアラーの実態に関する調査報告書

2-1 地域包括支援センター 編

令和3年9月

山梨県福祉保健部

2-1 目次

1. 地域包括支援センターアンケート調査の実施概要

- (1) 調査目的……………1
- (2) 調査方法……………1

2. 地域包括支援センターアンケート調査結果

- (1) ヤングケアラーの認識について……………2
 - ① 「ヤングケアラー」という概念の認識の有無 ……2
 - ② 「ヤングケアラー」と思われる子どもや若者の把握 ……3
 - ③ 「ヤングケアラー」と思われる子どもや若者に気づいたきっかけ ……4
- (2) ヤングケアラーの状況について……………5
 - ① 「ヤングケアラー」と思われる子どもや若者の分布 ……5
 - ② 担っている(いた)ケアの内容 ……6
 - ③ 子どもや若者自身への影響 ……6
 - ④ 具体的な状況 ……7
- (3) ヤングケアラーへの支援について……………7
 - ① 支援の内容……………7
 - ② 求められるサポート内容 ……8
 - ③ 支援で注意すべき点……………9
 - ④ 支援のための民間の連絡先……………9
 - ⑤ 既に取り組んでいる・今後取り組めそうな支援の内容、その他 ……9

1 地域包括支援センターアンケート調査の実施概要

(1) 調査目的

県内の全ての市町村にある地域包括支援センターに勤務する主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士を対象に、「ヤングケアラー」と思われる子どもや若者の実態を把握するため、別途、実施している、各関係者・機関へのアンケート調査の結果をもとに、「ヤングケアラー」と思われる子どもや若者を早期発見し、対応できる仕組み作りの検討を行うため、アンケート調査を行う。

(2) 調査方法

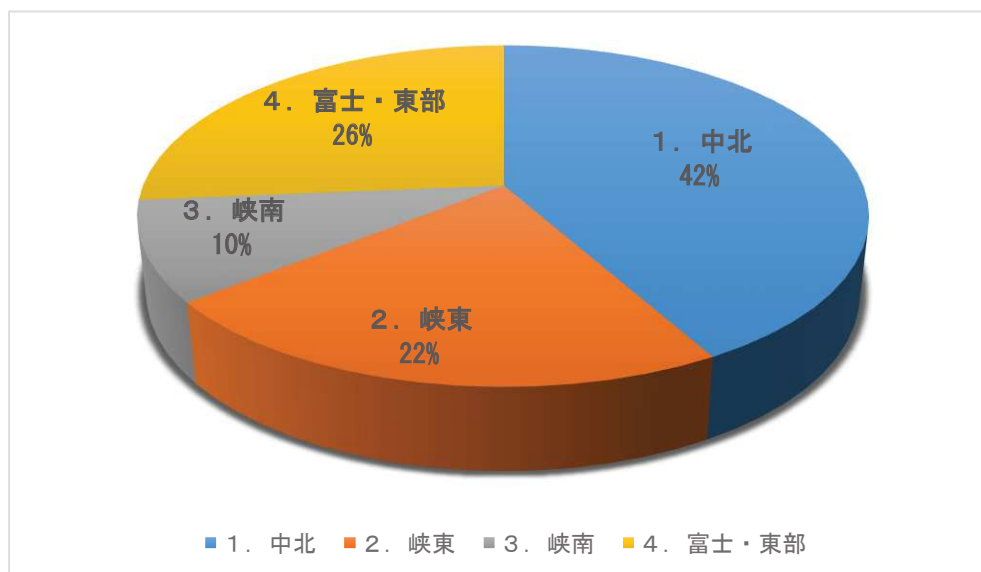
県内の全ての市町村に対し電子メールでアンケート調査票を配布、メールにて回収。

◇期間：令和3年7月12日～令和3年7月30日

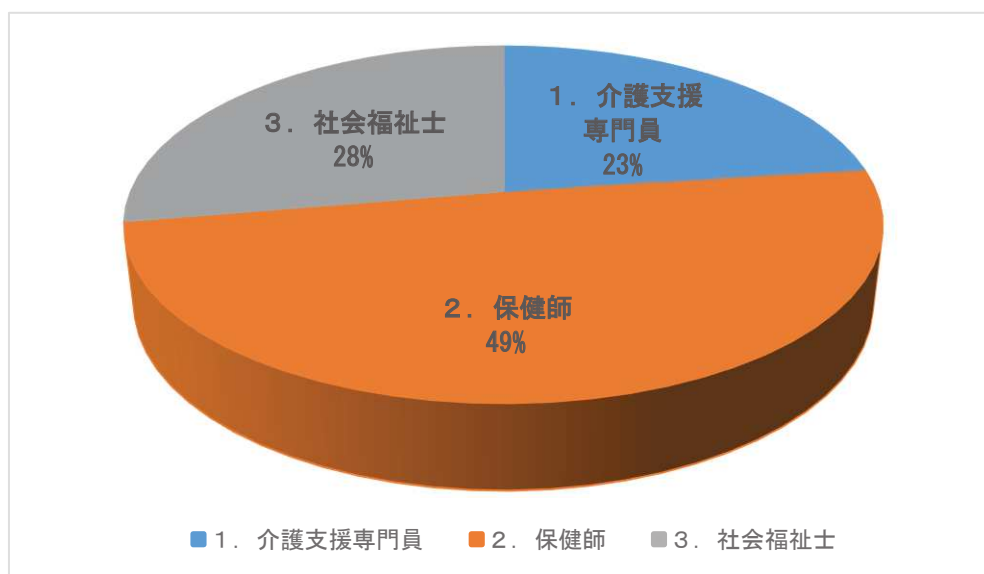
◇回収状況：

対象職員数	有効回答数	回収率
207名	148名	71.5%

回答者の担当している福祉圏域は、「中北」が42%、「峡東」が22%、「峡南」が10%、「富士・東部」が26%となっている。



回答者の職種は、「主任介護支援専門員」が23%、「保健師」が49%、「社会福祉士」が28%となっている。

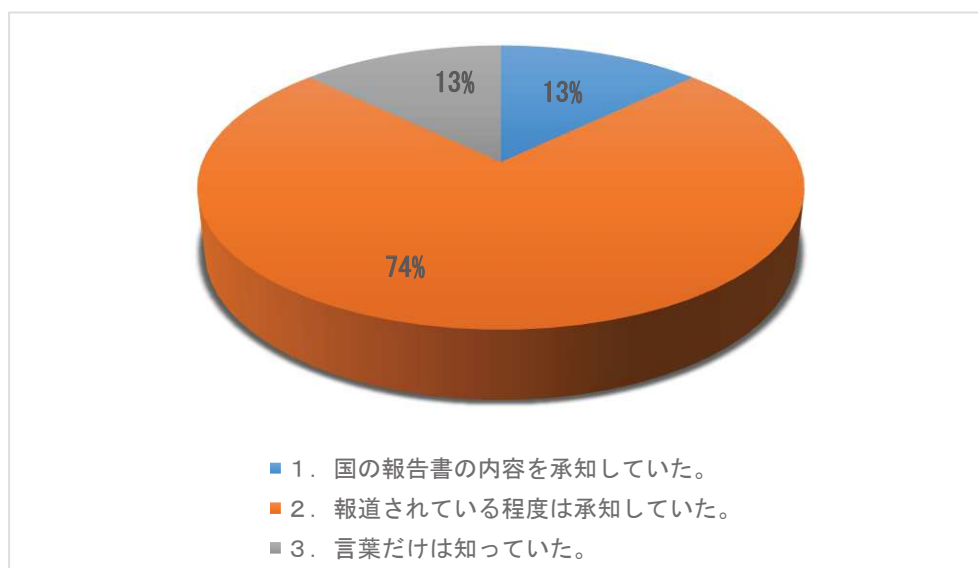


2 地域包括支援センターアンケート調査結果

(1) ヤングケアラーの認識について

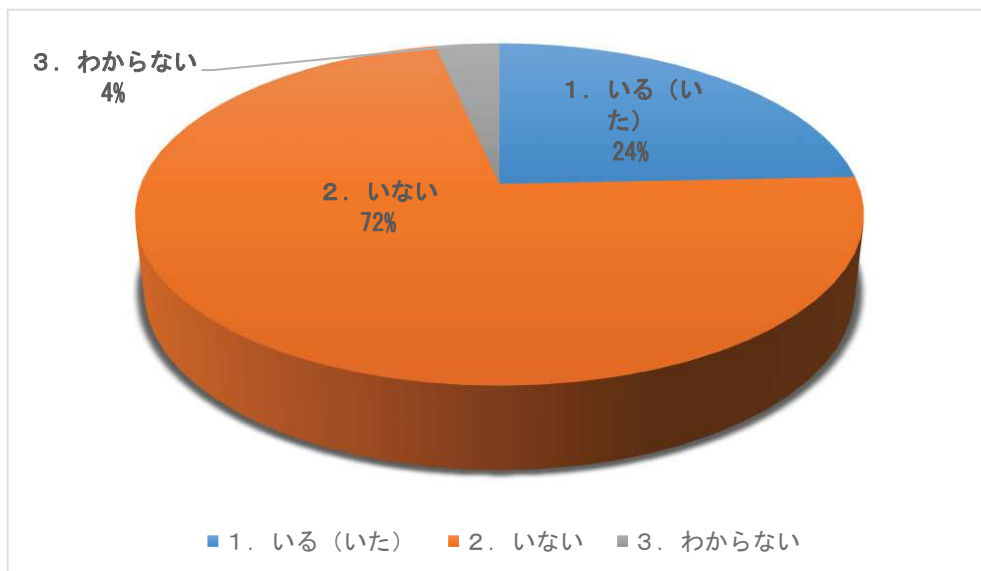
① 「ヤングケアラー」という概念の認識の有無

「ヤングケアラー」についてどの程度承知しているかきいたところ、「国の報告書の内容を承知していた」が13%、「報道されている程度は承知していた」が74%、「言葉だけは知っていた」が13%と、承知している回答者が8割以上となっている。



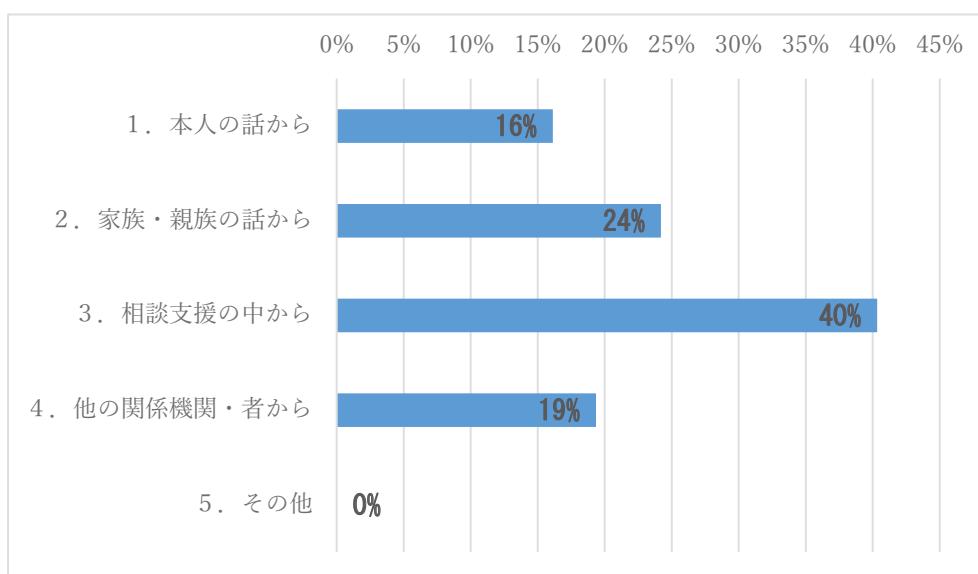
② 「ヤングケアラー」と思われる子どもや若者の把握

関わっている（過去に関わった）家庭の中で、「ヤングケアラー」ではないかと感じる子どもや若者がいる（いた）かきいたところ、「いる（いた）」が24%、「いない」が72%、「わからない」が4%と、「ヤングケアラー」と思われる子どもや若者と関わったことのある回答者は約24%（36名）となっている。

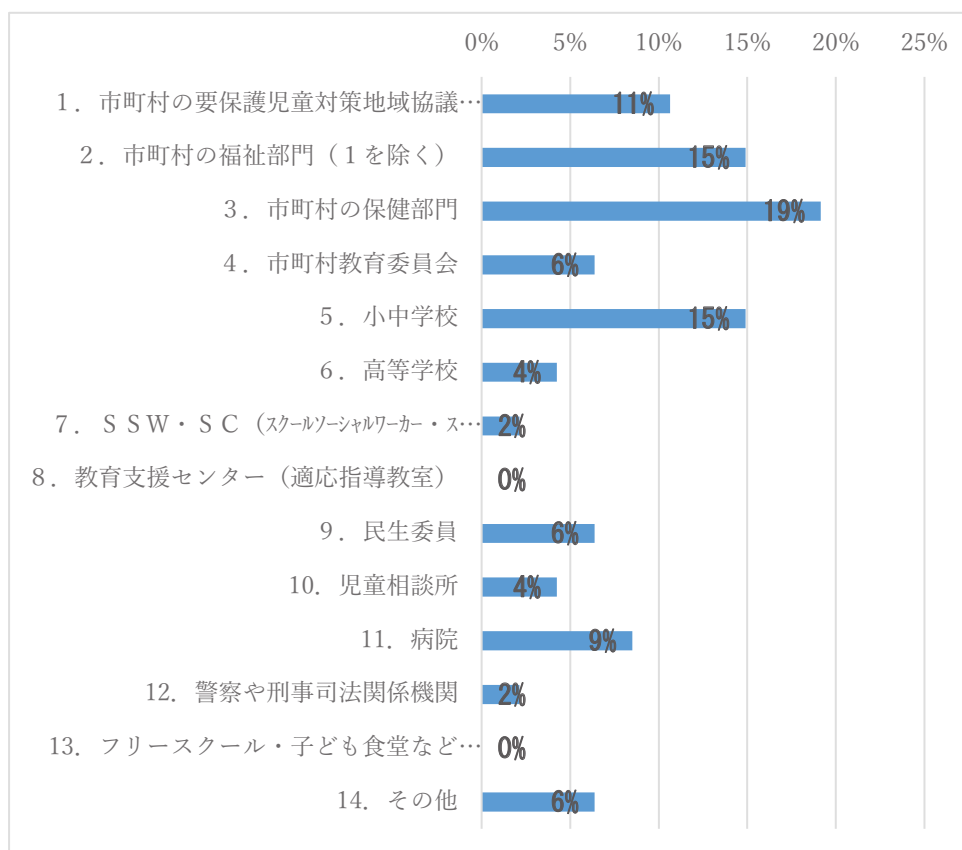


③ 「ヤングケアラー」と思われる子どもや若者に気づいたきっかけ

関わった家庭の中で「ヤングケアラー」ではないかと感じる子どもや若者がいる（いた）と回答した人に、気づいたきっかけをきいたところ、「本人の話から」が16%、「家族・親族の話から」が24%、「相談支援の中から」が40%、「他の関係機関・者から」が19%と、「相談支援の中から」の割合が大きい。



また、気づいたきっかけが「他の関係機関・者から」の具体的な相手先は、「市町村の保健部門」が19%、「市町村の福祉部門（1を除く）」が15%、「小中学校」が15%、「市町村の要保護児童対策地域協議会の調整機関／虐待対応部門」が11%と市町村の保健・福祉部門、小中学校の割合が大きい。



(2) ヤングケアラーの状況について

① 「ヤングケアラー」と思われる子どもや若者の分布

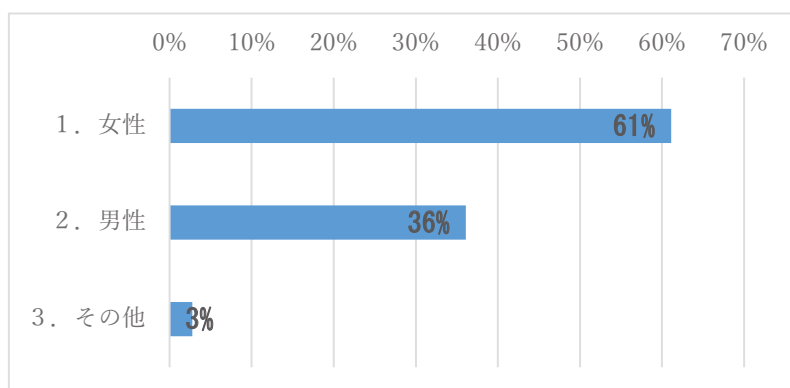
関わった家庭の中で「ヤングケアラー」ではないかと感じる子どもや若者がいる（いた）と回答した人に、最も印象に残る子どもや若者について次のとおりきいた。

性別は「女性」が61%、「男性」が36%、

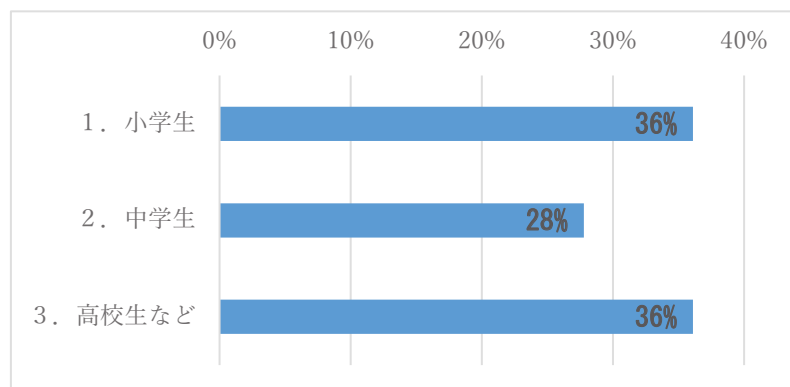
年代は「小学生」が36%、「中学生」が28%、「高校生など」が36%、

ケアをしている相手は「母親」が30%と、母親のケアをしている割合が高い。

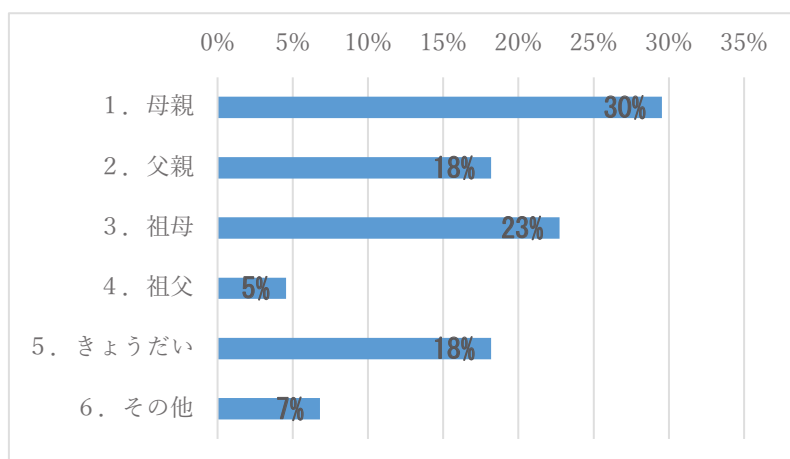
性別



年代

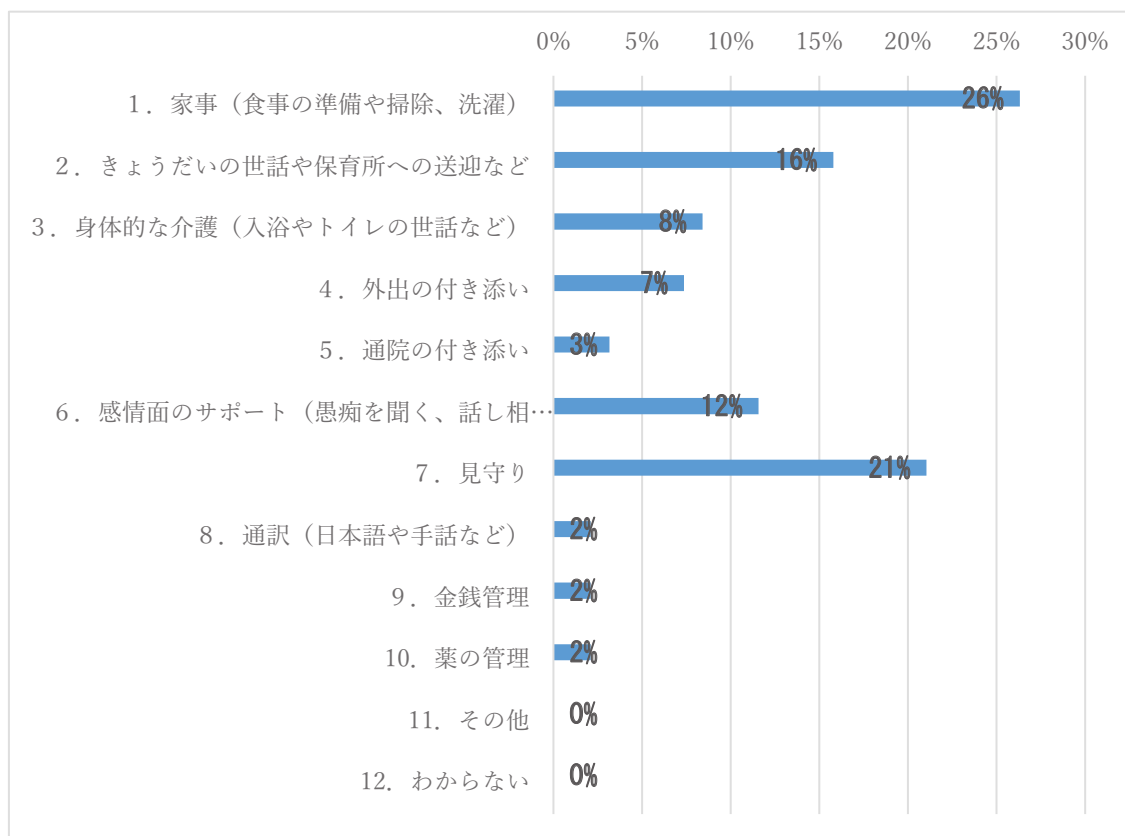


ケアをしている相手



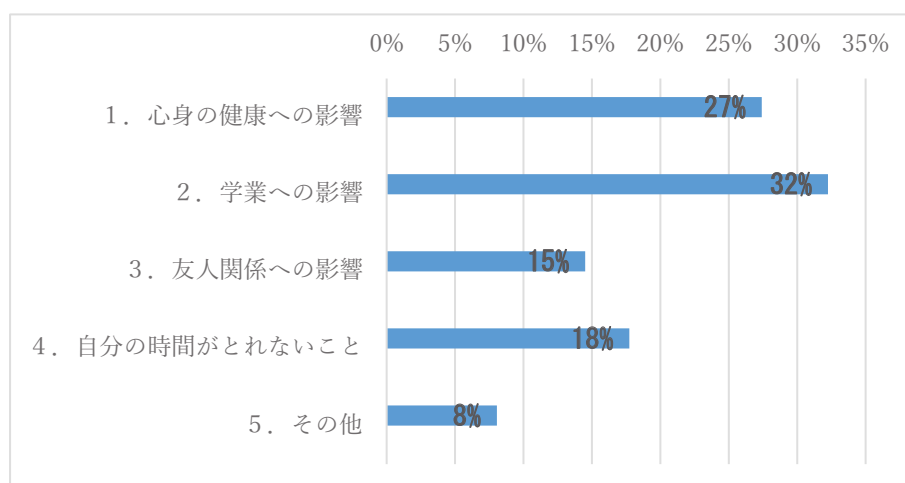
②担っている（いた）ケアの内容

また、「ヤングケアラー」ではないかと感じる子どもや若者がケアをしている（していた）内容をきいたところ、「家事」が26%、「見守り」が21%、「きょうだいの世話や保育所への送迎など」が16%、「感情面のサポート」が12%、「身体的な介護」が8%、「外出の付き添い」が7%と、複数のケアを担っている。



③子どもや若者自身への影響

「ヤングケアラー」ではないかと感じる子どもや若者の生活にどのような影響が生じているか（生じていたか）きいたところ、「心身の健康への影響」が27%、「学業への影響」が32%、「友人関係への影響」が15%、「自分の時間がとれないこと」が18%と、生活全般に影響があった。



④具体的な状況

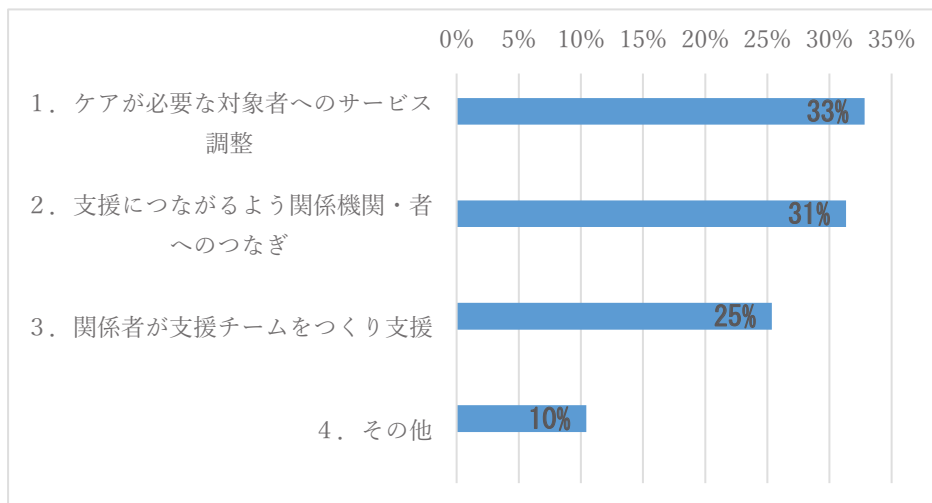
「ヤングケアラー」ではないかと感じる子どもや若者がケアを担っている（担っていた）具体的な状況をきいたところ、代表的な回答は次のとおりだった。

- ・祖母 85 歳、母親 50 歳、孫 3 人の 5 人世帯。仕事の忙しい母親に代わり、自宅で見守りが必要な祖母を真ん中のお孫さん（中学生）が面倒を見ていた。
- ・母（40 歳代）、弟（中学生）、本人（高校生）との 3 人世帯、母は精神疾患療養中、無職、家事や子供の養育等困難な状態だった。本人は不登校状態、家事や母の療養上の世話をしていた。
- ・祖母（84 歳、要介護 5）母（49 歳）、孫娘（17 歳）の 3 人世帯。祖母の介護を行っていた母が体調を崩し入院したため、入院している間、祖母の朝と夜のおむつ交換や朝ご飯の世話などを行っていた。
- ・母親の面倒を男兄弟 3 人で看ていた。他の兄弟は仕事に従事していたため、高校生（不登校）が日中、身体的な世話、食事介助を行っていた。
- ・生活保護受給世帯。母（40 代）、長女（16 歳）、長男（13 歳）。母は精神疾患を患っており就労できず。娘が家事先般と弟の世話をしていた。
- ・80 代後半の祖母と 50 代の父、本人（高校生）の世帯。父に精神疾患があり、長期入院してしまい、認知症を患う祖母の生活支援を本人が担っていた。また、父の入院中に必要な物を届ける等行っていた。
- ・母親（30 歳代・精神疾患）息子（小学生 2 人）3 人暮らし、母が精神的に不安定で寝ていることが多く、家事を子供達で行っていた。

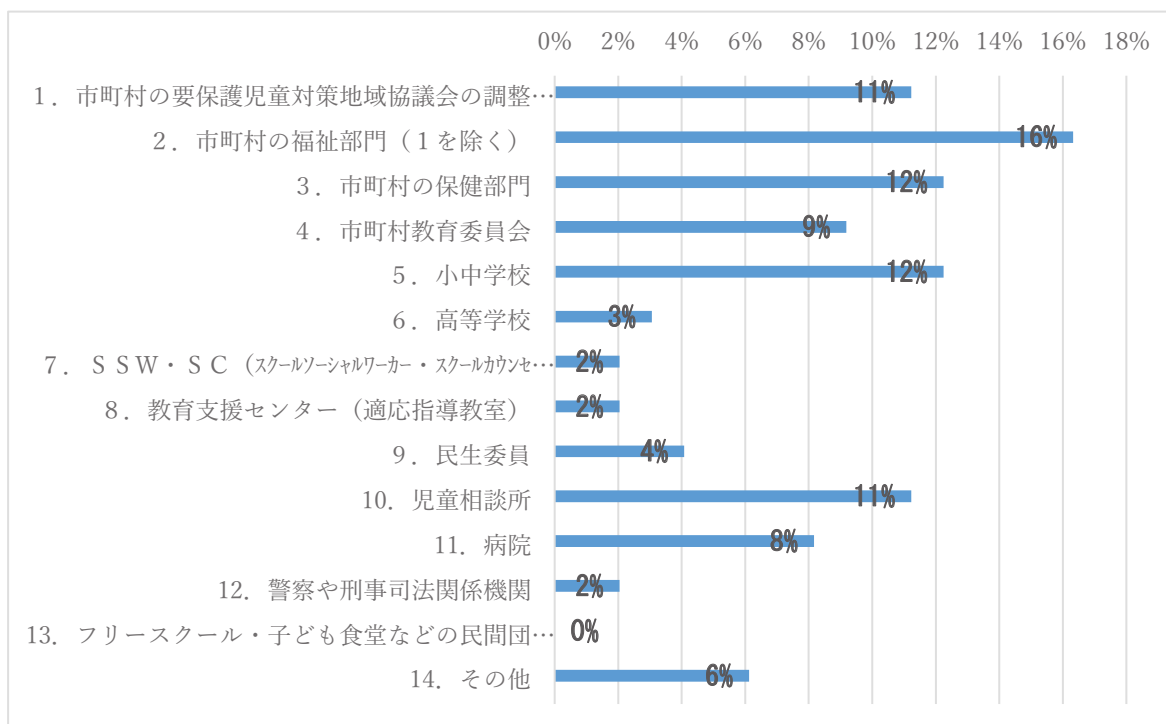
（3）ヤングケアラーへの支援について

①支援の内容

「ヤングケアラー」ではないかと感じる子どもや若者へ、どのような支援を行っているかきいたところ、「ケアが必要な対象者へのサービス調整」が 33%、「支援につながるよう関係機関・者へのつなぎ」が 31%、「関係者が支援チームを作り支援」が 25% だった。

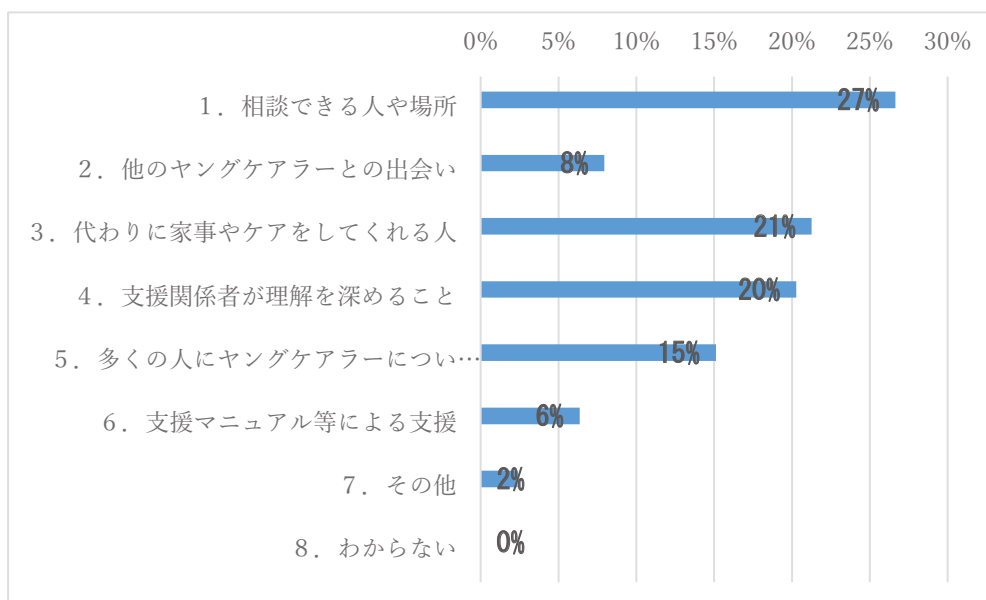


また、「支援につながるよう関係機関・者へのつなぎ」の具体的なつなぎ先をきいたところ、「市町村の福祉部門（1を除く）」が16%、「市町村の保健部門」が12%、「小中学校」が12%、「市町村の要保護児童対策地域協議会の調整機関／虐待対応部門」が11%、「児童相談所」が11%と、複数の機関につないでいる。



②求められるサポート内容

「ヤングケアラー」である対象者に求められるサポートは何かきいたところ、「相談できる人や場所」が27%、「他のヤングケアラーとの出会い」が8%、「代わりに家事やケアをしてくれる人」が21%、「支援関係者が理解を深めること」が20%、「多くの人にヤングケアラーについて知ってもらうこと」が15%、「支援マニュアル等による支援」が6%と、相談できる機会や代わりにケアを担ってくれる人の割合が高い。



③支援で注意すべき点

代表的な意見は次のとおり

- ・ その家庭の中では日常になっている事だと思うので、ヤングケアラーについての理解や、家庭に負担のないよう支援する必要があると思う。
- ・ 本人（家族）の思いに寄り添いながら支援すること。周囲の思いと本人（家族）の思いが一致しているとは限らないところを十分配慮して対応している。
- ・ ヤングケアラーの対象者に対して、本当はやりたいけど現状できていないことに耳を傾ける。支援者はヤングケアラーが介護していること自体は悪いことではないということを念頭に置き支援を行う。
- ・ 先入観や常識、自分の価値観にとらわれずに子供の話をよく聴いたうえで気持ちに寄り添うようにする。
- ・ 高齢者を支援する立場の専門職も、その対象者のみでなく、家族の負担、権利に配慮する視点を持つ。また、ヤングケアラーや家族を支援する機関や専門職の存在を把握し、必要時、連携を図ること。
- ・ ヤングケアラー自身の意思や思い（自発的にやりたいのか、必要に迫られてやらざるを得ないのか、強制的にやらされているのか等）を確認・尊重した上で、原因や課題を分析して、支援策（負担軽減、代替策、介護サービス導入・追加、子供の保護）を多角的に検討する。
- ・ ヤングケアラー自身の気持ちを十分傾聴し受容する。現状をどう感じているか、今後どうしたいか等思いを確認する。ケアを担わせている親や自身についても否定しないこと。

④支援のための民間の連絡先

代表的な意見は次のとおり

- ・ 介護事業所、居宅介護支援事業所
- ・ 福祉施設
- ・ 子ども食堂
- ・ 家事支援サービス事業所
- ・ 医療機関
- ・ 学習塾

⑤既に取り組んでいる・今後取り組みそうな支援の内容、その他

代表的な意見は次のとおり

- ・ 若い年齢のうちから介護に携わることはすばらしいことですが、ヤングケアラーにしかわからない悩みや葛藤もたくさんあるのではないかと思います。ヤングケアラーが1人で悩まずに誰かと繋がれる場作りや、その周知が私たちには求められてい

ると感じました。

- ・当事者からの発信はしにくい。周囲の大人が気付いて相談支援につなぐシステム、相談窓口の明確化と周知が必要ではないかと考える。
- ・ヤングケアラーの認知度の向上を図ってほしい。家族のケアをすることで、学業に支障が出たり、ほかの子どもたちと同じような生活が送れなくなり、将来への不安や絶望感が生じないようにしてほしい。
- ・高齢者支援業務従事者であるため、あまり児童と関わる機会がありませんが、家族状況を聞き取る中でヤングケアラーにあたる可能性がある場合は関係機関に情報提供をしていきたいと思えます。
- ・高齢者の生活課題に取り組んでいる業務の中で、ヤングケアラーについての知識を持ち、課題の発見につなげるよう意識していく。
- ・中々、実態が見えにくいですが、ヤングケアラーが居れば、相談・支援体制を整えたい。孤立を防ぐ為にネットワーク作りを行いたいと思う。
- ・ケアを行っている子ども自身がケアを行うことが当たり前だと思っている可能性が高いため、子どもたちの意向確認を丁寧にする必要があると感じました。

【問い合わせ】

山梨県福祉保健部健康長寿推進課(認知症・地域支援担当) 055-223-1450

ヤングケアラーの実態に関する調査報告書

2-2 生活困窮者自立支援相談員 編

令和3年9月

山梨県福祉保健部

2-2 目次

1. 生活困窮者自立支援相談員アンケート調査の実施概要	
(1) 調査目的	1
(2) 調査方法	1
2. 生活困窮者自立支援相談員アンケート調査結果	
(1) ヤングケアラーの認識について	2
① 「ヤングケアラー」という概念の認識の有無	2
② 「ヤングケアラー」と思われる子ども・若者の把握	2
③ 「ヤングケアラー」と思われる子ども・若者に気づいたきっかけ	3
(2) ヤングケアラーの状況について	4
① 「ヤングケアラー」と思われる子ども・若者の分布	4
② 担っている(いた)ケアの内容	5
③ 子ども・若者自身への影響	5
④ 具体的な状況	6
(3) ヤングケアラーへの支援について	6
① 支援の内容	6
② 求められるサポート内容	7
③ 支援で注意すべき点	8
④ 支援のための民間の連絡先	8
⑤ 既に取り組んでいる・今後取り組みそうな支援の内容、その他	8

1 生活困窮者自立支援相談員アンケート調査の実施概要

(1) 調査目的

県内の全ての生活困窮者自立支援相談員を対象に、「ヤングケアラー」と思われる子ども・若者の実態を把握するため、別途、実施している、各関係者・機関へのアンケート調査の結果をもとに、「ヤングケアラー」と思われる子ども・若者を早期発見し、対応できる仕組み作りの検討を行うため、アンケート調査を行う。

(2) 調査方法

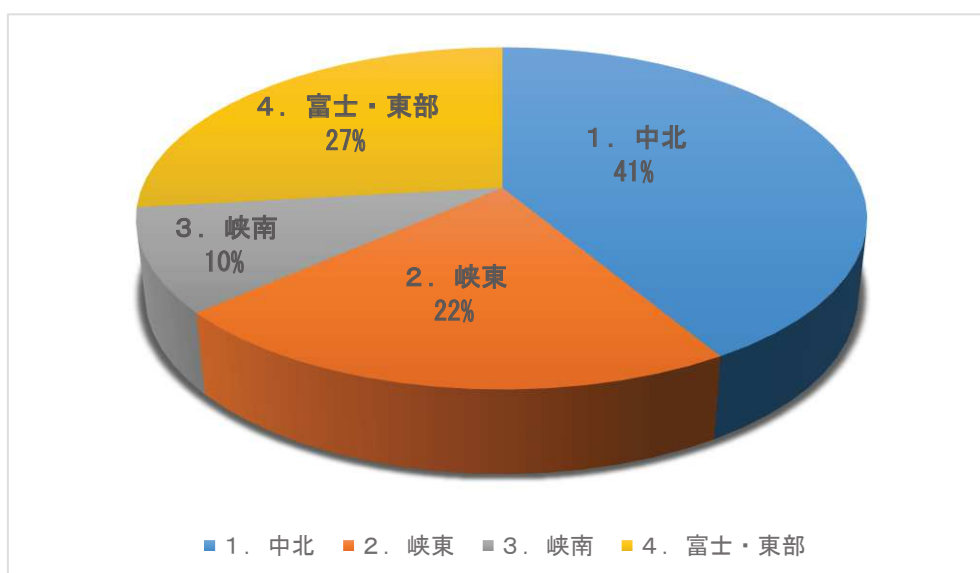
県内の全ての市役所生活困窮者自立支援業務所管課及び山梨県社会福祉協議会に対し電子メールでアンケート調査票を配布、メールにて集計した結果一覧表を回収。

◇期間：令和3年7月9日～令和3年7月30日

◇回収状況：

対象者数	回答数	回答率
37名	37名	100.0%

回答者の担当している福祉圏域は、「中北」が41%、「峡東」が22%、「峡南」が10%、「富士・東部」が27%となっている。

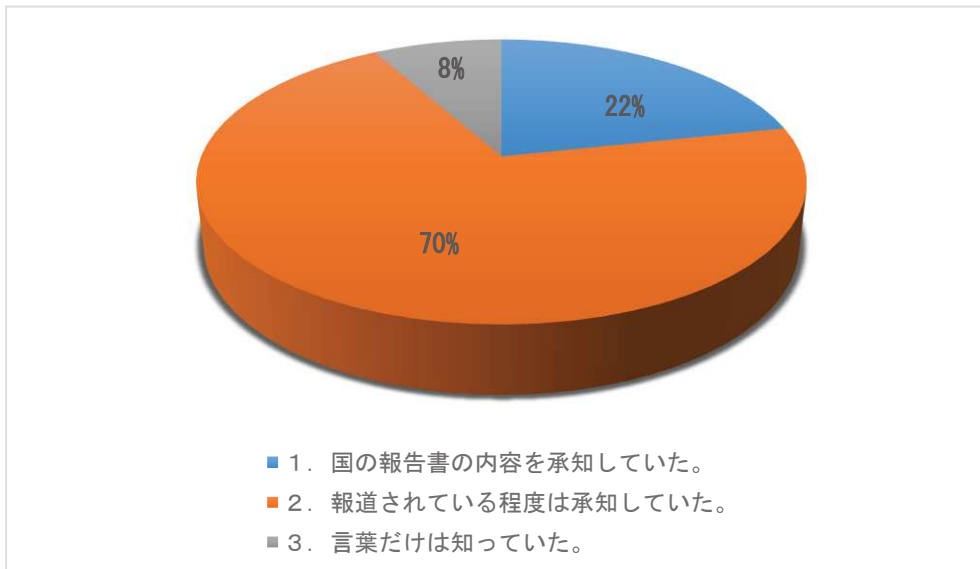


2 生活困窮者自立支援相談員アンケート調査結果

(1) ヤングケアラーの認識について

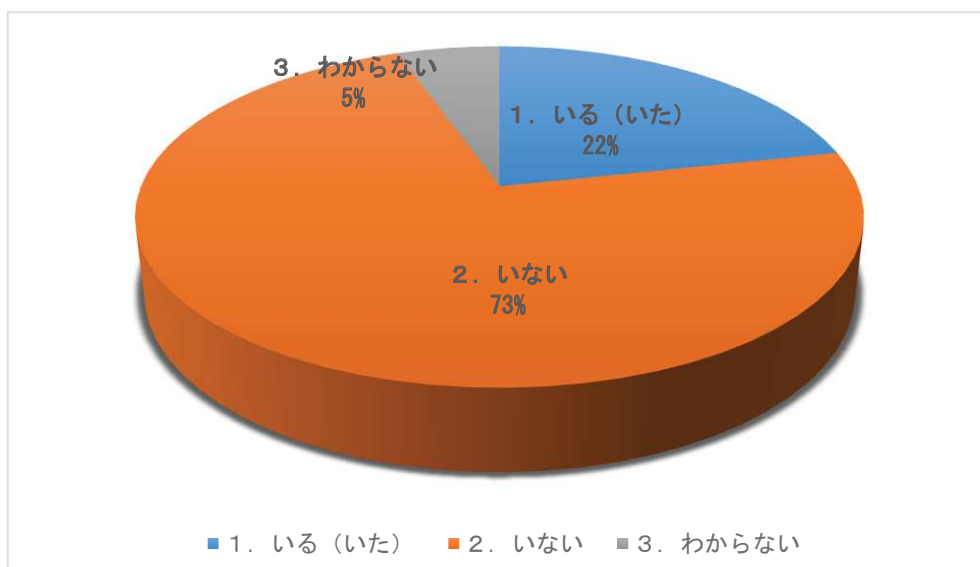
① 「ヤングケアラー」という概念の認識の有無

「ヤングケアラー」についてどの程度承知しているかきいたところ、「国の報告書の内容を承知していた」が22%、「報道されている程度は承知していた」が70%、「言葉だけは知っていた」が8%と、承知している自立支援相談員が9割以上である。



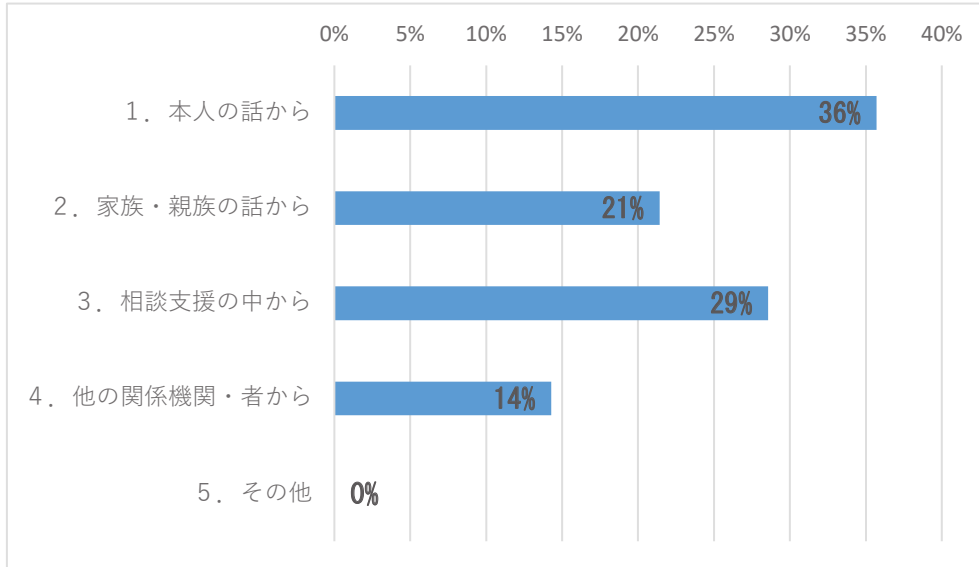
② 「ヤングケアラー」と思われる子ども・若者の把握

関わっている（過去に関わった）家庭の中で、「ヤングケアラー」ではないかと感じる子ども・若者がいる（いた）かきいたところ、「いる（いた）」が22%、「いない」が73%、「わからない」が5%と、「ヤングケアラー」と思われる子ども・若者と関わったことのある自立支援相談員は約22%（8名）となっている。

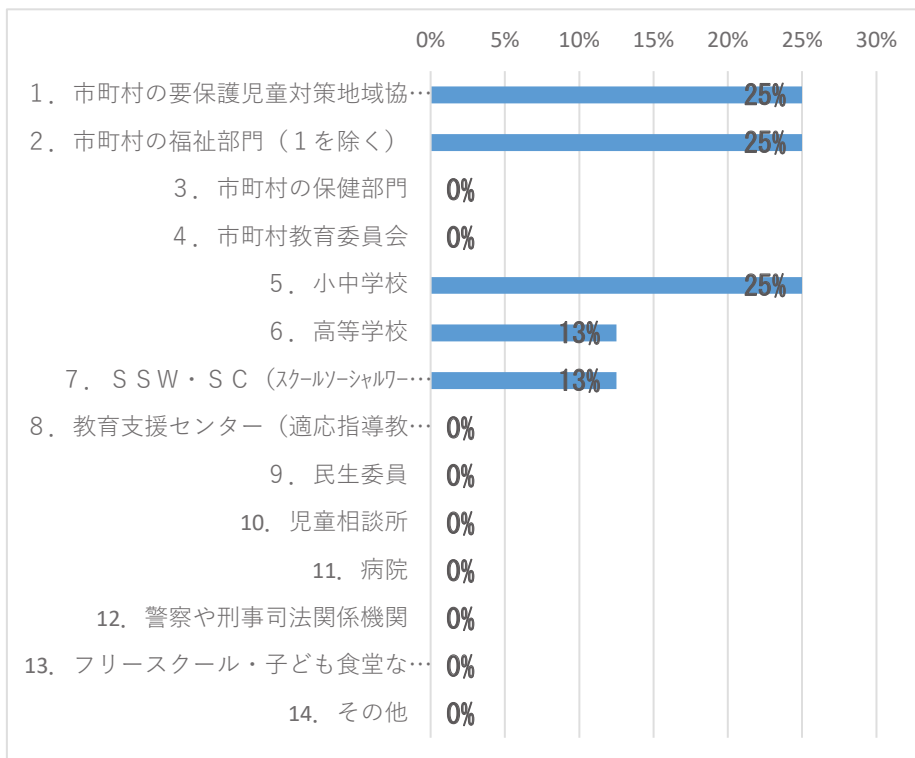


③「ヤングケアラー」と思われる子ども・若者に気づいたきっかけ

関わった家庭の中で「ヤングケアラー」ではないかと感じる子ども・若者がいる（いた）自立支援相談員に、気づいたきっかけをきいたところ、「本人の話から」が36%、「相談支援の中から」が29%、「他の関係機関・者から」が21%と、本人の話がきっかけとなった割合が高い。



また、気づいたきっかけが「他の関係機関・者から」の具体的な相手先は、「市町村の要保護児童対策地域協議会の調整機関／虐待対応部門」、「市町村の福祉部門」、「小中学校」が25%、「高等学校」、「SSW・SC」がそれぞれ13%と、市町村が半数を占める。



(2) ヤングケアラーの状況について

① 「ヤングケアラー」と思われる子ども・若者の分布

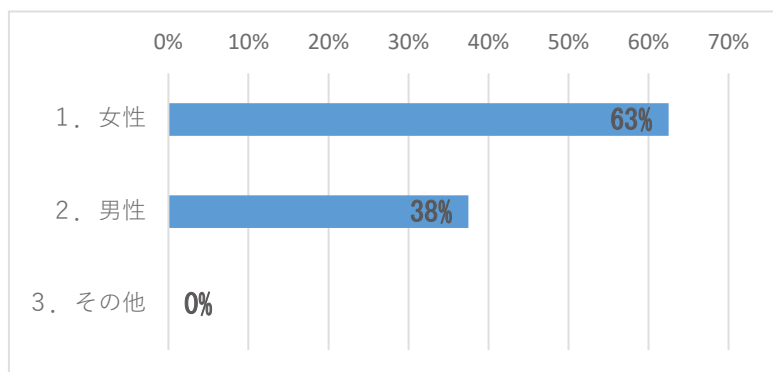
関わった家庭の中で「ヤングケアラー」ではないかと感じる子ども・若者がいる（いた）自立支援相談員に、最も印象に残る子ども・若者について次のとおりきいた。

性別は「女性」が63%、「男性」が38%、

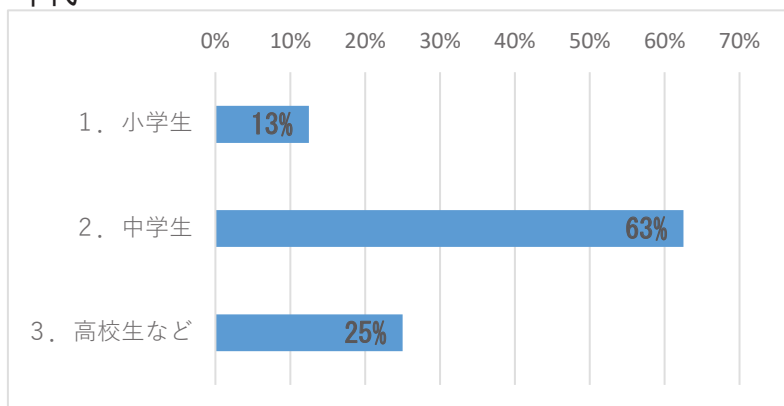
年代は「小学生」が13%、「中学生」が63%、「高校生など」が25%、

ケアをしている相手は「母親」が45%と、母親のケアをしている割合が高い。

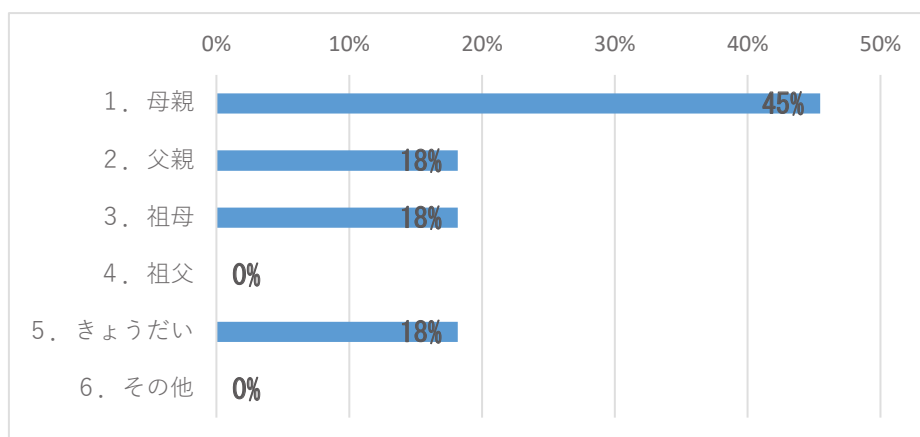
性別



年代

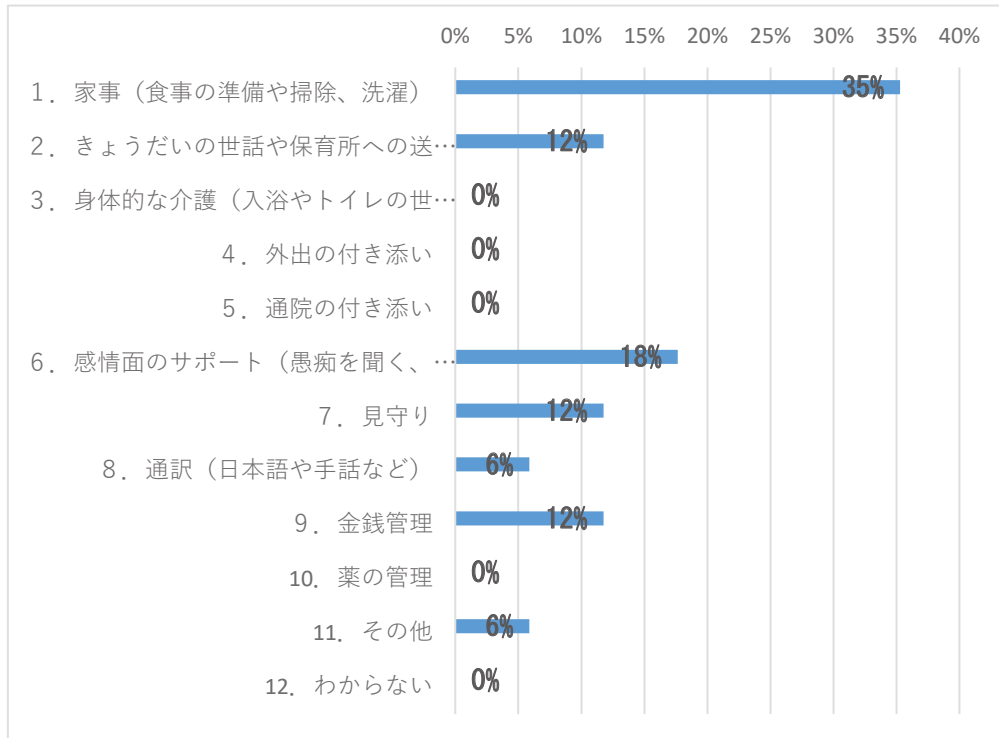


ケアをしている相手



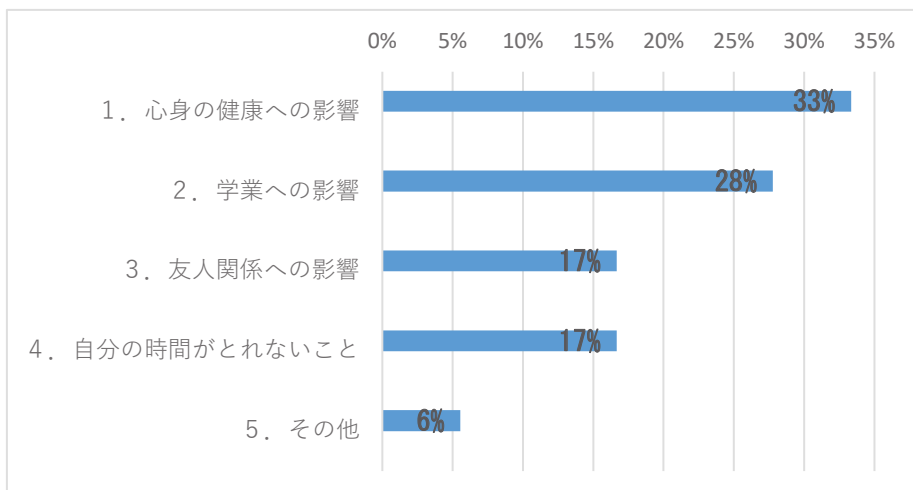
②担っている（いた）ケアの内容

また、「ヤングケアラー」ではないかと感じる子ども・若者がケアをしている（していた）内容をきいたところ、「家事」が35%、「感情面のサポート」が18%、「見守り」、「金銭管理」が12%と、複数のケアを担っている。「その他」としては、家計を支えていたとの回答があった。



③子どもや若者自身への影響

「ヤングケアラー」ではないかと感じる子ども・若者の生活にどのような影響が生じているか（生じていたか）きいたところ、「心身の健康への影響」が33%、「学業への影響」が28%、「友人関係への影響」、「自分の時間がとれないこと」が17%と、生活全般に影響があった。また、「その他」として、因果関係は不明だが不登校との回答があった。



④具体的な状況

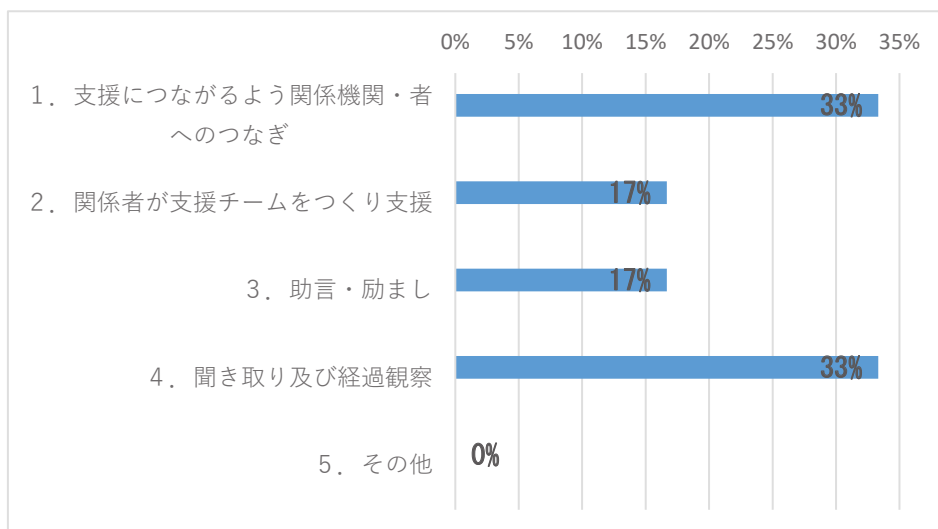
「ヤングケアラー」ではないかと感じる子ども・若者がケアを担っている（担っていた）具体的な状況をきいたところ、回答はつぎのとおりだった。

1	30代の母とそのパートナー、12歳の息子の3人世帯。母は精神疾患を抱え情緒不安定でほとんど寝て過ごし、息子は食事や家事だけでなく、母の情緒不安定への対応、学校や市役所等の対外的な対応も担わされていた。
2	40代の母と二人暮らし。父は別居中で離婚目前。母は脳血管疾患にて不労の他、将来の見通しが付けられず、日々の愚痴を子供に吐き出している。
3	40代母、本人、3歳下の妹、10歳下の妹の4人世帯。母は仕事の行き帰りに精一杯。本人が妹ふたりの日常生活の面倒を見るほか、アルバイト収入で家計を補っていた。
4	継父、母、本人、妹の4人家族。家族関係は悪く、継父からは意に沿わないと暴力をふるわれていた。継父は就職するも仕事は続かず、母は精神疾患あり働くことが難しく、経済的にも困窮しており、本人が中学～定時制高校卒業まで生保であった。本人が働き始めたことにより生保廃止となる。 なお定時制高校入学後、授業料や自分の身の回りのものは自分でバイトをして支払っていた。
5	祖母、母、姉、弟の5人世帯。不登校で家にいることが多かったため、認知症状のある祖母の食事の準備や見守り等を担っていた。
6	父(40歳代)、娘(中学生)の2人暮らし。父は外国人のため、仕事や日常生活もうまくいかず、劣悪な環境下で家事を行っていた。
7	薬物依存気味の同居母の家事支援、ほか、母の希望でお茶を入れる、たばこの用意をするなど。

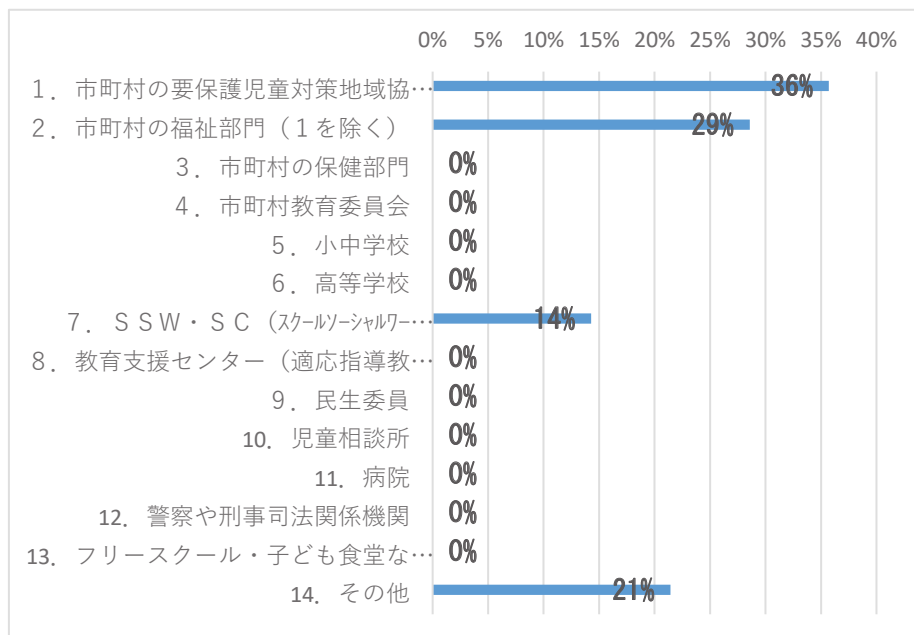
(3) ヤングケアラーへの支援について

①支援の内容

「ヤングケアラー」ではないかと感じる子どもや若者へ、どのような支援を行っているかきいたところ、「支援につながるよう関係機関・者へのつなぎ」、「聞き取り及び経過観察」が33%、「関係者が支援チームを作り支援」、「助言・励まし」が17%と、関係機関・者へのつなぎ、聞き取り及び経過観察の割合が高い。

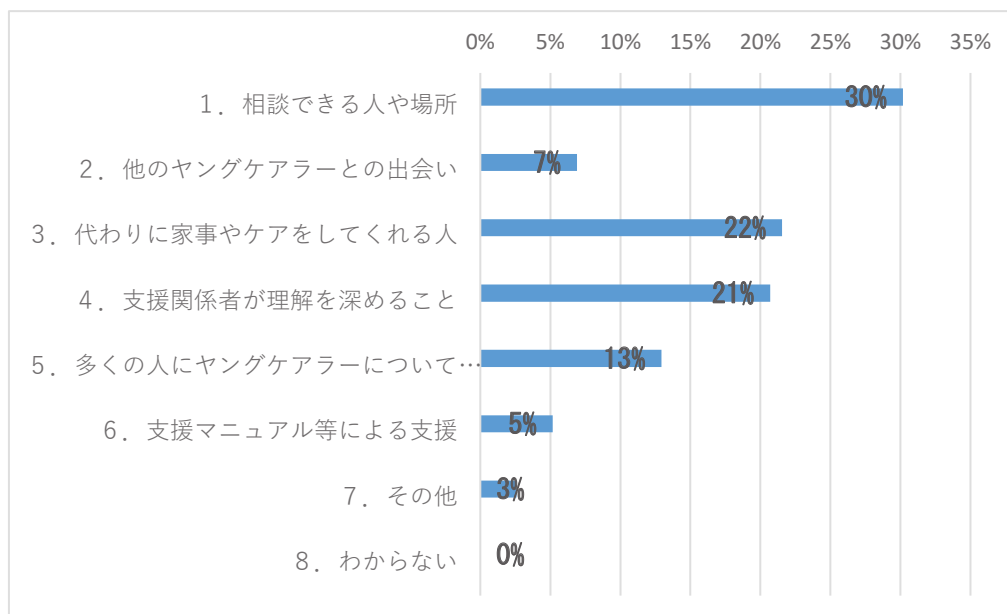


また、「支援につながるよう関係機関・者へのつなぎ」の具体的なつなぎ先をきいたところ、「市町村の要保護児童対策地域協議会の調整機関／虐待対応部門」が36%、「市町村の福祉部門」が29%と、市町村の福祉部門が全体の6割以上を占める。また、「その他」として市社会福祉協議会、子どもの学習・生活支援事業との回答があった。



②求められるサポート内容

「ヤングケアラー」である対象者に求められるサポートは何かきいたところ、「相談できる人や場所」が30%、「代わりに家事やケアをしてくれる人」が22%、「支援関係者が理解を深めること」が21%、「多くの人にヤングケアラーについて知ってもらうこと」が13%と、相談できる人や場所の割合が高い。また、「その他」として、スマホで検索できる支援情報、LINE 等で声を出せるツールという回答があった。



③支援で注意すべき点

代表的な意見は次のとおり

- ・子どもの時間を奪ってしまう、負担が大きすぎるケアは望ましいものではないと思う。しかし、一方ではケアをすることによって自分の役割や居場所を感じている子どももいるのではないか。誰かが代わりにケアをすることで子どもの負担を軽減していく、といった単純な支援ではなく、子どもの心に寄り添い、家族以外の居場所を見つけたり、時間の使い方を考えたりできるような働きかけも必要だと思う。
- ・子ども自身が犠牲になってもよい、若しくは犠牲になっていることも理解できないという状況を変えるため、支援者側が支援方法を十分に検討する。
- ・自己肯定感が低くなっている事と、相談に来るまでに大きな葛藤があったと考えられるため、今まで頑張ってきたことについて言語化していき、自分自身を大切にできる環境に自分を置くことが何よりも優先していい事という認識を持てるように支持的にサポートしていくこと、安心感を持って話せる場づくりを支援者側が提供する。
- ・本人がヤングケアラーの自覚がない可能性もあり、ヤングケアラーというレッテルを貼る事で更に外へ発信できなくなることも考えられるため支援者の配慮が必要。
- ・本人の思いに傾聴し、ケアを担っている事などを否定しないよう留意する。子どもの安全を確保し、家庭との関係性を崩さないように配慮する。

④支援のための民間の連絡先

意見は次のとおり

- ・子ども食堂、フリースクール、不登校や学習支援を行っている NPO 等の支援団体
- ・若者サポートステーション（サポステ）
- ・地域包括支援センター（介護者のサービス提供調整を行うため）
- ・本人のニーズにより地域にある資源すべてが連絡先になりうる。

⑤既に取り組んでいる・今後取り組みそうな支援の内容、その他

代表的な意見は次のとおり

- ・子どもらしい暮らしが奪われることのないよう、世帯全体を支援する視点を持って福祉サービス等の利用申請などの検討が必要と思われる。生活困窮者支援においてヤングケアラーと思われる子どものいる世帯の情報を把握した際は、すでに他の専門職と関わりがある世帯であれば、情報共有するなどして、関係機関と協働で支援につなげることができればと考える。
- ・「搾取されている」という事実と「家族同士思い合っている」という心情が同時に

当事者に起こっている。両面併せ吞んで本人が肯定的に受け止めるためには多くの人間との対話や経験を糧にした精神的成長や、夢や興味、趣味といった憩いの時間が必要。こうした多様な機会を設け支援したい。

- ・子どもとしての権利を奪ってしまうような状況は無視できない。しかし、ヤングケアラーはすべからず問題のある家族、介護の形、というように報道がされてしまうと、今すでにケアに関わっている子どもや経験してきた子どもにとっては、自分の生き方を否定されるような体験にもつながるのではないかと。支援者としてはケアを担っている子どもの権利を尊重することはもちろんだが、ヤングケアラーが必ずしも負の側面だけでないことについても留意する必要があると思う。家庭の状況に応じて、その子どもがどうすればその子らしく生きて行けるのか、福祉、教育、心理、行政等多方面の関わりによって、子どもとその家族を支えていく必要があるのでは。
- ・まだまだ地域の理解や周知は不十分だと思うので、まずは、ヤングケアラーについて知ってもらう事。決してネガティブな事ではなという事を広めていく事が必要だと思う（ネガティブな周知では当事者の自尊心傷つけてしまう恐れがあるため）

【問い合わせ】

山梨県福祉保健部福祉保健総務課(福祉企画・生活保護担当) 055-223-1444

ヤングケアラーの実態に関する調査報告書

2-3 生活保護ケースワーカー 編

令和3年9月

山梨県福祉保健部

2-3 目次

1. 生活保護ケースワーカーアンケート調査の実施概要

- (1) 調査目的…………… 1
- (2) 調査方法…………… 1

2. 生活保護ケースワーカーアンケート調査結果

- (1) ヤングケアラーの認識について…………… 2
 - ① 「ヤングケアラー」という概念の認識の有無 …… 2
 - ② 「ヤングケアラー」と思われる子ども・若者の把握 …… 2
 - ③ 「ヤングケアラー」と思われる子ども・若者に気づいたきっかけ …… 3
- (2) ヤングケアラーの状況について …… 4
 - ① 「ヤングケアラー」と思われる子ども・若者の分布 …… 4
 - ② 担っている(いた)ケアの内容 …… 5
 - ③ 子ども・若者自身への影響 …… 5
 - ④ 具体的な状況 …… 6
- (3) ヤングケアラーへの支援について…………… 6
 - ① 支援の内容…………… 6
 - ② 求められるサポート内容 …… 7
 - ③ 支援で注意すべき点 …… 8
 - ④ 支援のための民間の連絡先 …… 8
 - ⑤ 既に取り組んでいる・今後取り組みそうな支援の内容、その他 …… 8

1 生活保護ケースワーカーアンケート調査の実施概要

(1) 調査目的

県内の全ての福祉事務所の生活保護ケースワーカーを対象に、「ヤングケアラー」と思われる子どもや若者の実態を把握するため、別途、実施している、各関係者・機関へのアンケート調査の結果をもとに、「ヤングケアラー」と思われる子どもや若者を早期発見し、対応できる仕組み作りの検討を行うため、アンケート調査を行う。

(2) 調査方法

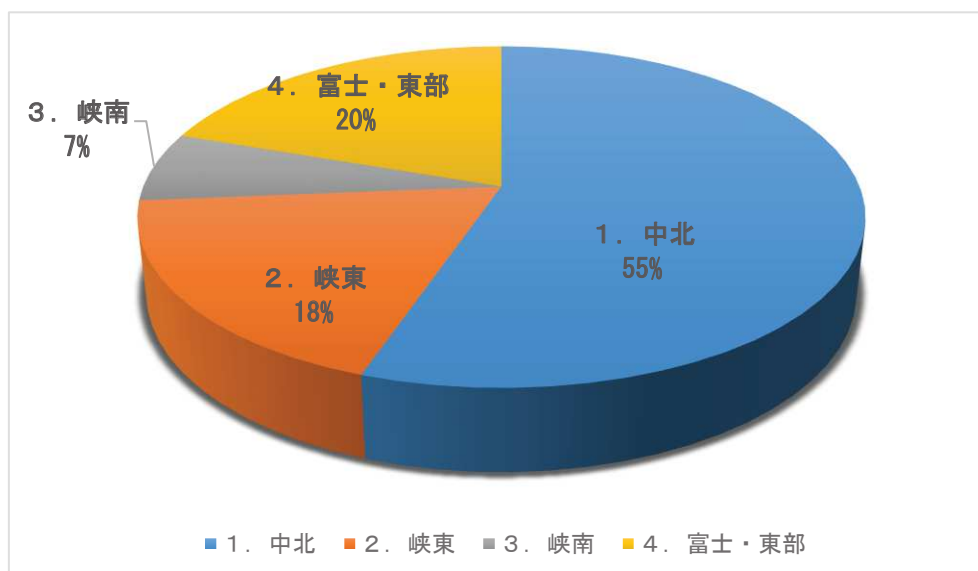
県内の全ての福祉事務所に対し電子メールでアンケート調査票を配布、メールにて各福祉事務所で集計した結果一覧表を回収。

◇期間：令和3年7月9日～令和3年7月30日

◇回収状況：

対象者数	回答数	回答率
76名	76名	100.0%

回答者の担当している福祉圏域は、「中北」が55%、「峡東」が18%、「峡南」が7%、「富士・東部」が20%となっている。

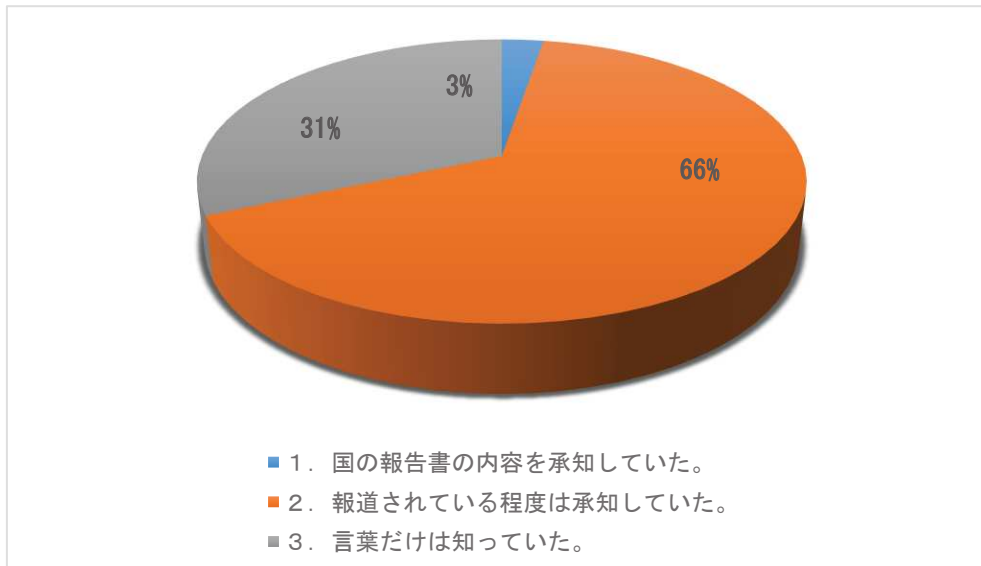


2 生活保護ケースワーカーアンケート調査結果

(1) ヤングケアラーの認識について

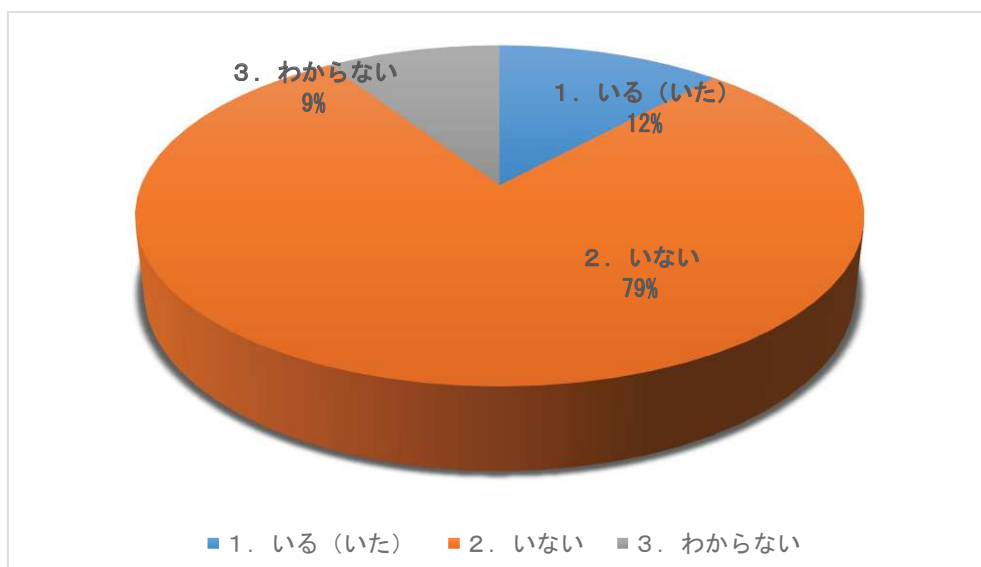
① 「ヤングケアラー」という概念の認識の有無

「ヤングケアラー」についてどの程度承知しているかきいたところ、「国の報告書の内容を承知していた」が3%、「報道されている程度は承知していた」が66%、「言葉だけは知っていた」が32%と、承知しているケースワーカーが7割近い。



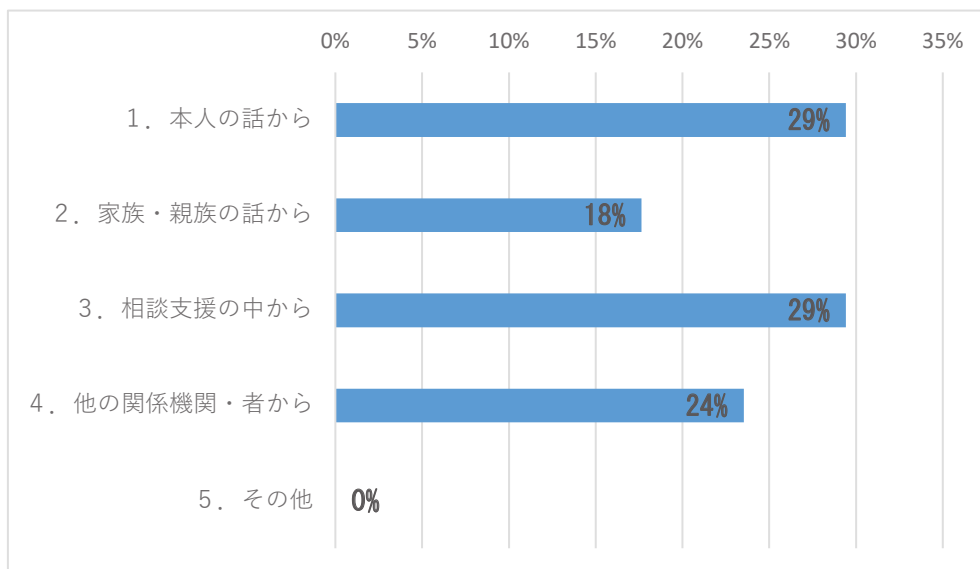
② 「ヤングケアラー」と思われる子ども・若者の把握

関わっている（過去に関わった）家庭の中で、「ヤングケアラー」ではないかと感じる子ども・若者がいる（いた）かきいたところ、「いる（いた）」が12%、「いない」が79%、「わからない」が9%と、「ヤングケアラー」と思われる子ども・若者と関わったことのあるケースワーカーは約12%（9名）となっている。

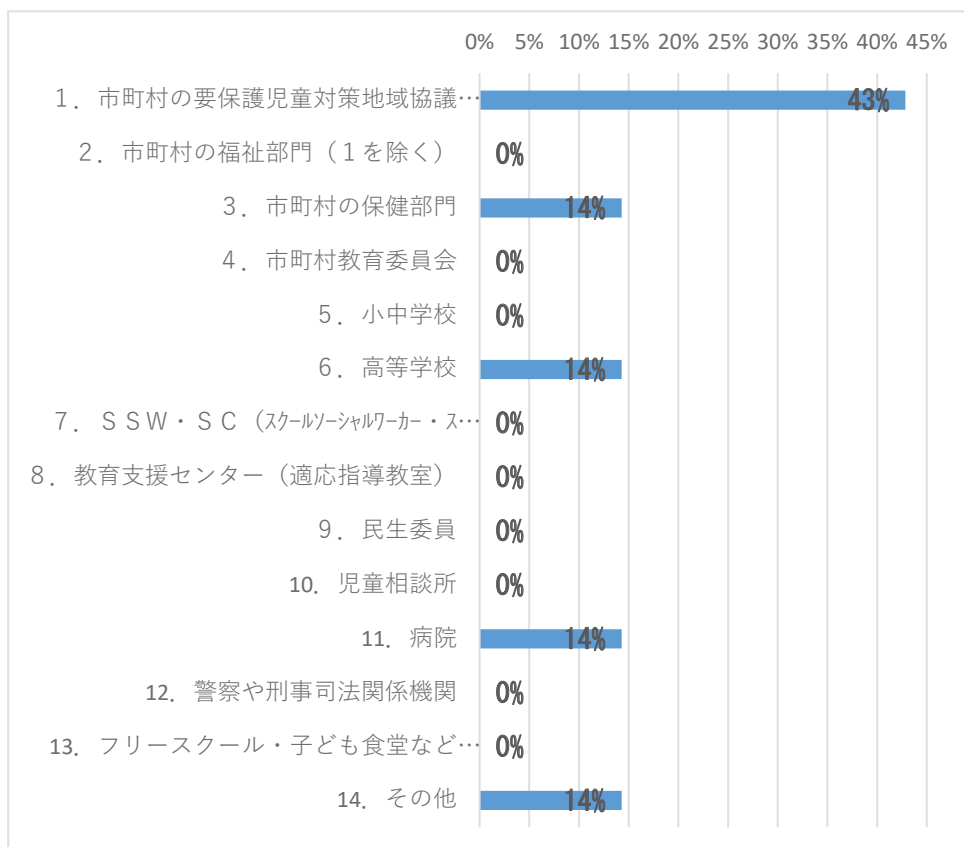


③ 「ヤングケアラー」と思われる子ども・若者に気づいたきっかけ

関わった家庭の中で「ヤングケアラー」ではないかと感じる子ども・若者がいる（いた）ケースワーカーに、気づいたきっかけをきいたところ、「本人の話から」、「相談支援の中から」が29%、「他の関係機関・者から」が24%と、本人の話及び相談支援の中からはそれぞれ3割近い。



また、気づいたきっかけが「他の関係機関・者から」の具体的な相手先は、「市町村の要保護児童対策地域協議会の調整機関／虐待対応部門」が43%、「市町村の保健部門」、「高等学校」、「病院」がそれぞれ14%と、市町村の要保護児童対策地域協議会の調整機関／虐待対応部門の割合が大きい。



(2) ヤングケアラーの状況について

① 「ヤングケアラー」と思われる子ども・若者の分布

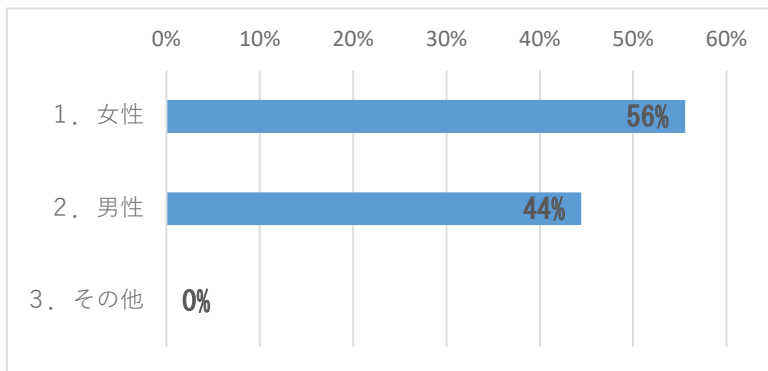
関わった家庭の中で「ヤングケアラー」ではないかと感じる子ども・若者がいる（いた）ケースワーカーに、最も印象に残る子ども・若者について次のとおりきいた。

性別は「女性」が56%、「男性」が44%、

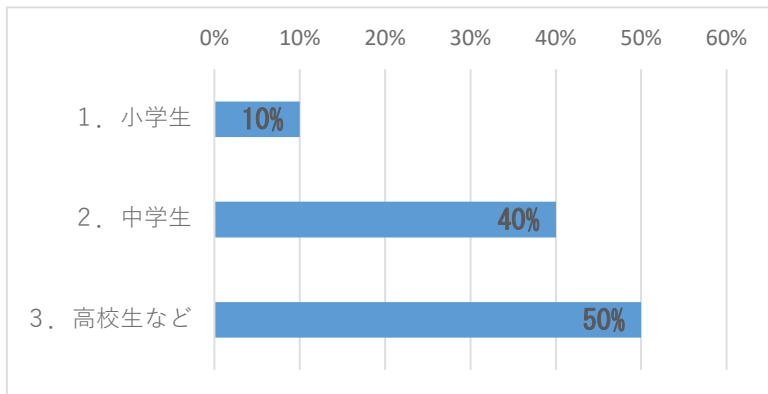
年代は「小学生」が10%、「中学生」が40%、「高校生など」が50%、

ケアをしている相手は「母親」が82%と、母親のケアをしている割合が高い。

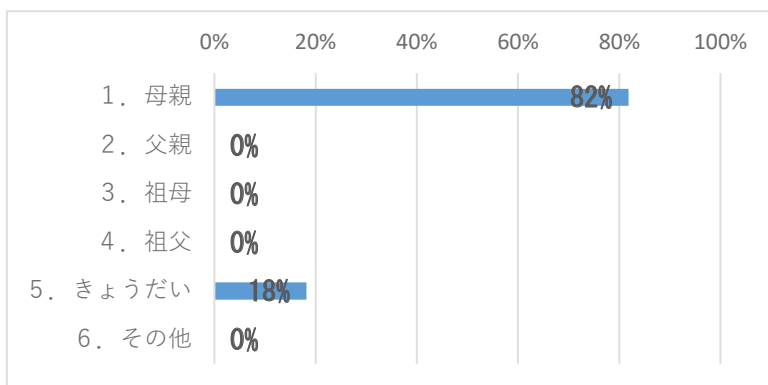
性別



年代

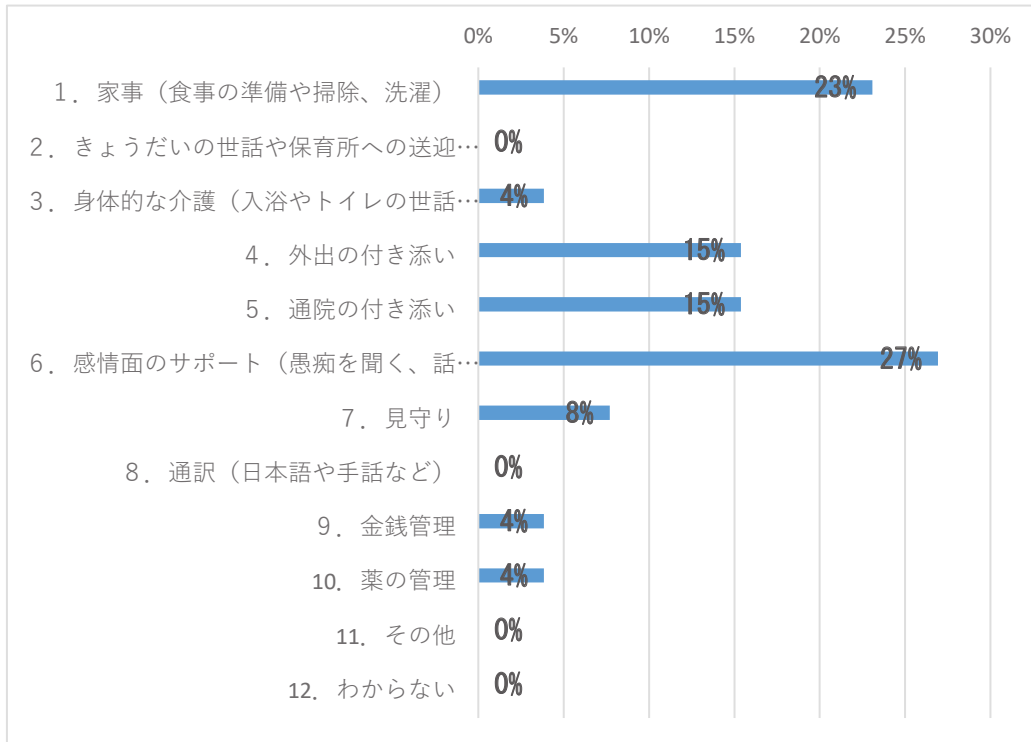


ケアをしている相手



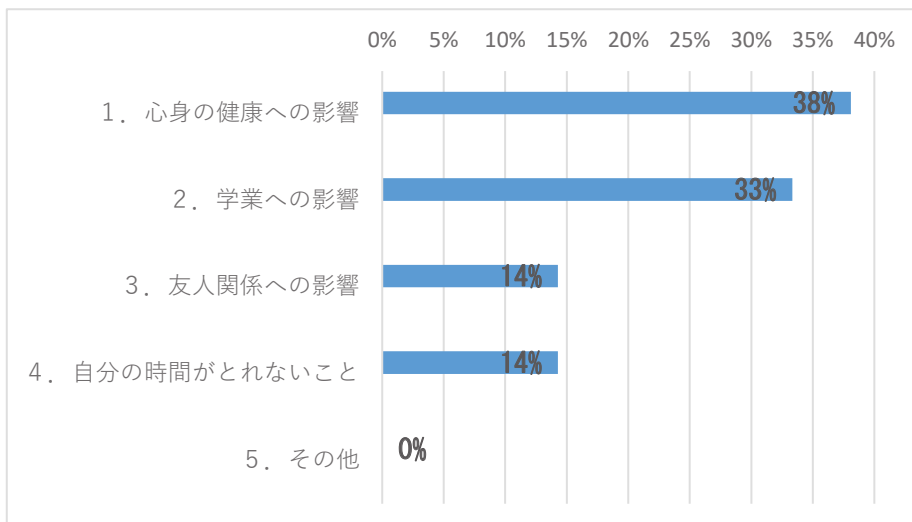
②担っている（いた）ケアの内容

また、「ヤングケアラー」ではないかと感じる子ども・若者がケアをしている（していた）内容をきいたところ、「家事」が23%、「外出の付き添い」、「通院の付き添い」が15%、「感情面のサポート」が27%、「見守り」が8%、「身体的な介護」等が4%と、複数のケアを担っている。



③子どもや若者自身への影響

「ヤングケアラー」ではないかと感じる子ども・若者の生活にどのような影響が生じているか（生じていたか）きいたところ、「心身の健康への影響」が38%、「学業への影響」が33%、「友人関係への影響」、「自分の時間がとれないこと」が14%と、生活全般に影響があった。



④具体的な状況

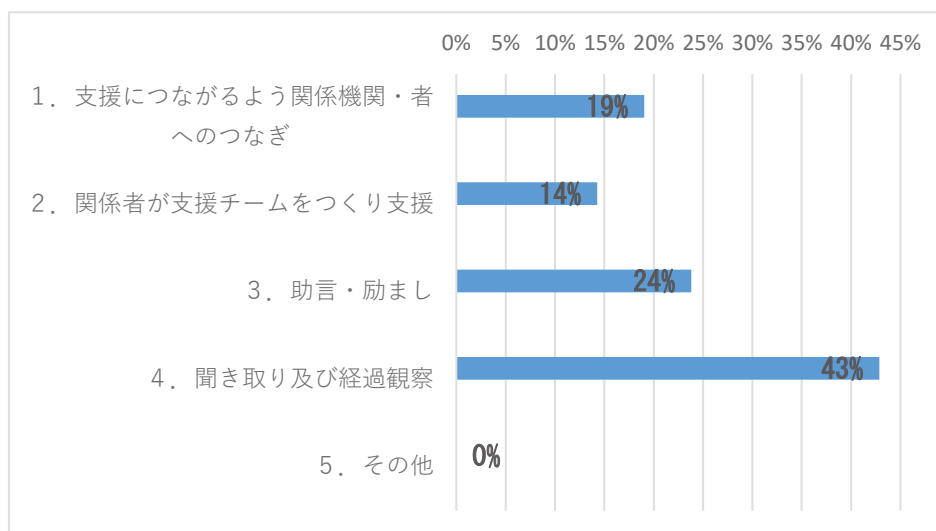
「ヤングケアラー」ではないかと感じる子ども・若者がケアを担っている（担っていた）具体的な状況をきいたところ、回答はつぎのとおりだった。

1	当時、母（53歳）、長女（18歳）、二女（15歳）の3人世帯。生計中心の母は精神的に不安定で家事等をしないため、長女が家族の家事を引き受けていた。二女は鬱病を発症し病院に入院した。
2	母、兄、子の3人世帯で、母が身体的な病気により精神不安定となり、学生時から世話をさせられていた。
3	障害のある母（50代）は娘の介助抜きには居宅生活を送る事ができない。
4	母（50歳）と娘（17歳）の2人世帯。母がアルコール依存症のため、頻繁に近隣とのトラブルになったり、転ぶなどしてケガをするため、家事を担ったり、母の愚痴の聞き役になっている。
5	母と息子の母子世帯。母には精神疾患があり、精神状態が不安定になると、母の都合で息子の学校を休ませ、通院等の付き添いなどを求める状況があった。
6	母（42歳）、長男（15歳）、長女（12歳）母が金銭管理出来ず、長男が実施。
7	母（40歳）、母のパートナー、息子（12歳）の3人世帯。母は精神不安定でパートナーに怒鳴ったり暴力を振るったりする状況、金銭管理や環境整備もままならず、食事が満足に取れない、劣悪な環境で生活していた。
8	母（37歳）、子（14歳）の2人世帯。母の通院同行や家事（洗濯や清掃）を子が行っていた。

（3）ヤングケアラーへの支援について

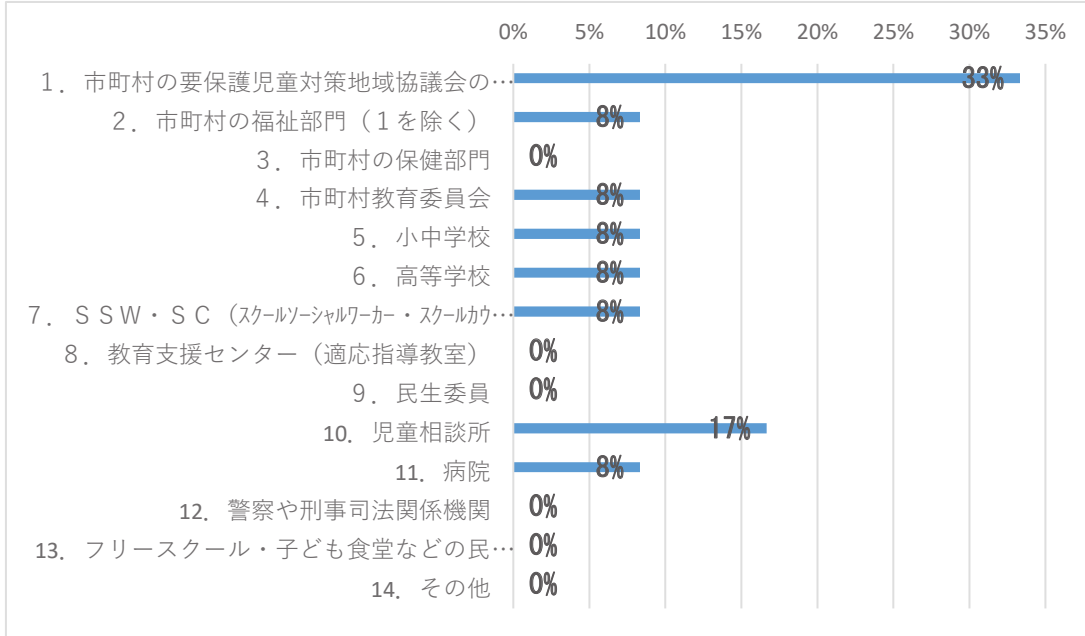
①支援の内容

「ヤングケアラー」ではないかと感じる子どもや若者へ、どのような支援を行っているかきいたところ、「支援につながるよう関係機関・者へのつなぎ」が19%、「関係者が支援チームを作り支援」が14%、「助言・励まし」が24%、「聞き取り及び経過観察」が43%と、聞き取り及び経過観察の割合が高い。



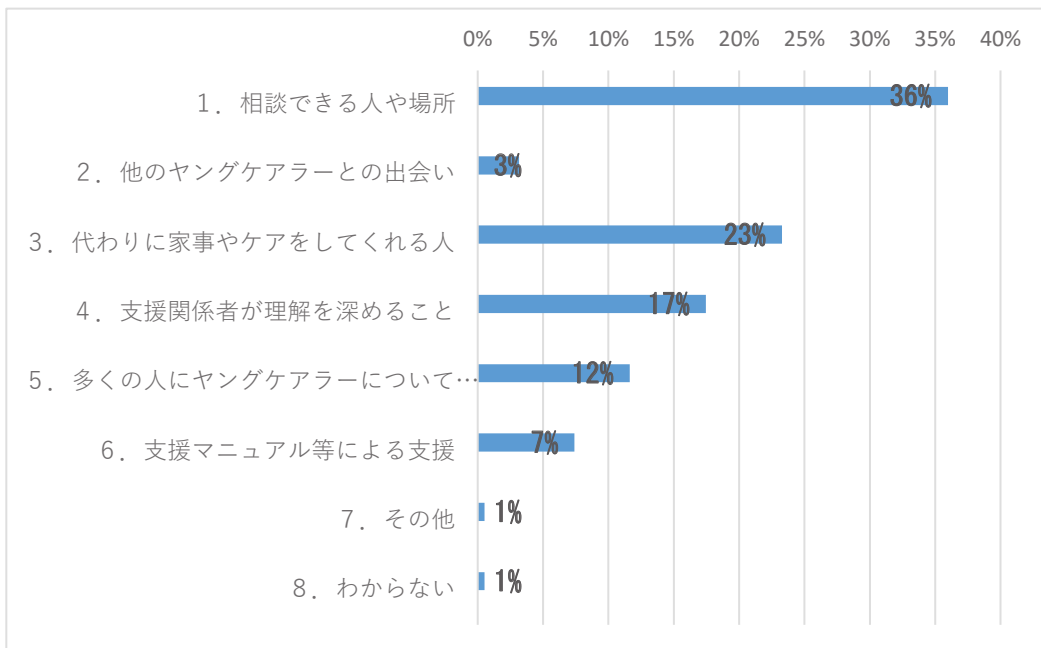
また、「支援につながるよう関係機関・者へのつなぎ」の具体的なつなぎ先をきいたところ、「市町村の要保護児童対策地域協議会の調整機関／虐待対応部門」が33%、「児童相談所」が17%、「市町村の福祉部門」などが8%と、つなぎ元、先ともに「市町村の要保護児童対策地域協議会の調整機関／虐待対応部門」の割合が飛び抜けて高

い。



②求められるサポート内容

「ヤングケアラー」である対象者に求められるサポートは何かきいたところ、「相談できる人や場所」が36%、「代わりに家事やケアをしてくれる人」が23%、「支援関係者が理解を深めること」が18%、「多くの人にヤングケアラーについて知ってもらうこと」が12%、「支援マニュアル等による支援」が7%と、相談できる機会や代わりにケアを担ってくれる人の割合が高い。また、「その他」としてヤングケアラーの発見をするための体制という意見もあった。



③支援で注意すべき点

代表的な意見は次のとおり

- ・対象者の生活状況を十分に理解し、それを批判しないこと。対象者がいつでも相談できる体制を整えること。
- ・支援者が入ることにより、ケアされていた者が子どもから見捨てられたと感じたり、ケアしていた子ども自身も見捨ててしまったと感じないように配慮する必要がある。
- ・子ども自身の自己肯定感が高められるよう、支援方法等に配慮する。
- ・ヤングケアラーである子どもの話に耳を傾け、考えを尊重する。助言や指摘等が負担にならないように十分に注意する。
- ・子どもの気持ちに寄り添って支援を行うこと。ヤングケアラーを支援する職員自身の精神的負担を減らすこと。
- ・ヤングケアラー自身がどのように感じて、どのような気持ちで普段家事や介護をしているのかを確認・汲み取り、そのことに配慮した対応が必要。
- ・子供の苦しみを理解する、というその場限りの支援ではなく、子供の将来まで見据えた支援(金銭的支援も含む)が出来る体制を整える。

④支援のための民間の連絡先

意見は次のとおり

- ・介護事業所、居宅介護支援事業所、在宅介護支援センター
- ・福祉施設(障害 児童 老人)
- ・こども園、児童養護施設
- ・スーパー、コンビニ
- ・医療機関、民間病院
- ・学習塾
- ・フードバンク

⑤既に取り組んでいる・今後取り組めそうな支援の内容、その他

代表的な意見は次のとおり

- ・当職が関わっている母子家庭のケースで母親が知的機能に問題を抱えている世帯があるが、なるべく子供の気持ちを弁明してあげたり、母親自身のサポート(学校書類等の確認)を行っている。
- ・相談業務に従事する中で、子どものいる世帯については、ヤングケアラーの可能性もあることを念頭に対応する。
- ・生活保護の申請時や訪問時に、家族本人の話を注意深く聞く。訪問時に、以前との生活環境の変化を見逃さないようにする。

- ・ 一般に家庭で行われている家事手伝いとの判断がつきにくい。ガイドラインや相談先を明確にしていきたい。
- ・ 相談する窓口を一本化した方がよいと思われる。
- ・ 民間の施設等含め関係機関から気になる子どもなどがいた際は、速やかに相談先へ連絡、相談ができるよう相談先の周知をしてほしい。
- ・ 少しでもそういった素振りや様子があれば子供たちと交流を深め、相談先として信頼してもらうよう努める。

【問い合わせ】

山梨県福祉保健部福祉保健総務課(福祉企画・生活保護担当) 055-223-1444

ヤングケアラーの実態に関する調査報告書

2-4 障害者相談支援専門員 編

令和3年9月

山梨県福祉保健部

2-4 目次

1. 障害者相談支援専門員アンケート調査の実施概要

- (1) 調査目的…………… 1
- (2) 調査方法…………… 1

2. 障害者相談支援専門員アンケート調査結果

- (1) ヤングケアラーの認識について…………… 2
 - ① 「ヤングケアラー」という概念の認識の有無 …… 2
 - ② 「ヤングケアラー」と思われる子ども・若者の把握 …… 2
 - ③ 「ヤングケアラー」と思われる子ども・若者に気づいたきっかけ …… 3
- (2) ヤングケアラーの状況について …… 4
 - ① 「ヤングケアラー」と思われる子ども・若者の分布 …… 4
 - ② 担っている(いた)ケアの内容 …… 5
 - ③ 子ども・若者自身への影響 …… 5
 - ④ 具体的な状況 …… 6
- (3) ヤングケアラーへの支援について…………… 6
 - ① 支援の内容…………… 6
 - ② 求められるサポート内容 …… 7
 - ③ 支援で注意すべき点 …… 8
 - ④ 支援のための民間の連絡先 …… 8
 - ⑤ 既に取り組んでいる・今後取り組めそうな支援の内容、その他 …… 8

1 障害者相談支援専門員アンケート調査の実施概要

(1) 調査目的

「ヤングケアラー」と思われる子ども・若者を早期発見し、対応できる仕組みづくりの検討を行うため、福祉の支援関係者である障害者相談支援専門員を対象に、「ヤングケアラー」と思われる子ども・若者の実態や支援状況等について、アンケート調査を実施した。

(2) 調査方法

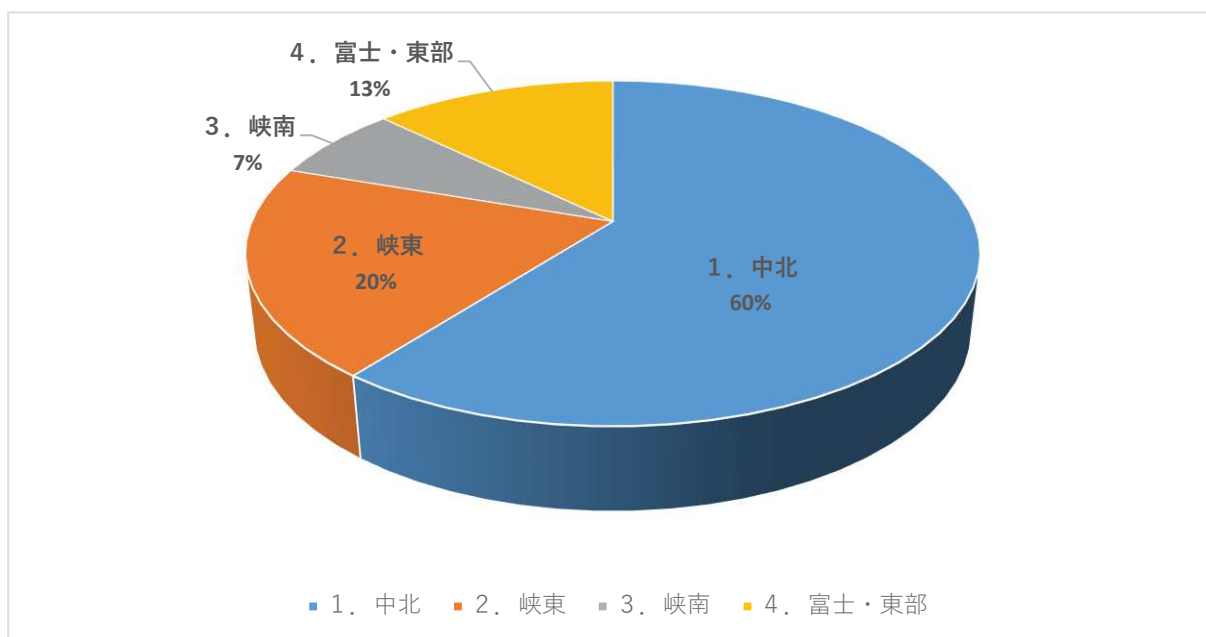
県内の全ての障害者相談支援事業所に対し電子メールでアンケート調査票を配布、メールにて事業所毎にアンケート調査票を回収。

◇期間：令和3年7月9日～令和3年7月30日

◇回収状況：

対象職員数	有効回答数	回収率
213名	157名	73.7%

回答者の担当している福祉圏域は、「中北」が60%、「峡東」が20%、「峡南」が7%、「富士・東部」が13%となっている。(問1)

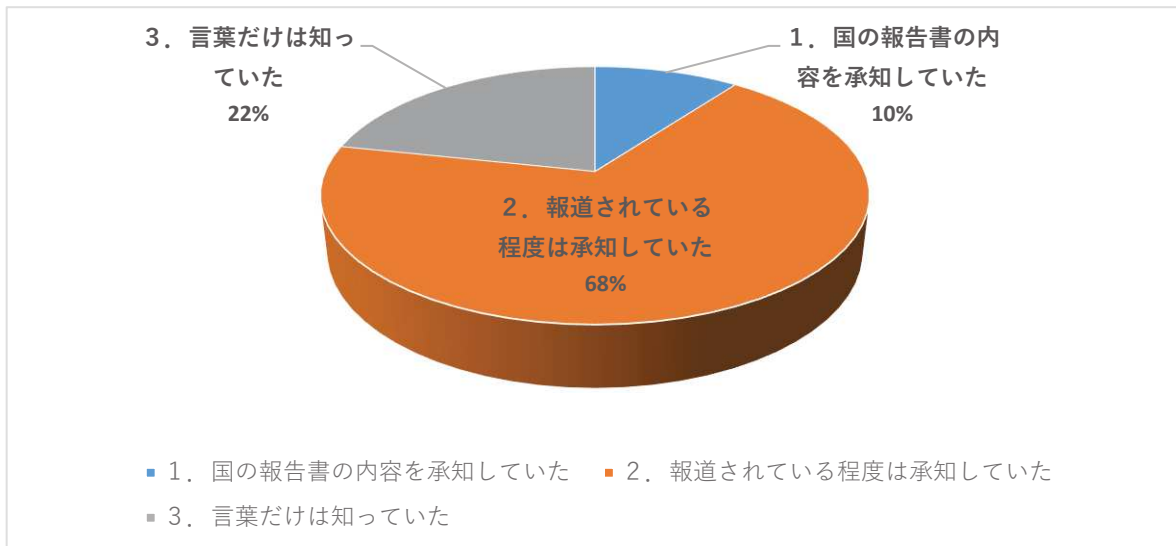


2 障害者相談支援専門員アンケート調査結果

(1) ヤングケアラーの認識について

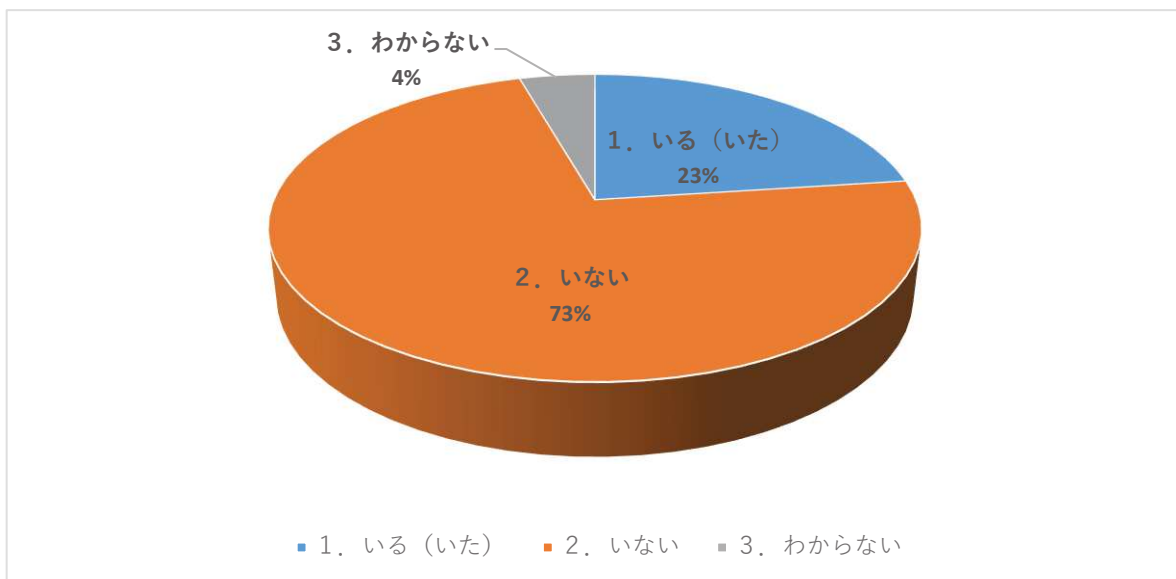
① 「ヤングケアラー」という概念の認識の有無（問2）

「ヤングケアラー」についてどの程度承知しているか聞いたところ、「国の報告書の内容を承知していた」が10%、「報道されている程度は承知していた」が68%、「言葉だけは知っていた」が22%と、承知している障害者相談支援専門員が8割近い。



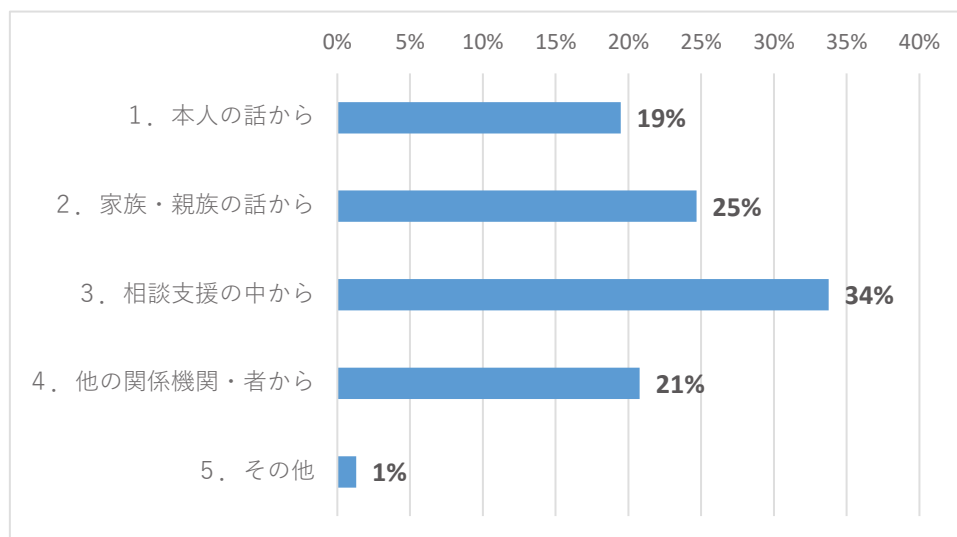
② 「ヤングケアラー」と思われる子ども・若者の把握（問3）

関わっている（過去に関わった）家庭の中で、「ヤングケアラー」ではないかと感じる子ども・若者がいる（いた）か聞いたところ、「いる（いた）」が23%、「いない」が73%、「わからない」が4%と、「ヤングケアラー」と思われる子ども・若者と関わったことのある障害者相談支援専門員は23%（36名）となっている。

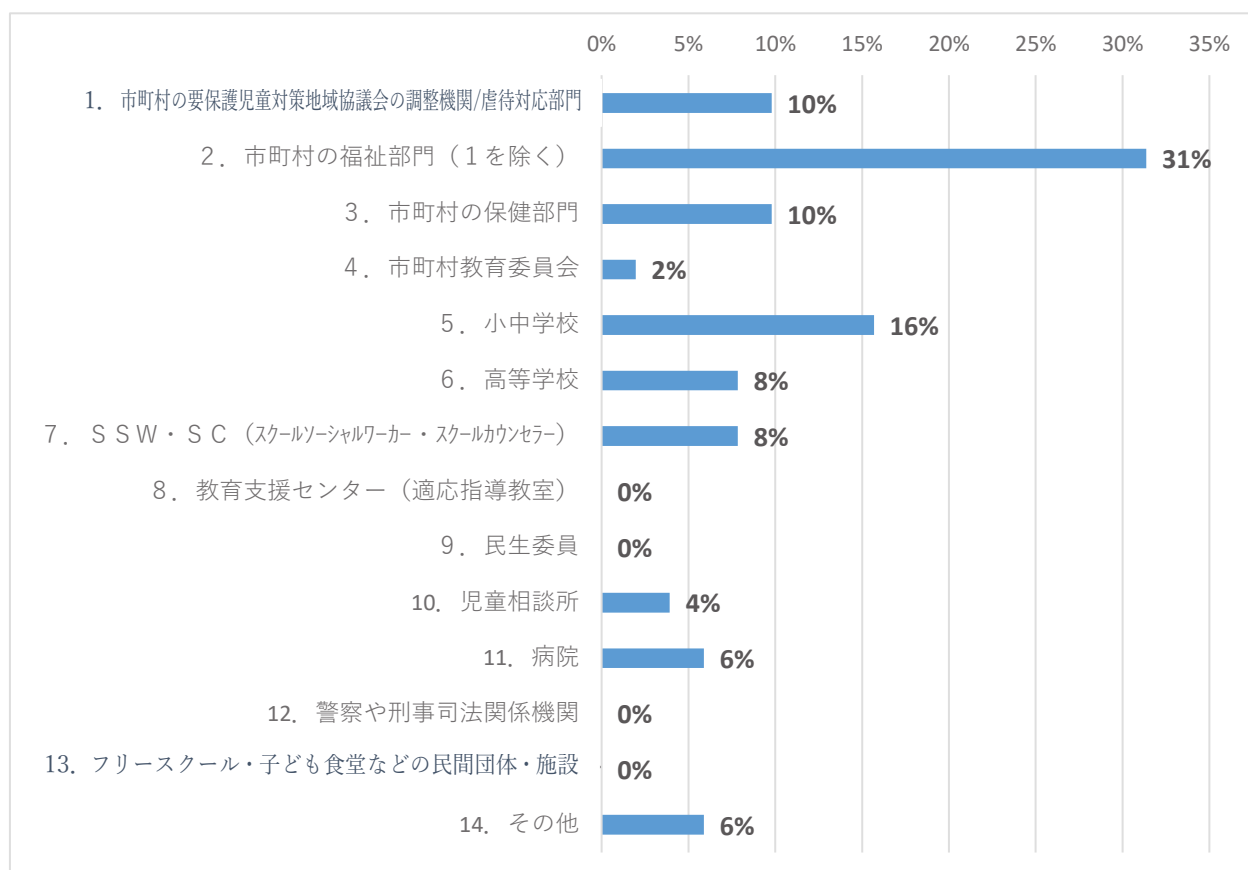


③「ヤングケアラー」と思われる子ども・若者に気づいたきっかけ（問4-1、2）

関わった家庭の中で「ヤングケアラー」ではないかと感じる子ども・若者がいる（いた）と回答した障害者相談支援専門員に、気づいたきっかけを聞いたところ、「相談支援の中から」が34%、「家族・親族の話から」が25%、「他の関係機関・者から」が21%、「本人の話から」が19%となっている。（複数回答）



また、気づいたきっかけが「他の関係機関・者から」の具体的な相手先は、「市町村の福祉部門」が31%、「小中学校」が16%、「市町村の要保護児童対策地域協議会の調整機関／虐待対応部門」、「市町村の保健部門」が10%と市町村関係部門の割合が大きい。（複数回答）



(2) ヤングケアラーの状況について

① 「ヤングケアラー」と思われる子ども・若者の分布（問5-1～3）

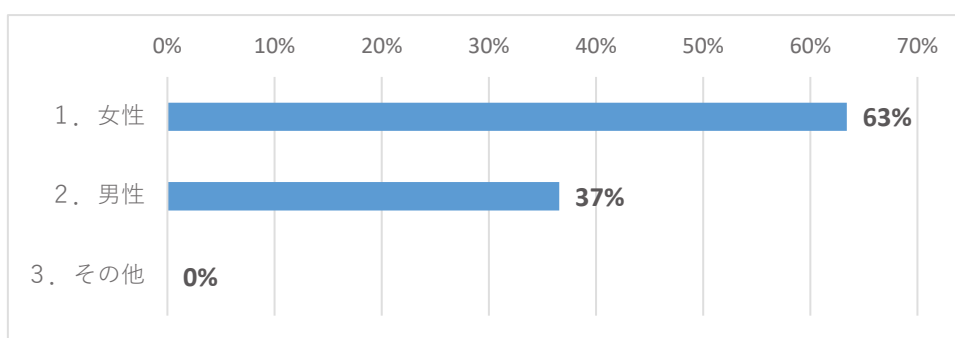
関わった家庭の中で「ヤングケアラー」ではないかと感じる子ども・若者がいる（いた）と回答した障害者相談支援専門員に、最も印象に残る子ども・若者について次のとおり聞いた。

性別は「女性」が63%、「男性」が37%、

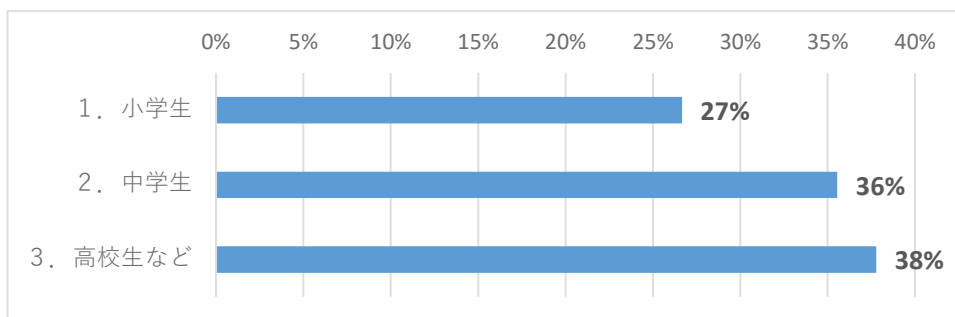
年代は「小学生」が27%、「中学生」が36%、「高校生など」が38%、

ケアをしている相手は「母親」が46%、「きょうだい」が38%となっている。

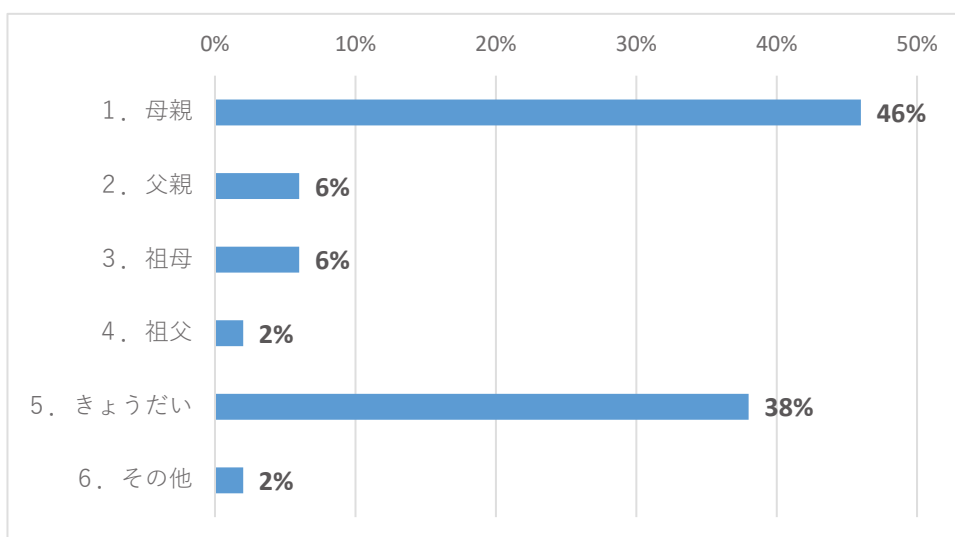
性別



年代

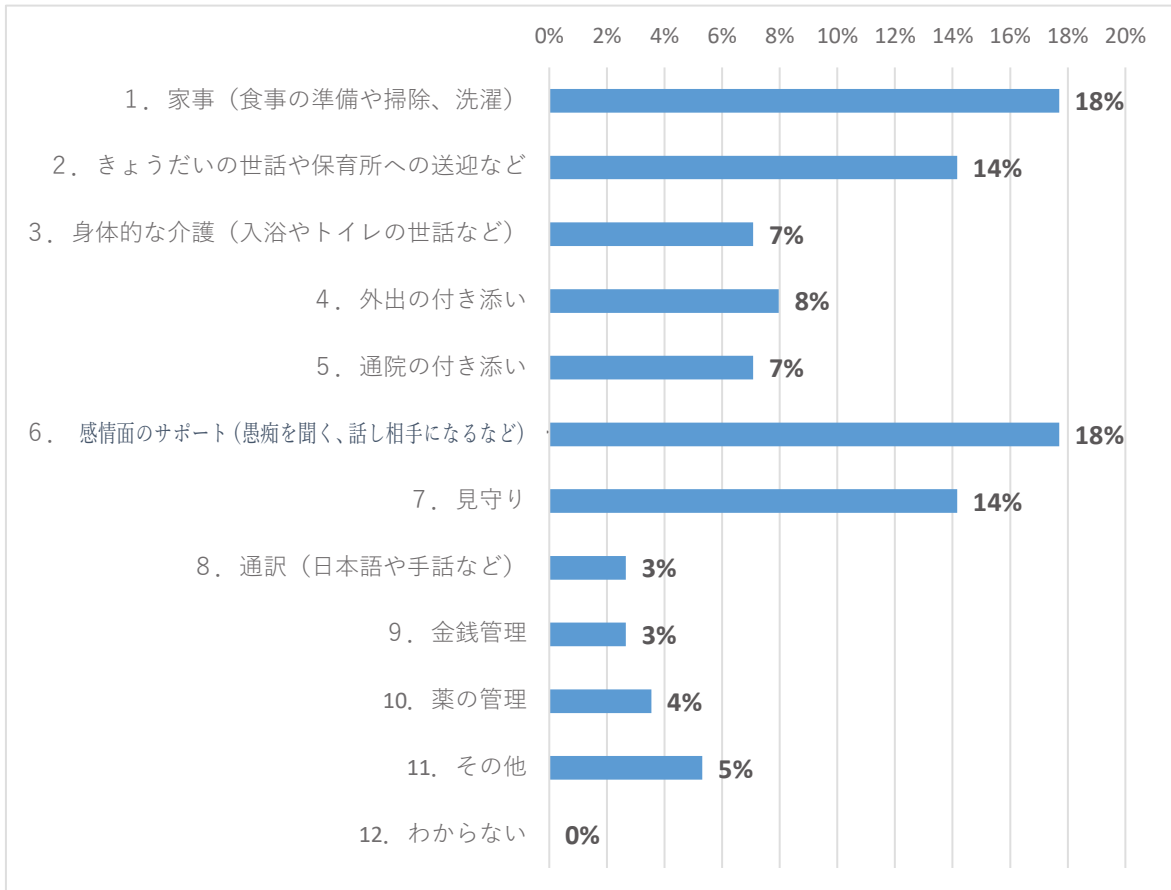


ケアをしている相手（複数回答）



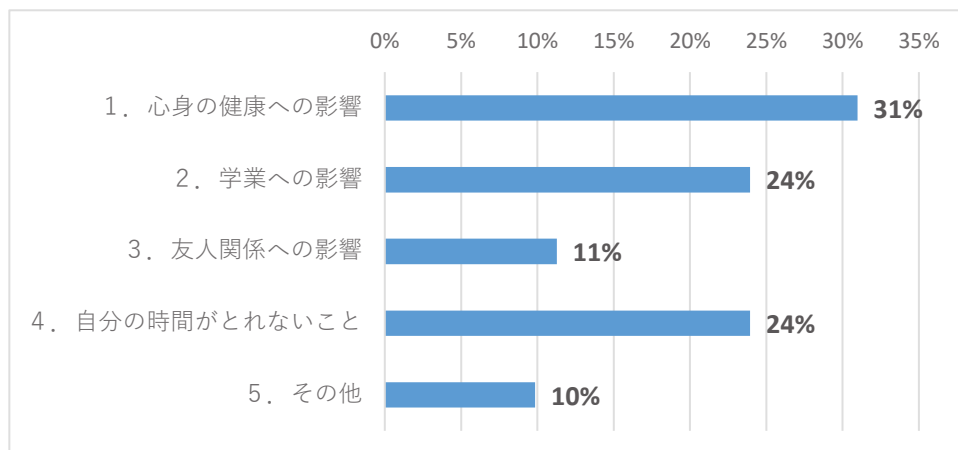
②担っている（いた）ケアの内容（問5-4）

また、「ヤングケアラー」ではないかと感じる子ども・若者がケアをしている（していた）内容を聞いたところ、「家事」、「感情面のサポート」が18%、「きょうだいの世話や保育所への送迎」、「見守り」が14%となっている。（複数回答）



③子どもや若者自身への影響（問5-6）

「ヤングケアラー」ではないかと感じる子ども・若者の生活にどのような影響が生じているか（生じていたか）聞いたところ、「心身の健康への影響」が31%、「学業への影響」、「自分の時間がとれないこと」が24%、「友人関係への影響」が11%となっている。（複数回答）



④具体的な状況（問5-5）

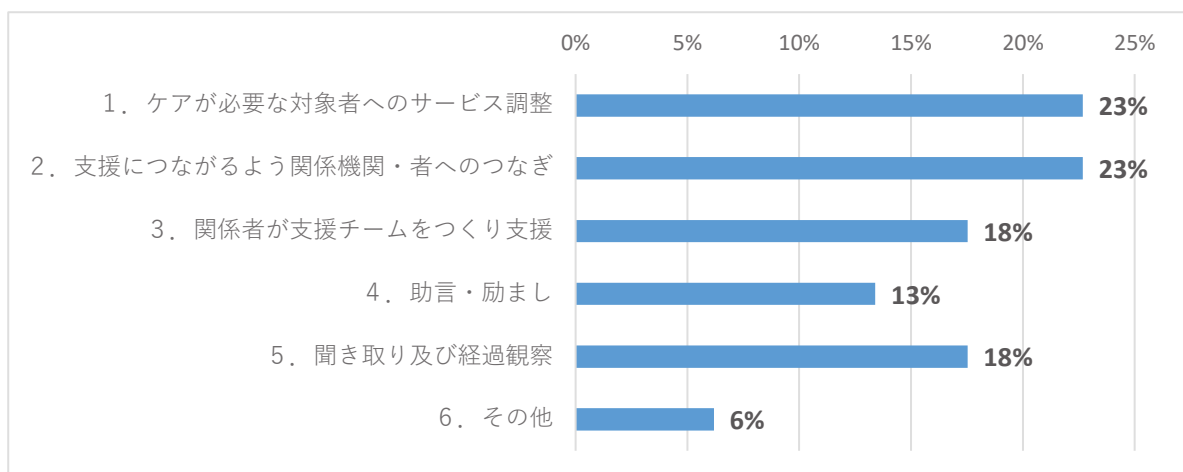
「ヤングケアラー」ではないかと感じる子ども・若者がケアを担っている（担っていた）具体的な状況を聞いたところ、回答は次のとおりだった。（抜粋）

1	母（精神障害・要介護2）、本人の母子家庭。中学の頃から母の具合が悪化し、家事・外出付き添い等の負担が増した。介護サービスも入っているが、精神的な不安定もありケアが不足している。本人も療育手帳を所持していて、そちらのケアも必要。
2	母、次男（17歳）、三男（5歳）、四男（3歳）の4人世帯。母は精神障害があり、次男が、弟2人の保育園への送迎や買い出し等行っている。本人にも発達障害あり。
3	父と長男、次男、三男の4人家族。兄弟3人は、程度に差はあるものの全員が知的障害あり。長男の障害が重く、強度行動障害あり。母が亡くなった後は、障害が軽度の次男が、父が仕事で不在時に他の兄弟の見守りをしている。
4	外国人の父母とその長女（15歳）。母は視覚障害と精神障害。日本語は殆ど分からないため本人が通訳。糖尿病もあり、母は何かと本人に依存。本人も母の介護を理由に不登校気味。
5	母と本人の二人暮らし。母に身体障害と精神疾患があった。定期受診に同行もしていた。自傷行為があるため不穏時に薬を用意したり、救急車を呼ぶなどの対応をしていた。母を独りにしておく危険と思ったのか、不登校の傾向があった。
6	父、母、長女（小/発達障害）、次女（小）の4人世帯。精神疾患と難病の持病のある母が一日寝ていることが多い。母の不安解消のために学校を休んだり、子ども二人がごはんを用意している。
7	母、長男（高）、長女（中）の3人世帯。精神障害のある母が、家事や金銭管理ができないため、子どもたちができる範囲で補っている。

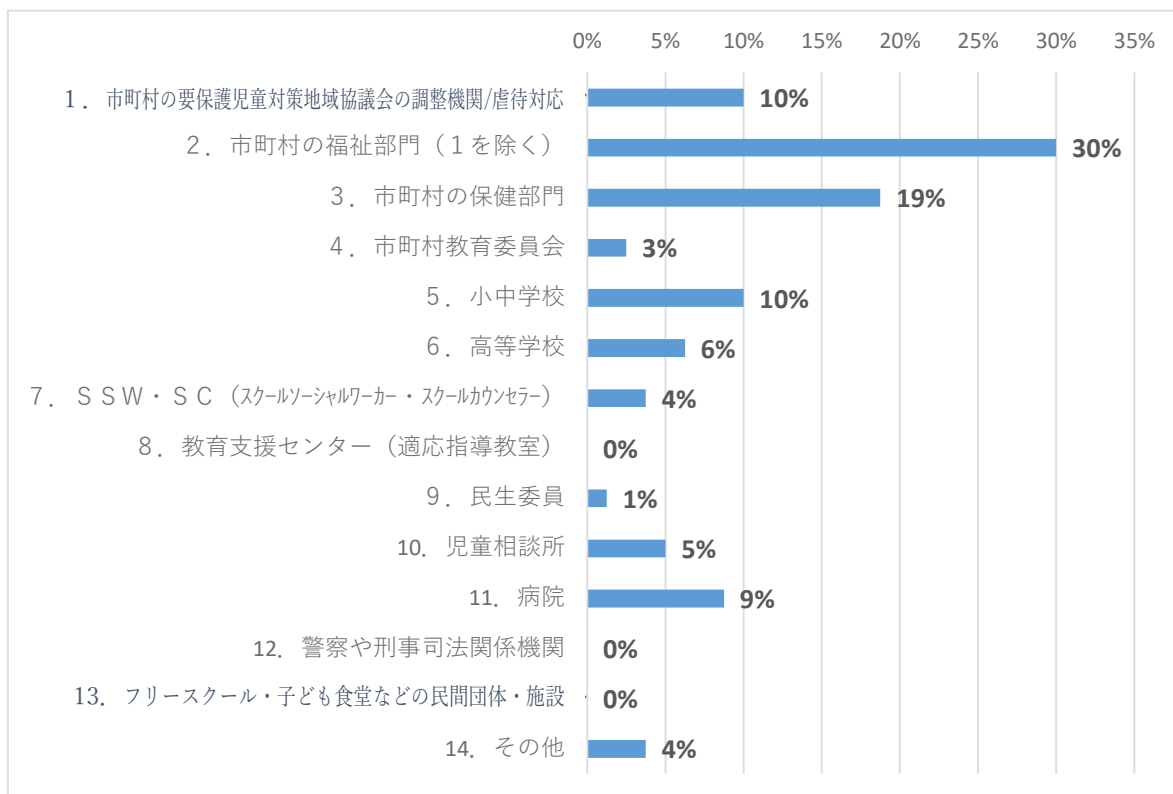
（3）ヤングケアラーへの支援について

①支援の内容（問6-1、2）

「ヤングケアラー」ではないかと感じる子どもや若者へ、どのような支援を行っているか聞いたところ、「ケアが必要な対象者へのサービス調整」、「支援につながるよう関係機関・者へのつなぎ」が23%、「関係者が支援チームをつくり支援」、「聞き取り及び経過観察」が18%、「助言・励まし」が13%となっている。（複数回答）

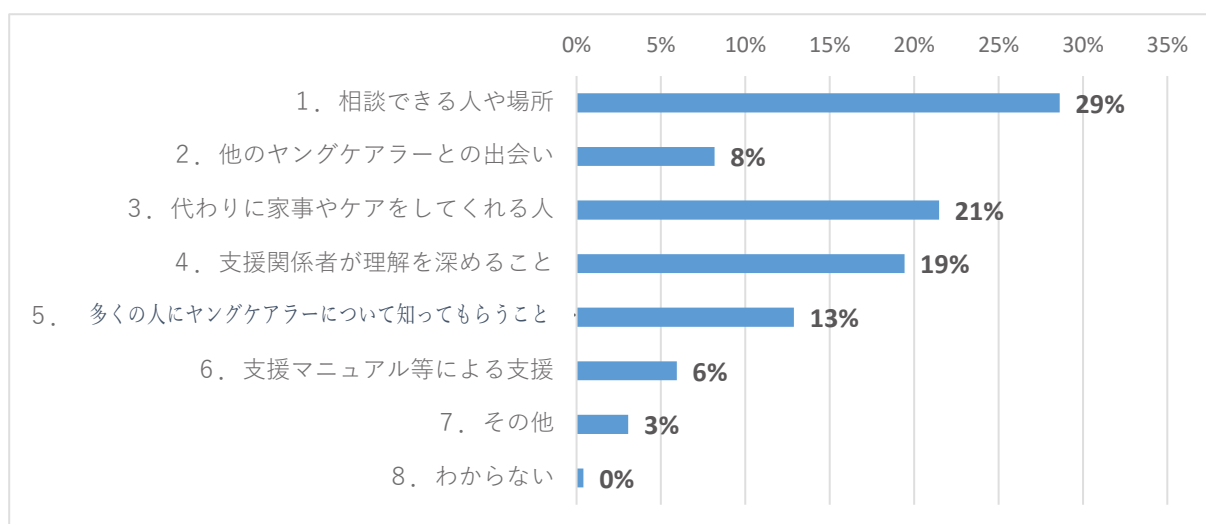


また、「支援につながるよう関係機関・者へのつなぎ」の具体的なつなぎ先を聞いたところ、「市町村の福祉部門」が30%、「市町村の保健部門」が19%、「市町村の要保護児童対策地域協議会の調整機関／虐待対応部門」、「小中学校」が10%と市町村関係部門の割合が大きい。（複数回答）



②求められるサポート内容（問7）

「ヤングケアラー」である対象者に求められるサポートは何か聞いたところ、「相談できる人や場所」が29%、「代わりに家事やケアをしてくれる人」が21%、「支援関係者が理解を深めること」が19%、「多くの人にヤングケアラーについて知ってもらうこと」が13%、「他のヤングケアラーとの出会い」が8%、「支援マニュアル等による支援」が6%となっている。（複数回答）



③支援で注意すべき点（問8）

代表的な意見は次のとおり

- ・家庭内の介護はプライバシーに関わる問題ゆえ、なかなか人に話すことをためらう人も多いと思われる。何でも気軽に相談できる信頼関係が必要。
- ・親や家族が非難されていると感じさせてしまうことや、家庭との溝が生まれることで、本人や家庭に十分な支援ができない状況にならないよう十分に配慮する。
- ・家族で助け合い、支えあうことを、むやみに否定しない。本人たちの気持ちに寄り添いつつ負担の軽減を図ること。
- ・支援者の一方的な価値観を押し付けないように配慮し、子ども自身が苦しい時には、我慢しないで相談できるような関係性を作ること。
- ・子どもの心身を保護できるように、問題の早期発見・早期対応ができるチーム作りをする。支援関係者が、統一した内容で配慮ができるように情報を密にする。
- ・家庭内の問題として外部に出にくいのが、介入する際は、関係機関と連携し、どのように話を進めるか慎重に対応する必要がある。

④支援のための民間の連絡先（問9）

意見は次のとおり

- ・居宅介護支援事業所、障害者相談支援事業所
- ・ファミリーサポートセンター、児童家庭センター
- ・子ども食堂、若者サポートステーション、チャイルドライン
- ・フリースクール、塾や習い事先
- ・地域のスーパーマーケットやドラッグストア、コンビニ
- ・地域の自治会（子どもクラブや育成会など）
- ・山梨県肢体不自由児協会のホームサーバー
- ・子どもの居場所としての支援をしているNPO法人 など

⑤既に取り組んでいる・今後取り組みそうな支援の内容、その他（問10）

代表的な意見は次のとおり

- ・障害のある子どものきょうだいは、母親が障害児にかかりっきりになってしまうことが多いため、きょうだいの為のイベント等を企画してサービス提供している。
- ・基幹相談支援センターに報告し家族支援を包括的に展開できるようにしている。また児童自身に児童相談所の電話番号を伝えている。
- ・ケースの中で、ヤングケアラーに該当するような方かどうか意識しながら関わること。支援機関につなぐことができるよう知識を深めること。
- ・「こどもぴあ」というピアサポートグループが全国的に広がってきているので、県内でも同様の活動ができると良いと思う。

- ・ 学校関係者や福祉従事者など、家庭に立ち入ることが多い支援者に対しての啓蒙活動。
- ・ 支援の方法や関係機関との繋がり方など今後学んでいく必要がある。
- ・ 若者の支援であることを考え、直接援助以外の間接的な援助（SNS 活用など）も多くの選択肢を考えるべきだと思う。同時に表面化するための仕組み作りも必要。
- ・ 家族全体のサポートも含めて支援をしているが、サポートする側のネットワークや地域における相談支援事業所の量や質の向上のための取り組みや経営的なサポート体制が必要だと感じる。
- ・ 家族の家事分担は大事だと思うが、どこからがヤングケアラーになるのか、線引きが難しいように思う。

【問い合わせ】

山梨県福祉保健部障害福祉課(地域生活支援担当) 055-223-1461

ヤングケアラーの実態に関する調査報告書

2-5 民生委員・児童委員 編

令和3年9月

山梨県福祉保健部

2-5 目次

1. 民生委員・児童委員アンケート調査の実施概要

- (1) 調査目的 1
- (2) 調査方法 1

2. 民生委員・児童委員アンケート調査結果

(1) ヤングケアラーの認識について

- ① 「ヤングケアラー」という概念の認識の有無 2
- ② 「ヤングケアラー」と思われる子ども・若者の把握 2
- ③ 「ヤングケアラー」と思われる子ども・若者に気づいたきっかけ 3

(2) ヤングケアラーの状況について

- ① 「ヤングケアラー」と思われる子ども・若者の分布 3
- ② 担っている(いた)ケアの内容 4

(3) ヤングケアラーへの支援について

- ① 支援の内容 5
- ② 具体的なつながり先 5
- ③ 既に取り組んでいる・今後取り組みそうな支援の内容、その他 6

1 民生委員・児童委員アンケート調査の実施概要

(1) 調査目的

県内の全ての民生委員・児童委員を対象に、「ヤングケアラー」と思われる子どもや若者の実態を把握するため、別途、実施している、各関係者・機関へのアンケート調査の結果をもとに、「ヤングケアラー」と思われる子どもや若者を早期発見し、対応できる仕組み作りの検討を行うため、アンケート調査を行う。

(2) 調査方法

県内の全ての市町村に対し電子メールでアンケート調査票を配布、メールにて各市町村で集計した結果一覧表を回収。

◇期間：令和3年7月9日～令和3年8月20日

◇回収状況：

対象委員数	有効回答数	回収率
2,531名	2,253名	89.0%

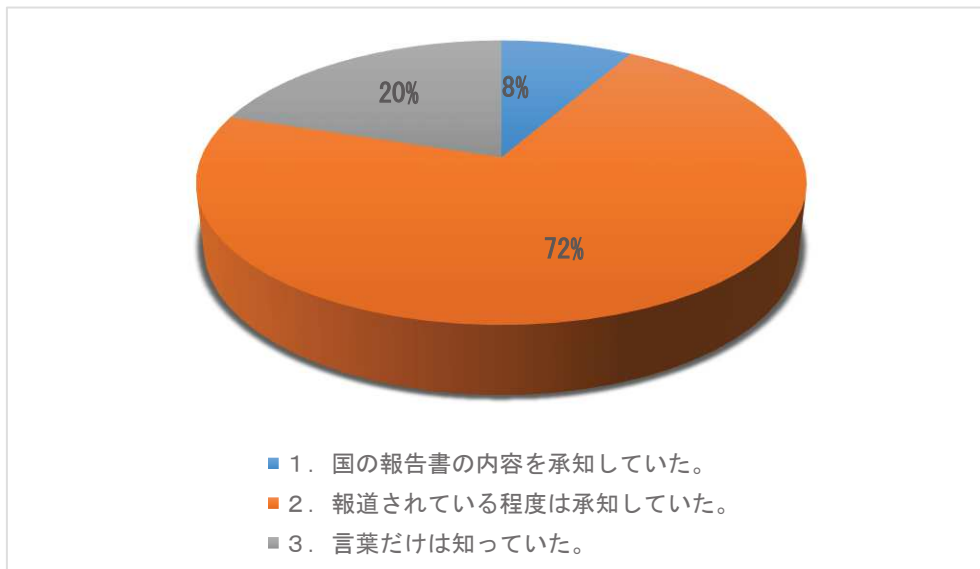
回答者の担当している市部、町村部別の割合は、「市部」が79.6%、「町村部」が20.4%となっている。

2 民生委員・児童委員アンケート調査結果

(1) ヤングケアラーの認識について

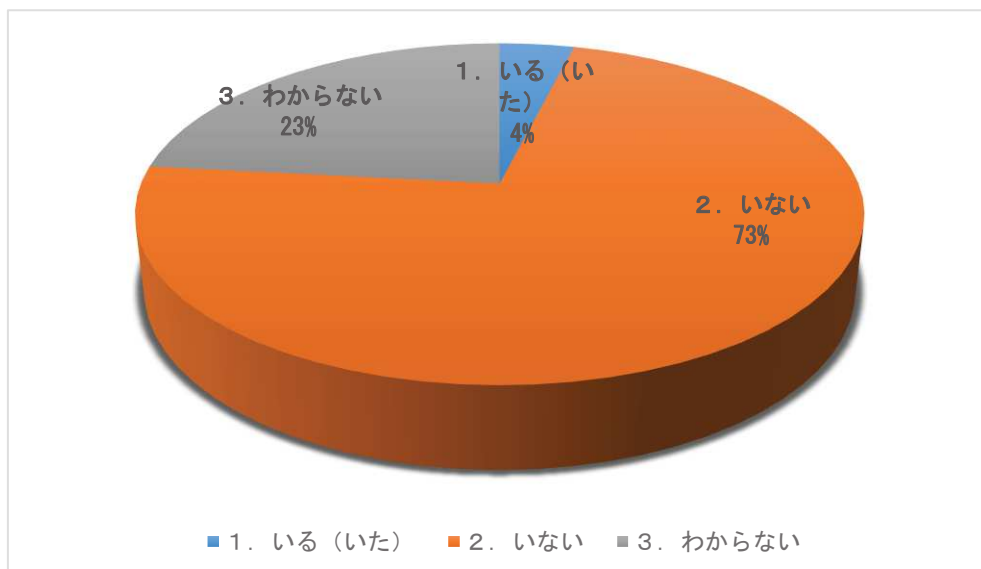
① 「ヤングケアラー」という概念の認識の有無

「ヤングケアラー」についてどの程度承知しているかきいたところ、「国の報告書の内容を承知していた」が8%、「報道されている程度は承知していた」が72%、「言葉だけは知っていた」が20%と、承知している民生委員・児童委員が80%以上となっている。



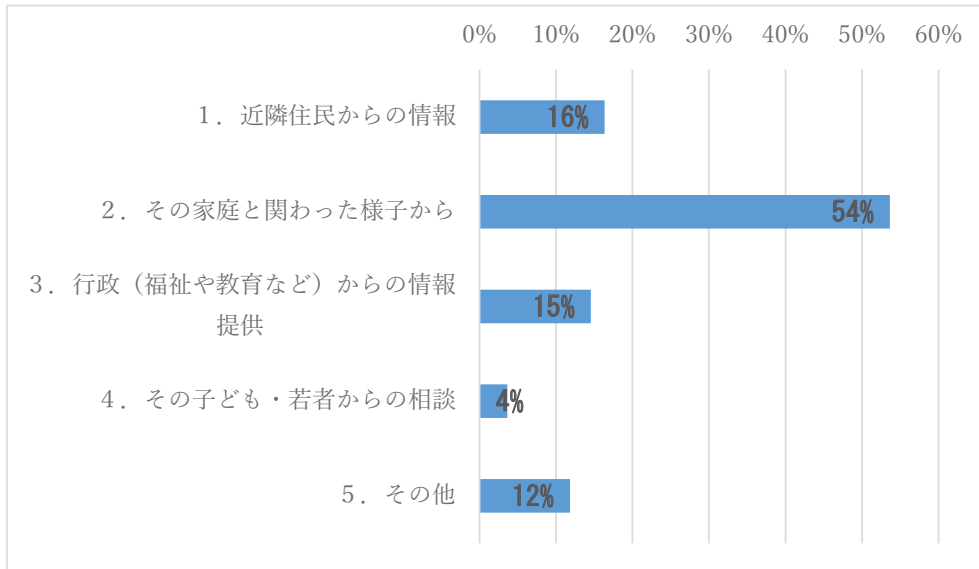
② 「ヤングケアラー」と思われる子ども・若者の把握

関わっている（過去に関わった）家庭の中で、「ヤングケアラー」ではないかと感じる子ども・若者がいる（いた）かきいたところ、「いる（いた）」が4%、「いない」が73%、「わからない」が23%と、4%の民生委員・児童委員が「ヤングケアラー」と思われる子ども・若者と関わっている。



③ 「ヤングケアラー」と思われる子ども・若者に気づいたきっかけ

関わった家庭の中で「ヤングケアラー」ではないかと感じる子ども・若者がいる（いた）民生委員・児童委員に、気づいたきっかけをきいたところ、「近隣住民からの情報」が16%、「その家族と関わった様子から」が54%、「行政からの情報提供」が15%、「その子ども・若者からの相談」が4%と、その家族と関わった様子からの割合が最も高い。



(2) ヤングケアラーの状況について

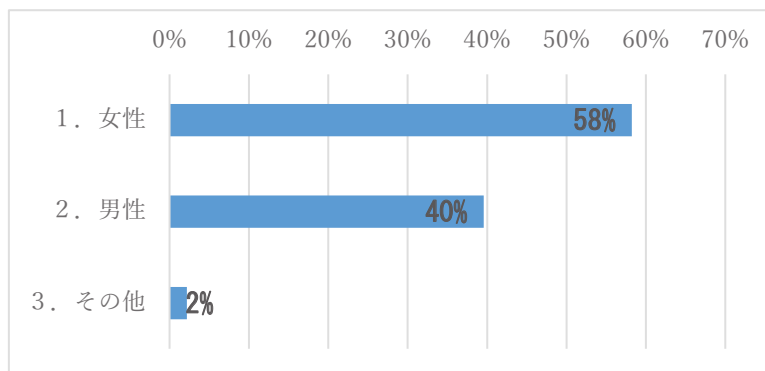
① 「ヤングケアラー」と思われる子ども・若者の分布

関わった家庭の中で「ヤングケアラー」ではないかと感じる子ども・若者がいる（いた）民生委員・児童委員に、最も印象に残る子ども・若者について次のとおりきいた。

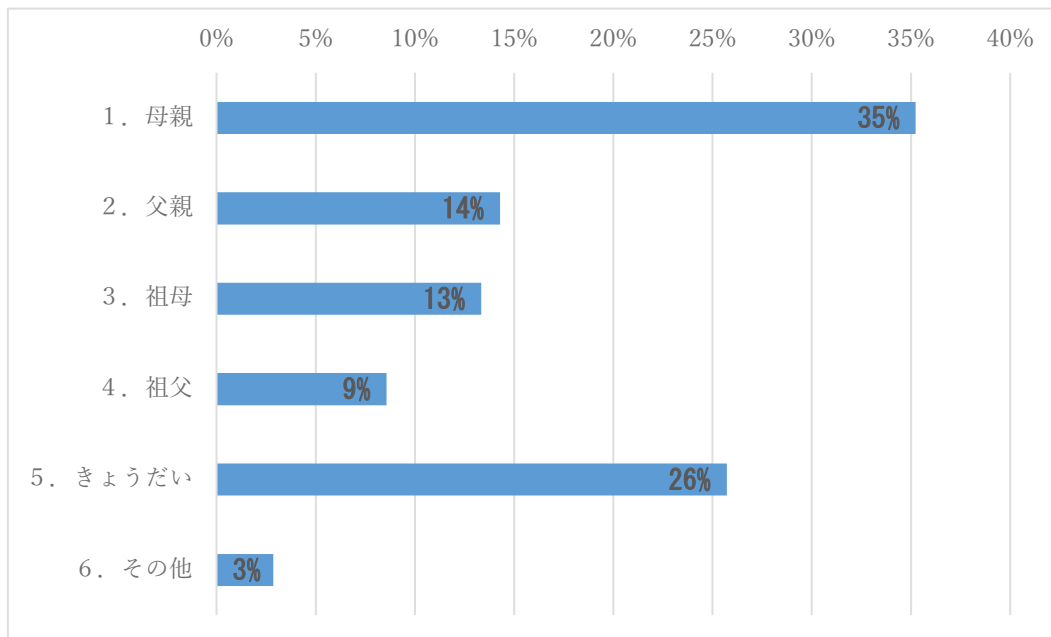
性別は「女性」が58%、「男性」が40%、

ケアをしている相手は「母親」が35%、「父親」が14%、「祖母」が13%、「きょうだい」が26%と、母親のケアをしている割合が最も高い。

性別

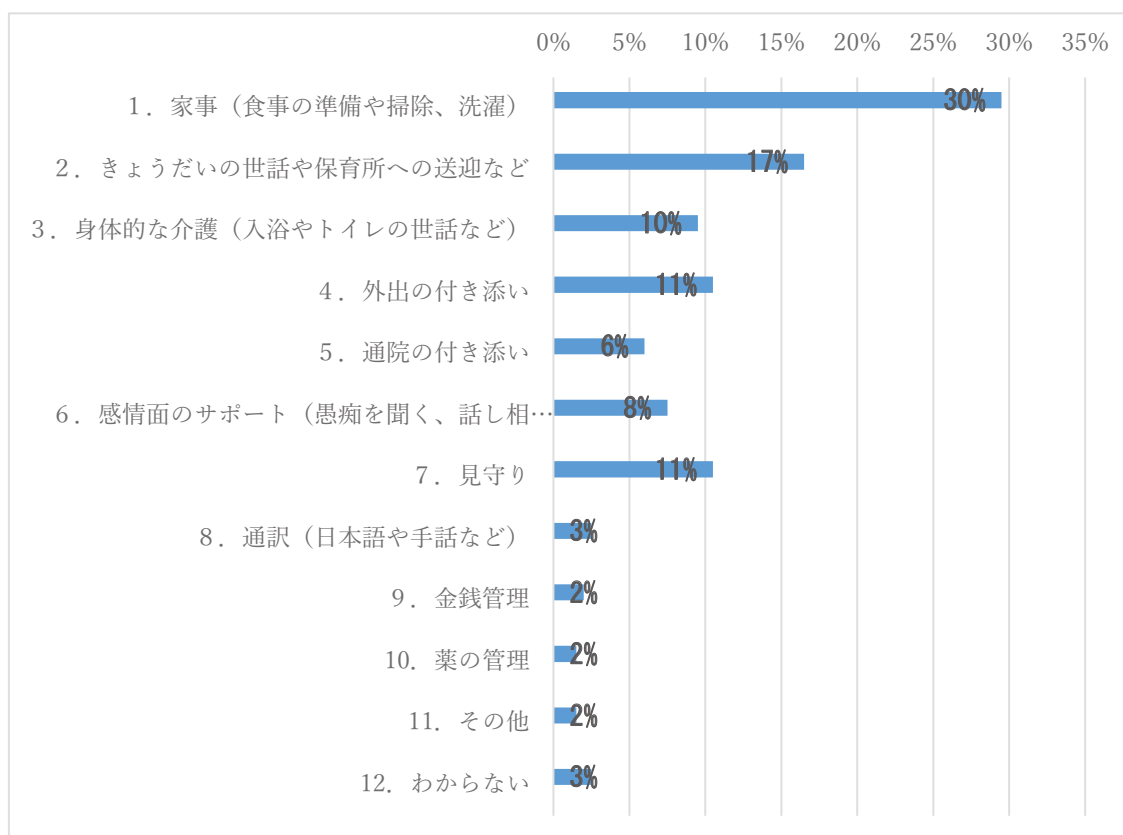


ケアをしている相手



②担っている（いた）ケアの内容

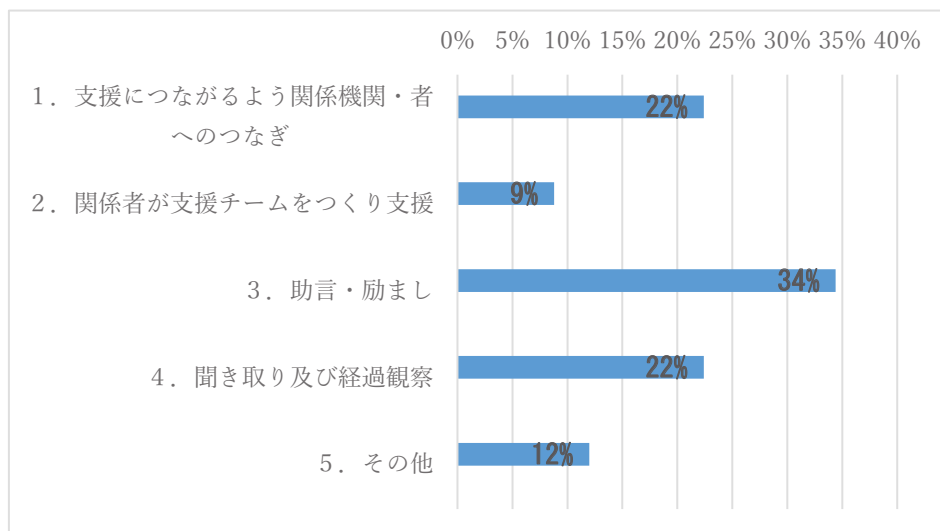
また、「ヤングケアラー」ではないかと感じる子ども・若者がケアをしている（していた）内容をきいたところ、「家事」が30%、「きょうだいの世話など」が17%、「身体的な介護」が10%、「外出の付き添い」が11%、「通院の付き添い」が6%、「感情面のサポート」が8%、「見守り」が11%と、複数のケアを担っていた。



(3) ヤングケアラーへの支援について

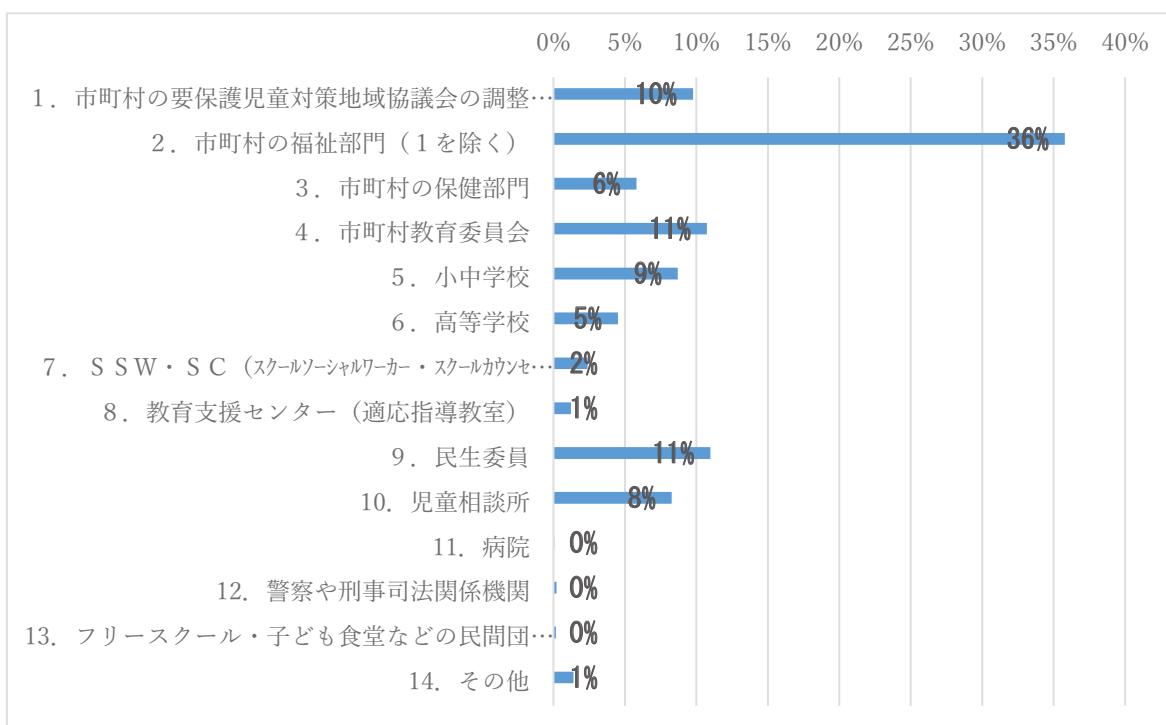
①支援の内容

「ヤングケアラー」ではないかと感じる子ども・若者へ、どのような支援を行っているかきいたところ、「支援につながるよう関係機関・者へのつなぎ」が22%、「関係者が支援チームを作り支援」が9%、「助言・励まし」が34%、「聞き取り及び経過観察」が22%と、助言・励ましの割合が高い。



②具体的なつなぎ先

また、「支援につながるよう関係機関・者へのつなぎ」の具体的なつなぎ先をきいたところ、「市町村の要保護児童対策地域協議会の調整機関／虐待対応部門」が10%、「市町村の福祉部門」が36%、「市町村教育委員会」が11%、「民生委員」が11%、「小中学校」が9%、「児童相談所」が8%と、複数の機関につないでいる。



③既に取り組んでいる・今後取り組みそうな支援の内容、その他

代表的な意見は次のとおり

○既に取り組んでいること

- ・自治会との連絡を密にし、地域に該当者がいれば把握できる体制を作っている。
- ・大人たちに気軽に相談できるよう、いつでも声かけ、あいさつを心がけている。
- ・区長、地区役員、各組長に協力を仰ぎ、情報提供を依頼している。

○今後取り組みそうなこと

- ・まずは本人の話をよく聴く。
- ・子どもたちが信頼して話せる場所があり、その場所があることを知ってもらう。
- ・近隣の方々が交流できるイベントを積極的に作る。
- ・同じ状況の人たちと話し合う機会を作る。
- ・フードバンク、子ども食堂と連携し、食事、消耗品の支援。
- ・関係機関と連携し、負担の軽減方法について話し合う、日頃から連絡を密にする。

○その他、ヤングケアラーに関すること

- ・個人情報保護等の問題により、実態を正確に捉えることが難しい。
- ・その家族と深い付き合いがなければ、該当者がいるか否かの把握は極めて難しい。
- ・手伝いの域を超えるものか、判断がつきにくい。
- ・ヤングケアラーを発見して、どこの機関へ連絡するか、体制を整えてほしい。
- ・現状が分からないため、研修会が必要。
- ・児童相談所、警察、福祉行政などの情報が一体化される必要がある。
- ・子どもは人として尊ばれ、よい環境の中で育てられるべき。
- ・未来を託す子どもたちを家庭、学校、社会で明るく育成していくのが大人の役目。

【問い合わせ】

山梨県福祉保健部福祉保健総務課(福祉企画・生活保護担当) 055-223-1444

ヤングケアラーの実態に関する調査報告書

2-6 精神保健福祉士 編

令和3年9月

山梨県福祉保健部

2-6 目次

1 アンケート調査の実施概要

- (1) 調査目的..... 1
- (2) 調査方法..... 1

2 アンケート調査結果

- (1) ヤングケアラーの認識について..... 2
 - ① 「ヤングケアラー」という概念の認識の有無 2
 - ② 「ヤングケアラー」と思われる子ども・若者の把握 2
 - ③ 「ヤングケアラー」と思われる子ども・若者に気づいたきっかけ 3
- (2) ヤングケアラーの状況について 4
 - ① 「ヤングケアラー」と思われる子ども・若者の分布 4
 - ② 担っている(いた)ケアの内容 5
 - ③ 子どもや若者自身への影響 5
- (3) ヤングケアラーへの支援について..... 6
 - ① 支援の内容..... 6
 - ② 求められるサポート内容 7
 - ③ 支援で注意すべき点 7
 - ④ 支援のための民間の連絡先 7
 - ⑤ 既に取り組んでいる・今後取り組めそうな支援の内容、その他 8

1 アンケート調査の実施概要

(1) 調査目的

県内の医療機関に所属する精神保健福祉士を対象に、「ヤングケアラー」と思われる子どもや若者の実態を把握するため、別途、実施している、各関係者・機関へのアンケート調査の結果をもとに、「ヤングケアラー」と思われる子どもや若者を早期発見し、対応できる仕組み作りの検討を行うため、アンケート調査を行う。

(2) 調査方法

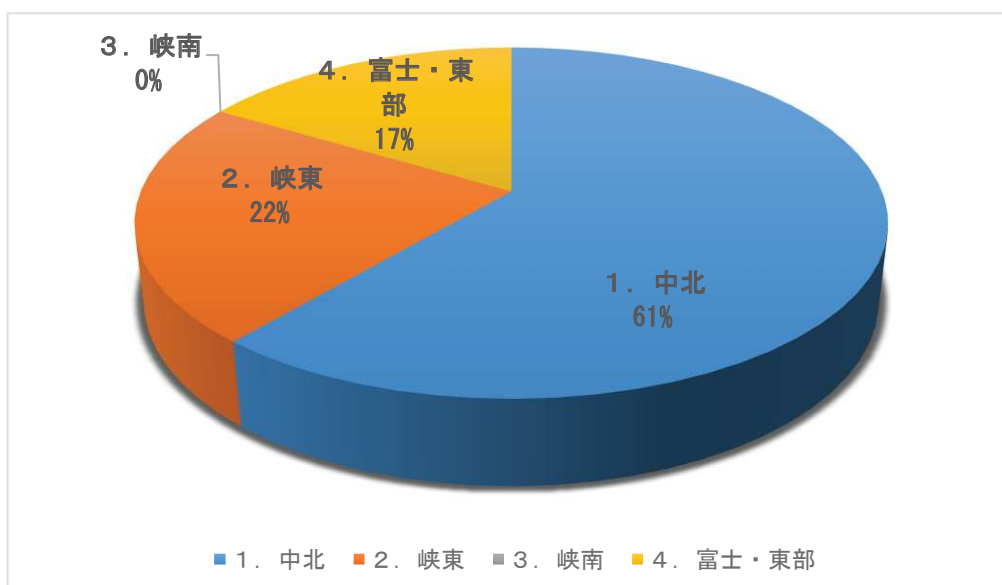
精神保健福祉士の勤務する医療機関に対し電子メールでアンケート調査票を配付、メールにて結果を回収。

◇期間：令和3年7月12日～令和3年7月30日

◇回収状況：

対象職員数	有効回答数	回収率
91名	67名	73.6%

回答者の担当している福祉圏域は、「中北」が61%、「峡東」が22%、「峡南」が0%、「富士・東部」が17%となっている。

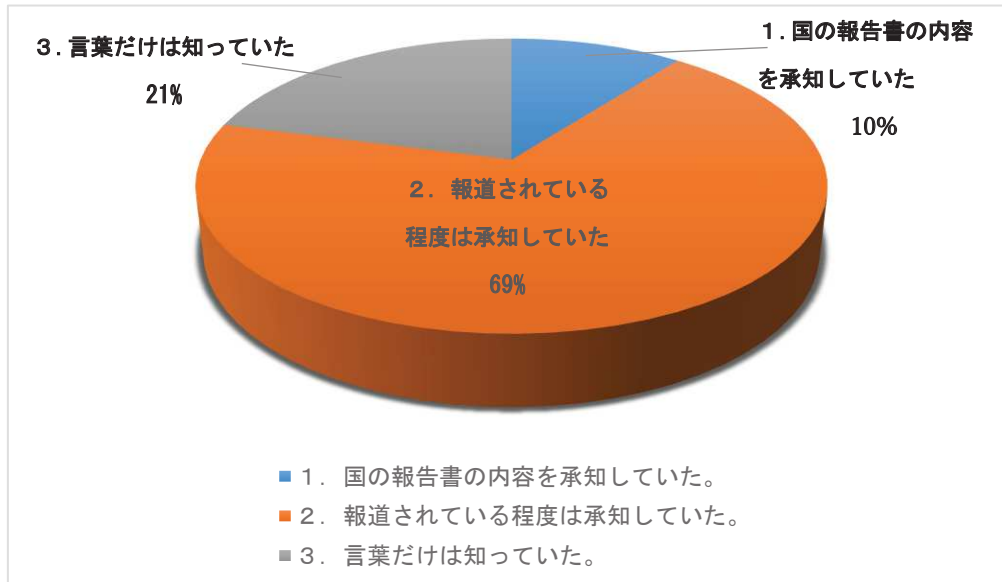


2 アンケート調査結果

(1) ヤングケアラーの認識について

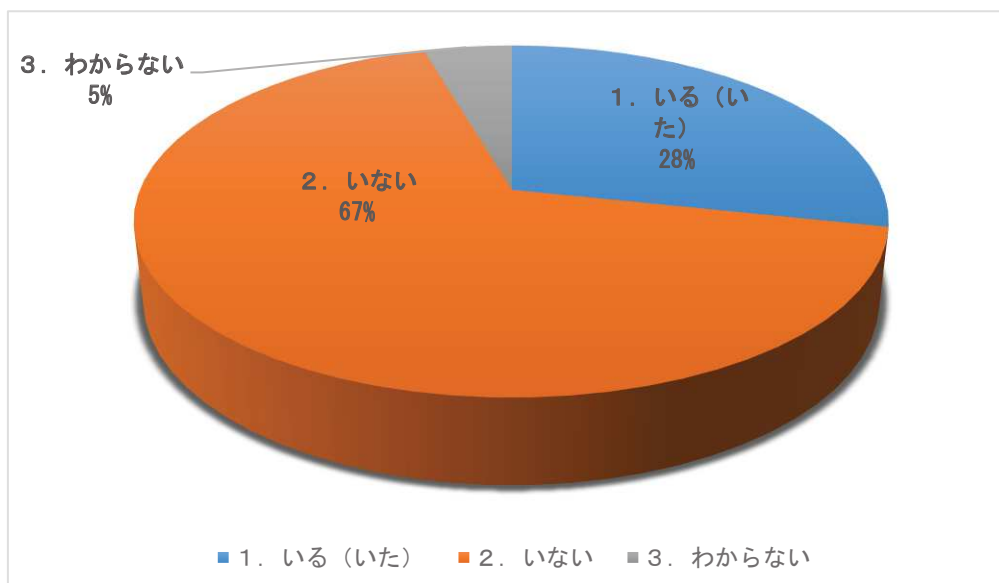
① 「ヤングケアラー」という概念の認識の有無

「ヤングケアラー」についてどの程度承知しているか訊いたところ、「国の報告書の内容を承知していた」が10%、「報道されている程度は承知していた」が69%、「言葉だけは知っていた」が21%となっている。



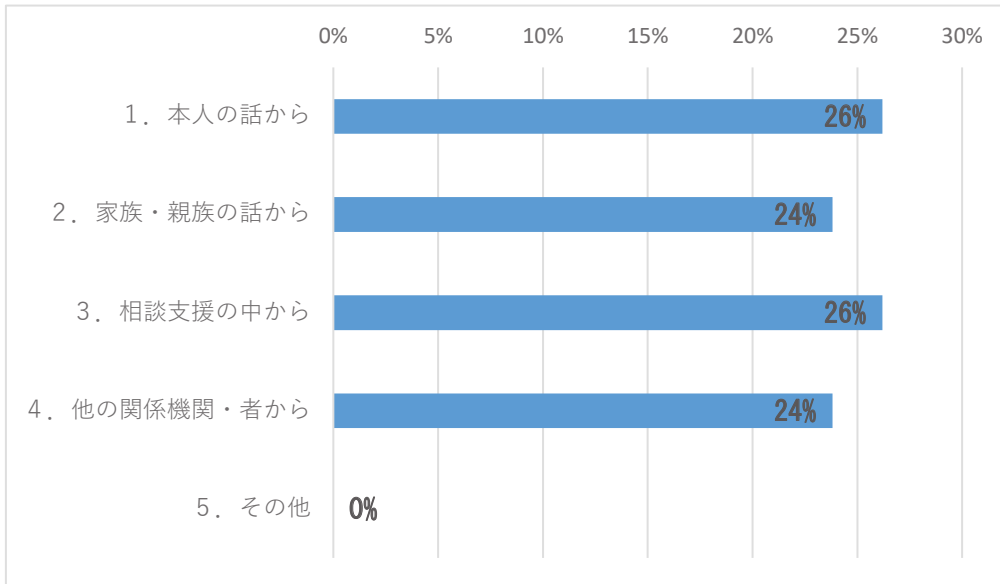
② 「ヤングケアラー」と思われる子ども・若者の把握

関わっている（過去に関わった）患者の家庭の中で、「ヤングケアラー」ではないかと感じる子ども・若者がいる（いた）か訊いたところ、「いる（いた）」が28%、「いない」が67%、「わからない」が5%と、約28%の精神保健福祉士が「ヤングケアラー」と思われる子ども・若者を認知している。

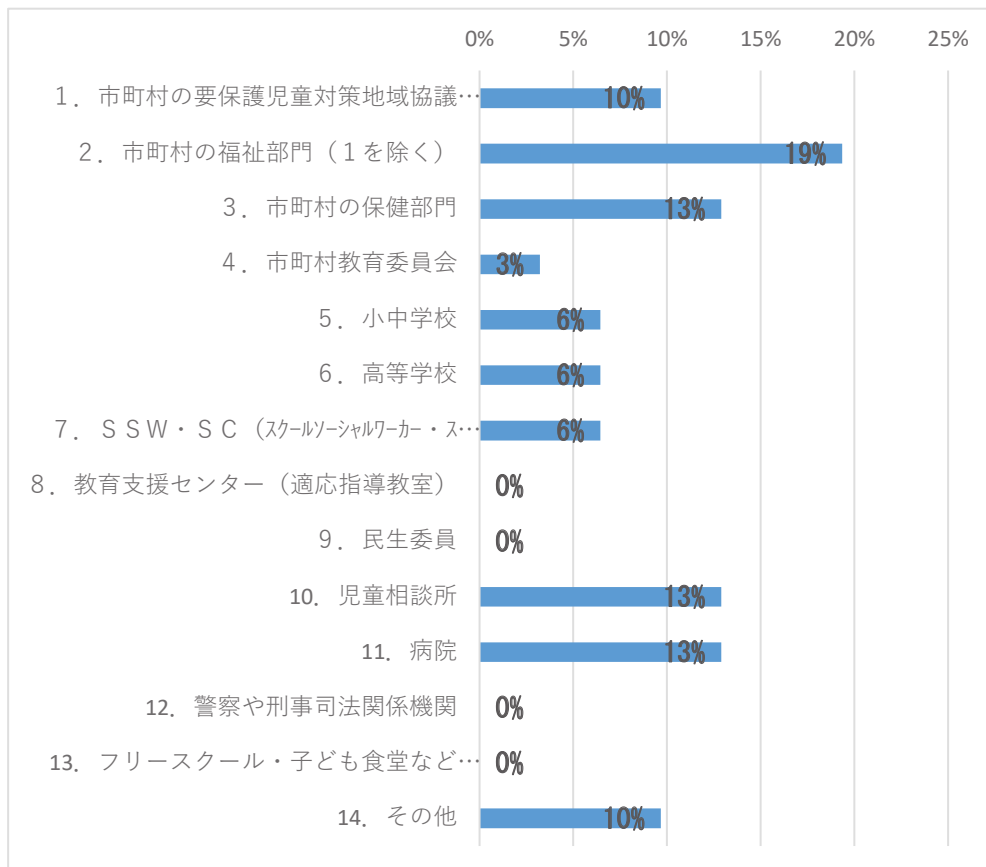


③ 「ヤングケアラー」と思われる子ども・若者に気づいたきっかけ

関わった患者の家庭の中で「ヤングケアラー」ではないかと感じる子ども・若者がいる（いた）精神保健福祉士に、気づいたきっかけを訊いたところ、「本人の話から」が26%、「家族・親族の話から」が24%、「相談支援の中から」が26%、「他の関係機関・者から」が24%であった。



また、気づいたきっかけが「他の関係機関・者から」の具体的な相手先は、市町村の各部門及び要保護児童対策地域協議会の割合が大きく、合計で約42%であった。



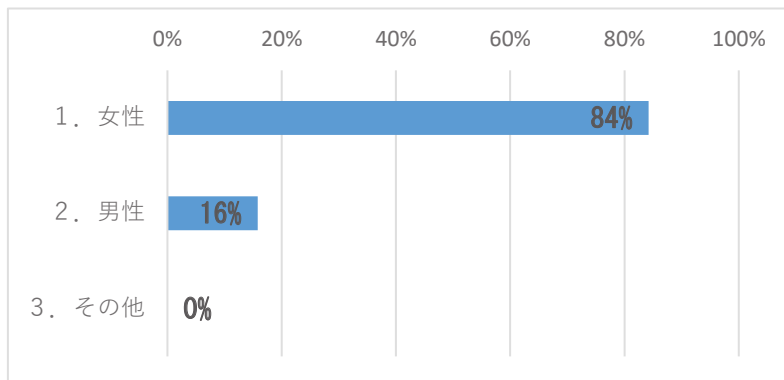
(2) ヤングケアラーの状況について

関わった患者の家庭の中で「ヤングケアラー」ではないかと感じる子ども・若者がいる（いた）精神保健福祉士に、最も印象に残る子ども・若者について訊いた。

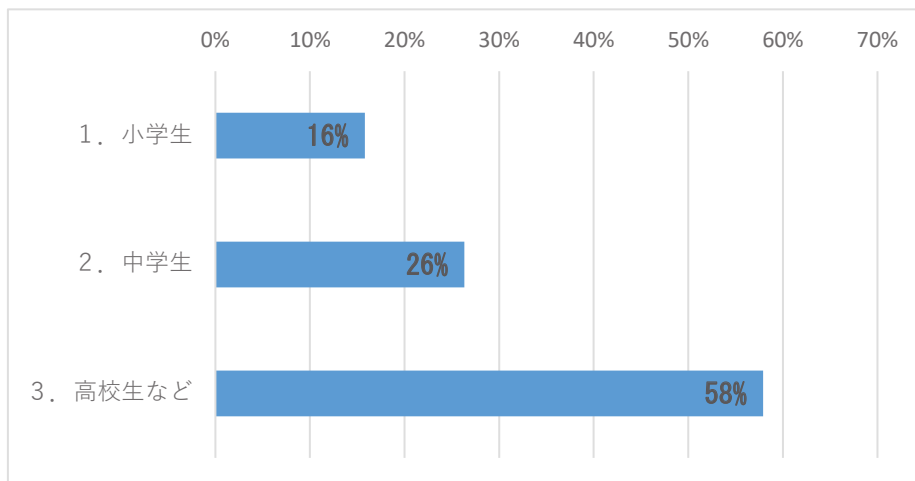
①「ヤングケアラー」と思われる子ども・若者の分布

性別は「女性」が84%、「男性」が16%、
年代は「小学生」が16%、「中学生」が26%、「高校生など」が58%、
ケアをしている相手は「母親」が64%であった。

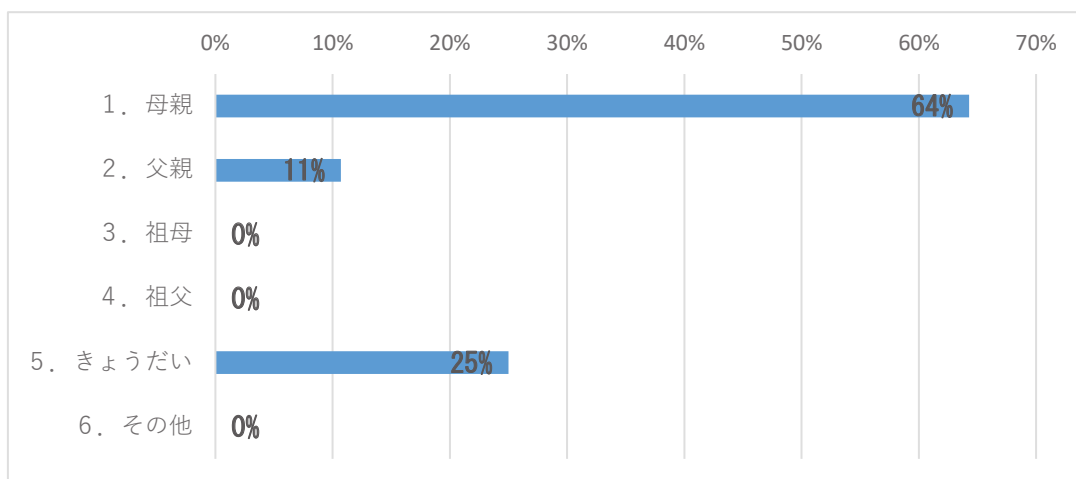
性別



年代

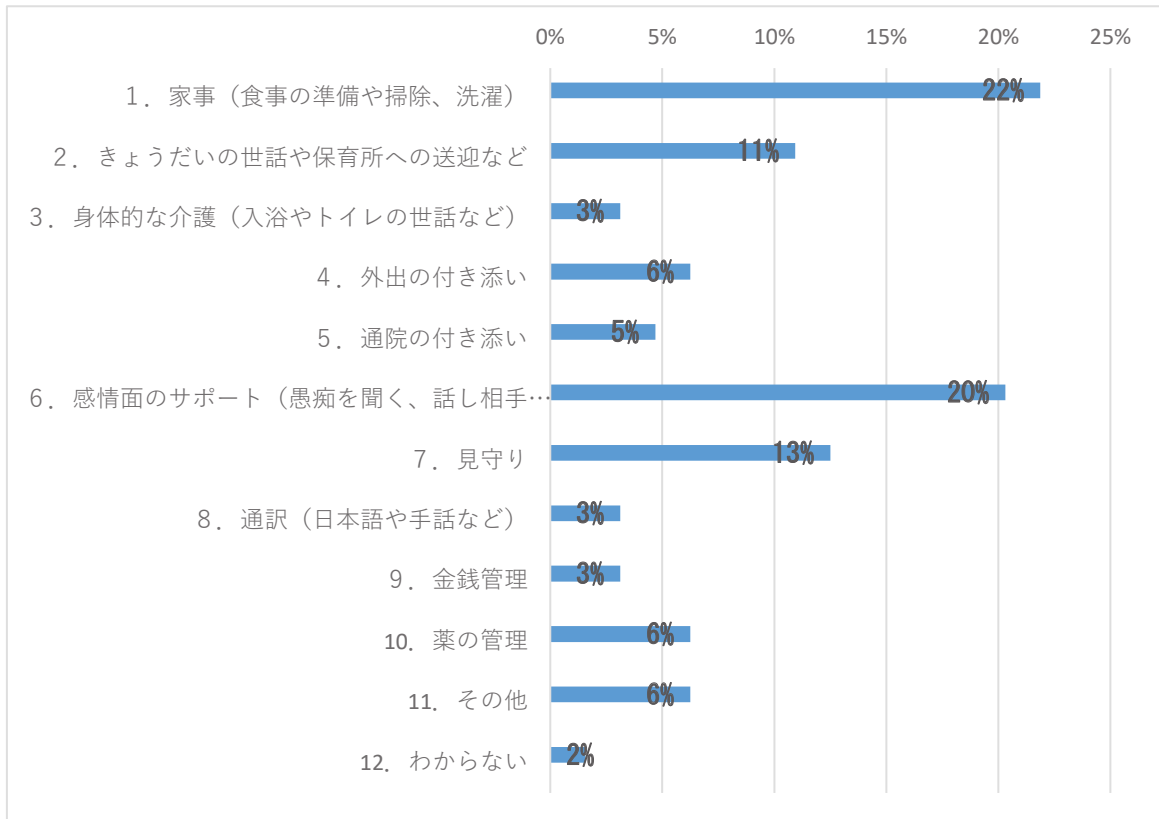


ケアをしている相手



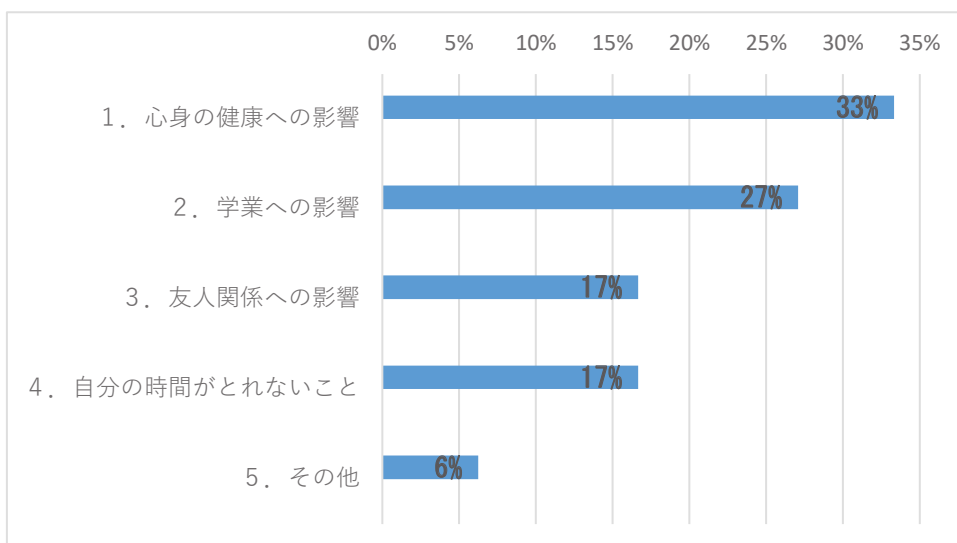
②担っている（いた）ケアの内容

また、「ヤングケアラー」ではないかと感じる子ども・若者がケアをしている（していた）内容を訊いたところ、「家事」が22%、「感情面のサポート」が20%、「見守り」が13%と、複数のケアを担っている。



③子どもや若者自身への影響

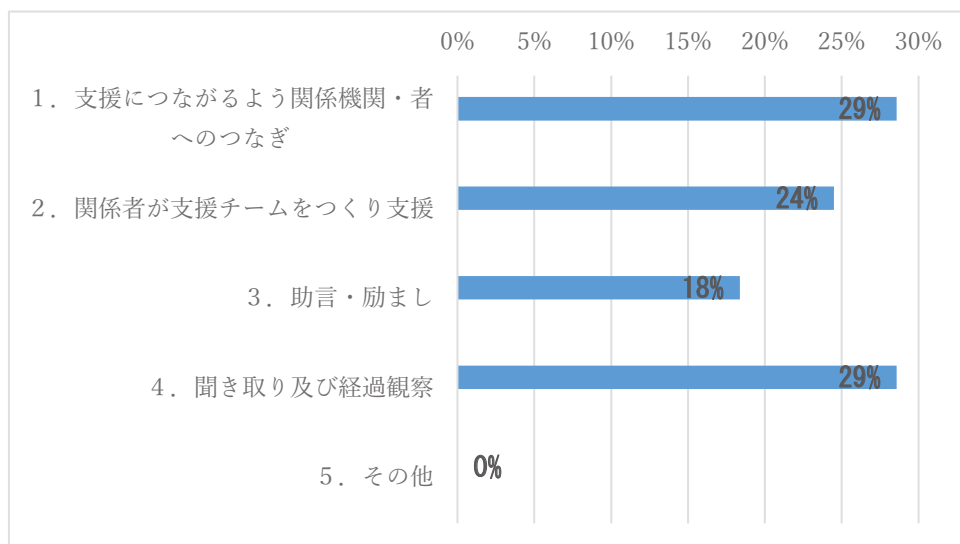
「ヤングケアラー」ではないかと感じる子ども・若者の生活にどのような影響が生じているか（生じていたか）訊いたところ、「心身の健康への影響」が33%、「学業への影響」が27%、「友人関係への影響」が17%、「自分の時間がとれないこと」が17%と、生活全般に影響があった。



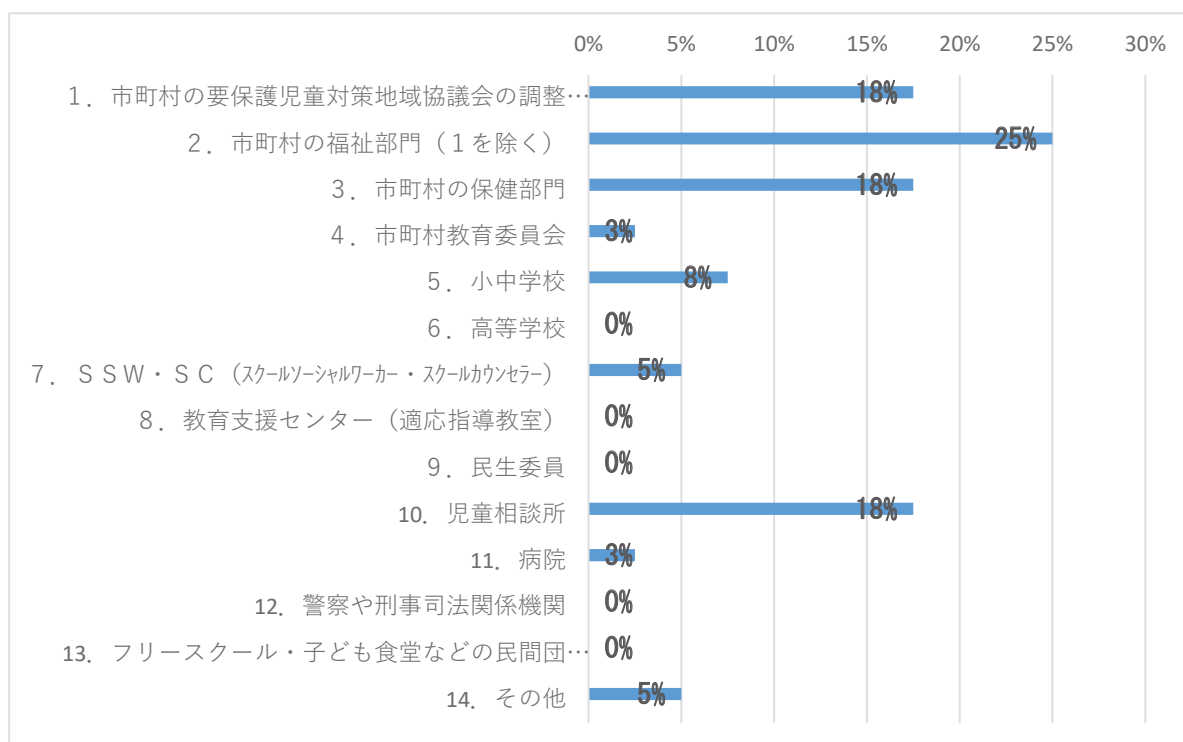
(3) ヤングケアラーへの支援について

①支援の内容

「ヤングケアラー」ではないかと感じる子どもや若者へ、どのような支援を行っているか訊いたところ、「支援につながるよう関係機関・者へのつなぎ」が29%、「関係者が支援チームを作り支援」が24%、「助言・励まし」が18%、「聞き取り及び経過観察」が29%であった。

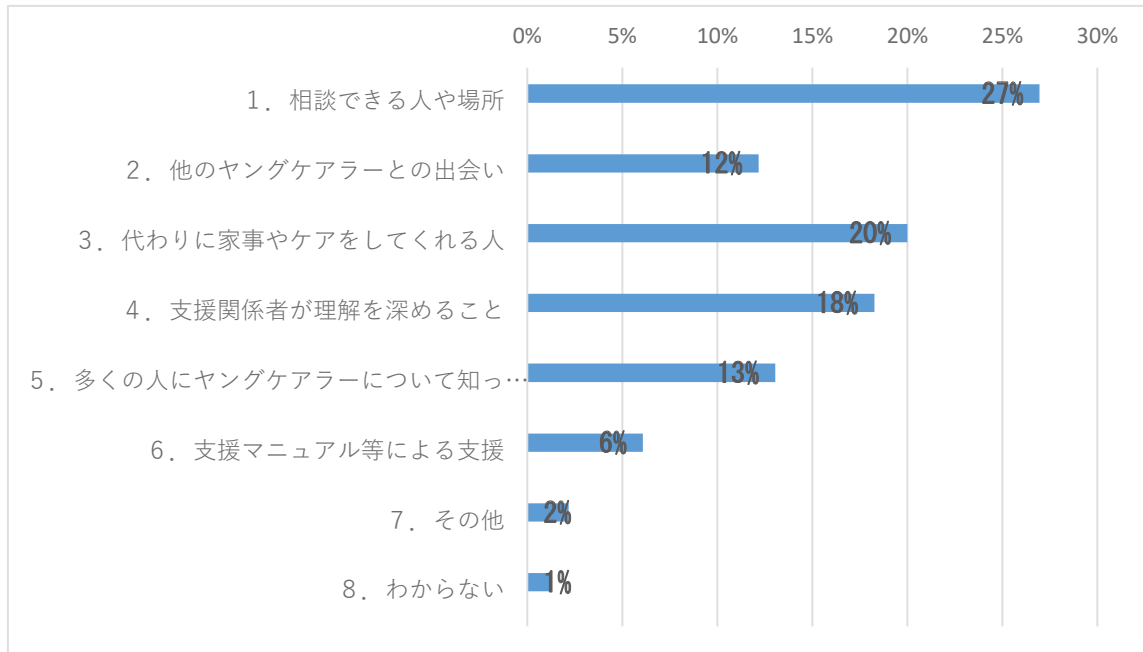


また、「支援につながるよう関係機関・者へのつなぎ」の具体的なつなぎ先を訊いたところ、「市町村の要保護児童対策地域協議会の調整機関／虐待対応部門」が18%、「市町村の福祉部門」が25%、「市町村の保健部門」が18%、「児童相談所」が18%と、複数の機関につないでいる。



②求められるサポート内容

「ヤングケアラー」である対象者に求められるサポートは何か訊いたところ、「相談できる人や場所」が27%、「他のヤングケアラーとの出会い」が12%、「代わりに家事やケアをしてくれる人」が20%、「支援関係者が理解を深めること」が18%、「多くの人にヤングケアラーについて知ってもらうこと」が13%、「支援マニュアル等による支援」が6%であった。



③支援で注意すべき点

代表的な意見は次のとおり

- ・表出されない思いや感情を理解しながら、子どもの気持ちに寄り添った支援を行うこと。
- ・親や家族が非難されたと感じて、子ども自身が苦しむことのないように、また、支援が入ることで、本人と家族の関係性が悪くならないよう配慮すること。
- ・様々な家庭事情がある中で、支援者の「当たり前」を押しつけないこと。
- ・その家庭の背景をしっかりと把握し、周囲や自身の気づきを促すこと。
- ・差別やいじめに繋がらないよう、プライバシーの保護に十分留意すること。

④支援のための民間の連絡先

意見は次のとおり

- ・フードバンク、子ども食堂
- ・学習塾
- ・チャイルドライン
- ・こどもサポート
- ・その他の民間支援団体

⑤既に取り組んでいる・今後取り組みそうな支援の内容、その他

代表的な意見は次のとおり

- ・ヤングケアラーについて知識不足なので、今後は積極的に学んでいきたい。
- ・精神科病院では、家族が直接支援の対象であるが、行政機関等と情報を共有し連携を図っていきたい。
- ・ヤングケアラーについて広く認知されること、また、相談窓口や支援体制の構築が必要。
- ・子どもたちにも授業などの中で、ヤングケアラーについて周知していくことが必要。
- ・このアンケート自体が気付きや啓発のよい機会となった。

【問い合わせ】

山梨県福祉保健部健康増進課(心の健康担当) 055-223-1495